

熊本県 天草不知火海区 区画漁業権に関する情報一覧

| 免許番号 | 漁業者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|--------|-----------|--------------------------------------|---|---------|-----------------------|----------------|------------------------|---------|--------------------------------------|--|
| 火区第1号 | 有限会社天草真珠 | 葦北郡芦北町女島地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点火第102号(葦北郡津奈木町大字福浜4433番地の地先海上防犯灯柱) ア 基点1と葦北郡芦北町女島大星エビス鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ334度・370メートルのところ イ 基点1とエビス鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ331度・545メートルのところ ウ 基点1とエビス鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ9度45分・780メートルのところ エ 基点1とエビス鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ18度・735メートルのところ オ 基点1とエビス鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ11度・545メートルのところ カ 基点1とエビス鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ355度30分・495メートルのところ | 第1種区画漁業 | 真珠養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 個別 | 葦北郡芦北町(芦北町井牟田、波多島、田浦町、杉迫、小田浦及び) | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 火区第2号 | 吉本 秋敏 | 宇城市三角町戸馳地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びオを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点火第119号(宇城市三角町戸馳字犬櫓北端) 基点2 熊本県漁場基点火第6号(宇城市三角町戸馳内潟防波堤突端) ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ129度15分・55メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ43度30分・35メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ9度・60メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ23度15分・145メートルのところ オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ24度45分・225メートルのところ | 第2種区画漁業 | くまびき養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 個別 | 宇城市三角町 | 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 火区第01号 | 芦北町漁業協同組合 | 葦北郡芦北町竹島地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度17分16.6秒、東経130度27分45.5秒 イ 北緯32度17分9.4秒、東経130度27分46.9秒 ウ 北緯32度17分11秒、東経130度27分51.8秒 エ 北緯32度17分17.4秒、東経130度27分50.1秒 | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 葦北郡芦北町(芦北町井牟田、波多島、田浦町、杉迫、小田浦及び海浦を除く) | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。 (3) 敷設する生け簀の面積は、7,680平方メートルを超えてはならない。 |
| 火区第02号 | 芦北町漁業協同組合 | 葦北郡芦北町(芦北町井牟田、波多島、田浦町、杉迫、小田浦及び海浦を除く) | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度17分16.6秒、東経130度27分45.5秒 イ 北緯32度17分9.4秒、東経130度27分46.9秒 ウ 北緯32度17分11秒、東経130度27分51.8秒 エ 北緯32度17分17.4秒、東経130度27分50.1秒 | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 葦北郡芦北町(芦北町井牟田、波多島、田浦町、杉迫、小田浦及び海浦を除く) | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。 (4) 敷設する生け簀の面積は、2,911平方メートルを超えてはならない。 |
| 火区第03号 | 津奈木漁業協同組合 | 葦北郡津奈木町福浦地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点火第102号(葦北郡津奈木町大字福浜4433番地の地先海上防犯灯柱) 基点2 葦北郡津奈木町大字福浜4490番地地先の防波堤西側基部 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ247度・40メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ345度30分・350メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ2度・290メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ48度30分・125メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 葦北郡津奈木町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。 (4) 敷設する生け簀の面積は、849平方メートル |

| 免許番号 | 漁業種者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|-------------|-----------|-----------------|---|---------|---------------------------|--------------------|----------------------------|---------|---------|--|
| 火区第1 04号 | 津奈木漁業協同組合 | 葦北郡津奈木町福浦 地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアを順次に結んだ線に よって囲まれた区域 ア 北緯32度17分33.1秒、東経130度27分6.1秒 イ 北緯32度17分24.4秒、東経130度27分6.8秒 ウ 北緯32度17分27.5秒、東経130度27分35.4秒 エ 北緯32度17分19.0秒、東経130度27分39.4秒 オ 北緯32度17分20.5秒、東経130度27分41.5秒 カ 北緯32度17分29.5秒、東経130度27分39.4秒 キ 北緯32度17分36.3秒、東経130度27分24.4 秒 | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(く ろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 葦北郡津奈木町 | (1) 漁場区域の外縁に 昼夜間視認できる標識 を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う 事業の施行に対して は、正当な理由がなけ ればこれを拒んではな らない。 (3) 行使状況を毎年県 に報告しなければならない。 (4) 敷設する生け簀の 面積は、8,548平方 メートルを超えてはなら ない。 |
| 火区第1 05号 | 津奈木漁業協同組合 | 葦北郡津奈木町合串 地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線に よって囲まれた区 域 基点1 熊本県漁場基点火第67号(葦北郡津奈木町合 串小島北防波堤突端) ア 基点1と葦北郡津奈木町帆柱崎西端を見通した線か ら基点1を基点として右へ42度30分・70メートルのど ころ イ 基点1と帆柱崎西端を見通した線から基点1を基点と して右へ116度・190メートルのところ ウ 基点1と帆柱崎西端を見通した線から基点1を基点と して右へ119度・400メートルのところ エ 基点1と帆柱崎西端を見通した線から基点1を基点と して右へ150度・395メートルのところ オ 基点1と帆柱崎西端を見通した線から基点1を基点と して右へ165度・170メートルのところ カ 基点1と帆柱崎西端を見通した線から基点1を基点と して右へ195度50分・30メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(く ろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 葦北郡津奈木町 | (1) 漁場区域の外縁に 昼夜間視認できる標識 を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う 事業の施行に対して は、正当な理由がなけ ればこれを拒んではな らない。 (3) 行使状況を毎年県 に報告しなければならない。 (4) 敷設する生け簀の 面積は、5,839平方 メートルを超えてはなら ない。 |
| 火区第1 06号 | 津奈木漁業協同組合 | 葦北郡津奈木町合串 地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ 線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点火第125号(葦北郡津奈木町 合串漁港平田地区北側防波堤突端) ア イとウを見通した線からイを基点として右へ270度 ・200メートルのところ イ 基点1と葦北郡津奈木町明神鼻北端を見通した線か ら基点1を基点として右へ79度 ・865メートルのところ ウ 基点1と明神鼻北端を見通した線から基点1を基点と して右へ82度50分・760メートルのところ エ 基点1と明神鼻北端を見通した線から基点1を基点と して右へ87度30分・800メートルのところ オ エとウを見通した線からエを基点として右へ270度 ・90メートルのところ カ オとエを見通した線からオを基点として右へ90度・1 00メートルのところ キ ウからエを見通した線上、ウから175メートルのど ころ ク アとイを見通した線からアを基点として右へ270度 ・120メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(く ろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 葦北郡津奈木町 | (1) 漁場区域の外縁に 昼夜間視認できる標識 を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う 事業の施行に対して は、正当な理由がなけ ればこれを拒んではな らない。 (3) 行使状況を毎年県 に報告しなければならない。 (4) 敷設する生け簀の 面積は、3,400平方 メートルを超えてはなら ない。 |
| 火区第1 07号 | 津奈木漁業協同組合 | 葦北郡津奈木町平国 地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線に よって囲まれた区 域 基点1 熊本県漁場基点火第125号(葦北郡津奈木町 合串漁港平田地区北側防波堤突端) ア 基点1と葦北郡津奈木町明神鼻北端を見通した線か ら基点1を基点として右へ31度30分・630メートルのど ころ イ 基点1と明神鼻北端を見通した線から基点1を基点と して右へ347度・345メートルのところ ウ 基点1と明神鼻北端を見通した線から基点1を基点と して右へ343度20分・545メートルのところ エ 基点1と明神鼻北端を見通した線から基点1を基点と して右へ14度・700メートルのところ オ 基点1と明神鼻北端を見通した線から基点1を基点と して右へ12度・745メートルのところ カ 基点1と明神鼻北端を見通した線から基点1を基点と して右へ17度40分・805メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(く ろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 葦北郡津奈木町 | (1) 漁場区域の外縁に 昼夜間視認できる標識 を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う 事業の施行に対して は、正当な理由がなけ ればこれを拒んではな らない。 (3) 行使状況を毎年県 に報告しなければならない。 (4) 敷設する生け簀の 面積は、9,450平方 メートルを超えてはなら ない。 |

| 免許番号 | 漁業種者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|-------------|-----------|------------|---|---------|------------|-----------------|------------------------|---------|--|---|
| 火区第2 01号 | 三角町漁業協同組合 | 宇城市三角町郡浦地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点火第96号(宇城市三角町郡浦御舟瀬西端) ア 基点1と宇城市三角町児島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ13度10分・660メートルのところ イ 基点1と児島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ0度30分・625メートルのところ ウ 基点1と児島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ357度30分・920メートルのところ エ 基点1と児島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ6度30分・950メートルのところ | 第1種区画漁業 | のり支柱式養殖業 | 9月1日から翌年4月30日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 宇城市三角町前越、中村及び郡浦 | (1) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (2) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。 |
| 火区第2 02号 | 三角町漁業協同組合 | 宇城市三角町大岳地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点火第14号(宇城市三角町手場底江崎南端) 基点2 熊本県漁場基点火第96号(宇城市三角町郡浦御舟瀬西端) ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ238度10分・1,208メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ241度30分・1,756メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ287度57分・2,251メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ298度9分・1,877メートルのところ オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ290度41分・1,671メートルのところ カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ291度41分・1,621メートルのところ | 第1種区画漁業 | のり支柱式養殖業 | 9月1日から翌年4月30日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 宇城市三角町前越、中村、郡浦、里浦、手場及び大口 | 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。 |
| 火区第2 21号 | 八代漁業協同組合 | 八代市殿牟田町地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点火第46号(八代市植柳下町球磨川本流(旧南川)左岸における海面と内水面との境界) 基点2 八代市金剛橋下流側線が球磨川右岸堤防天端外側と交わる場所 ア 基点1から真方位274度8分40.1秒・1,129.5メートルのところ イ 基点1から真方位269度52分19.9秒・1,113.1メートルのところ ウ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ355度45分・1,260メートルのところ エ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ351度30分・1,270メートルのところ | 第1種区画漁業 | あおりの支柱式養殖業 | 9月1日から翌年3月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 八代市(旧昭和村、旧日奈久町、旧二見村、旧鏡町及び旧千丁町、旧東陽村、旧泉村及び旧坂本村を除く) | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 河川管理者又は漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (3) 養殖施設は、毎年3月31日までに撤去しなければならない。 |
| 火区第2 22号 | 二見漁業協同組合 | 八代市二見洲口町地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度25分1.6秒、東経130度32分47.7秒 イ 北緯32度25分1.1秒、東経130度32分46.9秒 ウ 北緯32度24分54.6秒、東経130度32分53.0秒 エ 北緯32度24分54.2秒、東経130度32分53.4秒 オ 北緯32度24分53秒、東経130度32分55.8秒 カ 北緯32度24分53.6秒、東経130度32分56.1秒 キ 北緯32度24分54.8秒、東経130度32分53.7秒 | 第1種区画漁業 | あおりの支柱式養殖業 | 9月1日から翌年5月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 八代市二見洲口町 | (1) 河川管理者又は漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (2) 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。 |
| 火区第2 31号 | 八代漁業協同組合 | 八代市蛇籠町地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度30分11.5秒、東経130度35分21.3秒 イ 北緯32度30分10.0秒、東経130度35分20.5秒 ウ 北緯32度30分8.1秒、東経130度35分25.8秒 エ 北緯32度30分9.6秒、東経130度35分26.6秒 | 第1種区画漁業 | あおりの浮流し養殖業 | 9月1日から翌年5月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 八代市(旧昭和村、旧日奈久町、旧二見村、旧鏡町及び旧千丁町、旧東陽村、旧泉村及び旧坂本村を除く) | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 河川管理者又は漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (3) 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去し |

| 免許番号 | 漁業権者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|-------------|-----------|-----------|---|---------|------------|------------------|------------------------|---------|--|---|
| 火区第2 32号 | 八代漁業協同組合 | 八代市鼠蔵町地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点火第46号(八代市榎柳下町球磨川本流(旧南川)左岸における海面と内水面との漁業権の境界) 基点2 八代市金剛橋下流側線が球磨川右岸堤防天端外側と交わる地点 ア 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ142度・710メートルのところ イ 基点2から真方位221度49分4.5秒・718.2メートルのところ ウ 基点1から真方位269度52分19.9秒・1.113.1メートルのところ エ 基点1から真方位271度52分16.2秒・1.131.1メートルのところ | 第1種区画漁業 | あおのり浮流し養殖業 | 9月1日から翌年5月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 八代市(旧昭和村、旧日奈久町、旧二見村、旧鏡町及び旧千丁町、旧東陽村、旧泉村及び旧坂本村を除く) | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 河川管理者又は漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (3) 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。 |
| 火区第2 33号 | 八代漁業協同組合 | 八代市高植本町地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点火第46号(八代市榎柳下町球磨川本流(旧南川)左岸における海面と内水面との漁業権の境界) 基点2 八代市金剛橋下流側線が球磨川右岸堤防天端外側と交わる地点 ア 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ48度・150メートルのところ イ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ49度45分・190メートルのところ ウ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ21度・275メートルのところ エ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ2度・607メートルのところ オ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ3度・970メートルのところ カ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ0度30分・970メートルのところ キ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ358度30分・603メートルのところ ク 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ13度45分・255メートルのところ | 第1種区画漁業 | あおのり浮流し養殖業 | 9月1日から翌年5月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 八代市(旧昭和村、旧日奈久町、旧二見村、旧鏡町及び旧千丁町、旧東陽村、旧泉村及び旧坂本村を除く) | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 河川管理者又は漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (3) 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。 |
| 火区第2 34号 | 八代漁業協同組合 | 八代市水島町地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点火第46号(八代市榎柳下町球磨川本流(旧南川)左岸における海面と内水面との漁業権の境界) 基点2 八代市金剛橋下流側線が球磨川右岸堤防天端外側と交わる地点 ア 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ146度45分・3.100メートルのところ イ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ136度・2.963メートルのところ ウ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ123度45分・850メートルのところ エ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ127度・840メートルのところ オ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ136度・2.300メートルのところ | 第1種区画漁業 | あおのり浮流し養殖業 | 9月1日から翌年5月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 八代市(旧昭和村、旧日奈久町、旧二見村、旧鏡町及び旧千丁町、旧東陽村、旧泉村及び旧坂本村を除く) | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 河川管理者又は漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (3) 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。 |
| 火区第2 35号 | 八代漁業協同組合 | 八代市高植本町地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点火第46号(八代市榎柳下町球磨川本流(旧南川)左岸における海面と内水面との漁業権の境界) 基点2 八代市金剛橋下流側線が球磨川右岸堤防天端外側と交わる地点 ア 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ127度・840メートルのところ イ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ123度45分・850メートルのところ ウ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ49度45分・190メートルのところ エ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ48度・150メートルのところ | 第1種区画漁業 | あおのり浮流し養殖業 | 9月1日から翌年5月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 八代市(旧昭和村、旧日奈久町、旧二見村、旧鏡町及び旧千丁町、旧東陽村、旧泉村及び旧坂本村を除く) | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 河川管理者又は漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (3) 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。 |
| 火区第2 41号 | 水俣市漁業協同組合 | 水俣市西湯之児地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点火第70号(水俣市西湯之児岬突端) ア 基点1から真方位237度50分21秒・83.5メートルのところ イ 基点1から真方位247度24分7.7秒・130.5メートルのところ ウ 基点1から真方位201度20分13.6秒・266.5メートルのところ エ 基点1から真方位191度0分7.8秒・247メートルのところ | 第1種区画漁業 | こんぶ・わかめ養殖業 | 10月1日から翌年4月30日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 水俣市 | 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 |

| 免許番号 | 漁業権者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|-------------|-----------|-----------------|--|---------|-------------|------------------|------------------------|---------|-------------------|--|
| 火区第2 51号 | 三角町漁業協同組合 | 宇城市三角町三角浦 地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 熊本県漁場基点火第1号(宇城市三角町本村防波堤突端) イ 基点1と宇城市三角町中神島送電線鉄塔を見通した線から基点1を基点として右へ31度20分・540メートルのところ ウ 基点1と中神島送電線鉄塔を見通した線から基点1を基点として右へ35度2分・446メートルのところ エ 基点1と中神島送電線鉄塔を見通した線から基点1を基点として右へ28度49分・431メートルのところ オ 基点1と中神島送電線鉄塔を見通した線から基点1を基点として右へ26度・528メートルのところ | 第1種区画漁業 | ワカメ養殖業 | 11月1日から翌年4月30日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 宇城市三角町大田尾、三角浦及び波多 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (3) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。 |
| 火区第2 61号 | 水俣市漁業協同組合 | 水俣市明神町地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度11分56.5秒、東経130度22分5.8秒 イ 北緯32度11分53.7秒、東経130度22分4.6秒 ウ 北緯32度11分53.6秒、東経130度22分5.5秒 エ 北緯32度11分56.0秒、東経130度22分6.5秒 オ 北緯32度11分57.6秒、東経130度22分9.7秒 カ 北緯32度11分58.3秒、東経130度22分9.3秒 | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖業 | 9月1日から翌年4月30日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 水俣市明神町 | 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 火区第2 62号 | 水俣市漁業協同組合 | 水俣市明神町地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度11分50.3秒、東経130度22分2.2秒 イ 北緯32度11分49.6秒、東経130度22分2.8秒 ウ 北緯32度11分50.3秒、東経130度22分3.6秒 エ 北緯32度11分50.8秒、東経130度22分3.1秒 | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖業 | 9月1日から翌年4月30日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 水俣市明神町 | 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 火区第2 63号 | 水俣市漁業協同組合 | 水俣市明神町地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度11分47.1秒、東経130度21分56.0秒 イ 北緯32度11分46.4秒、東経130度21分56.8秒 ウ 北緯32度11分47.1秒、東経130度21分57.7秒 エ 北緯32度11分47.6秒、東経130度21分57.0秒 | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖業 | 9月1日から翌年4月30日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 水俣市明神町 | 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 火区第2 64号 | 水俣市漁業協同組合 | 水俣市明神町地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度11分42.8秒、東経130度21分52.6秒 イ 北緯32度11分42.3秒、東経130度21分53.1秒 ウ 北緯32度11分42.9秒、東経130度21分54.0秒 エ 北緯32度11分43.4秒、東経130度21分53.5秒 | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖業 | 9月1日から翌年4月30日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 水俣市明神町 | 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 火区第2 65号 | 水俣市漁業協同組合 | 水俣市明神町 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度11分45.7秒、東経130度21分44.5秒 イ 北緯32度11分44.9秒、東経130度21分43.9秒 ウ 北緯32度11分43.1秒、東経130度21分47.6秒 エ 北緯32度11分43.8秒、東経130度21分47.9秒 | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖業 | 9月1日から翌年4月30日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 水俣市明神町 | |

| 免許番号 | 漁業種者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|-------------|-----------|------------|--|---------|------------|----------------|------------------------|---------|--------------------------------------|--|
| 火区第3 01号 | 芦北町漁業協同組合 | 葦北郡芦北町大矢地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点火第102号(葦北郡津奈木町大字福浜4433番地の地先海上防犯灯柱) ア イからオを見通した線上、イから45メートルのところ イ 基点1と葦北郡芦北町女島大星エビス鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ330度30分・590メートルのところ ウ 基点1とエビス鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ0度45分・730メートルのところ エ 基点1とエビス鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ4度・710メートルのところ オ 基点1とエビス鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ334度・370メートルのところ | 第1種区画漁業 | 真珠貝垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 葦北郡芦北町(芦北町井牟田、波多島、田浦町、杉迫、小田浦及び海浦を除く) | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 火区第3 11号 | 水俣市漁業協同組合 | 水俣市西湯之児地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点火第70号(水俣市西湯之児岬突端) ア 基点1から真方位289度18分3.9秒・31.4メートルのところ イ 基点1から真方位291度46分56.1秒・71.3メートルのところ ウ 基点1から真方位193度51分32.3秒・177.3メートルのところ エ 基点1から真方位181度47分1.3秒・188.3メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひおうぎ垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 水俣市 | 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 |
| 火区第3 21号 | 三角町漁業協同組合 | 宇城市三角町戸馳地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度35分54.0秒、東経130度28分49.0秒 イ 北緯32度35分53.2秒、東経130度28分49.1秒 ウ 北緯32度35分53.3秒、東経130度28分54.1秒 エ 北緯32度35分54.1秒、東経130度28分54.0秒 | 第1種区画漁業 | かき支柱式養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 個別 | 宇城市三角町 | 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 火区第3 22号 | 鏡町漁業協同組合 | 八代市鏡町北新地地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度35分6.1秒、東経130度34分42.7秒 イ 北緯32度35分7.2秒、東経130度34分41.3秒 ウ 北緯32度35分6.1秒、東経130度34分39.9秒 エ 北緯32度35分5.0秒、東経130度34分41.3秒 | 第1種区画漁業 | かき支柱式養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 八代市鏡町 | 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 |
| 火区第3 23号 | 水俣市漁業協同組合 | 水俣市袋地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度10分52.4秒、東経130度22分22.2秒 イ 北緯32度10分51.8秒、東経130度22分22.0秒 ウ 北緯32度10分51.7秒、東経130度22分22.3秒 エ 北緯32度10分52.3秒、東経130度22分22.6秒 | 第1種区画漁業 | かき支柱式養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 水俣市袋 | 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 火区第3 31号 | 三角町漁業協同組合 | 宇城市三角町戸馳地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度35分41.6秒、東経130度28分39.2秒 イ 北緯32度35分37.4秒、東経130度28分41.9秒 ウ 北緯32度35分40.5秒、東経130度28分46.9秒 エ 北緯32度35分44.7秒、東経130度28分43.1秒 | 第1種区画漁業 | かき垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 個別 | 宇城市三角町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 火区第3 32号 | 三角町漁業協同組合 | 宇城市三角町戸馳地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度35分13.5秒、東経130度30分20.0秒 イ 北緯32度35分4.7秒、東経130度30分31.3秒 ウ 北緯32度35分19.1秒、東経130度30分46.9秒 エ 北緯32度35分27.8秒、東経130度30分35.6秒 | 第1種区画漁業 | かき垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 個別 | 宇城市三角町 | 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 |

| 免許番号 | 漁業種者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|-------------|-----------|-------------|--|---------|----------|----------------|------------------------|---------|--------------|--|
| 火区第3 33号 | 鏡町漁業協同組合 | 八代市鏡町北新地地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度34分46.1秒、東経130度33分30.1秒 イ 北緯32度34分39.9秒、東経130度33分39.9秒 ウ 北緯32度35分4.9秒、東経130度34分1.9秒 エ 北緯32度35分11.1秒、東経130度33分52.0秒 | 第1種区画漁業 | かき垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 八代市鏡町 | 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる |
| 火区第3 34号 | 芦北町漁業協同組合 | 葦北郡芦北町女島地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度17分17.3秒、東経130度27分50.7秒 イ 北緯32度17分11.4秒、東経130度27分52.9秒 ウ 北緯32度17分11.0秒、東経130度27分57.5秒 エ 北緯32度17分18.4秒、東経130度27分54.7秒 | 第1種区画漁業 | かき垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 葦北郡芦北町女島及び計石 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 火区第3 35号 | 津奈木漁業協同組合 | 葦北郡津奈木町福浦地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度17分5.9秒、東経130度27分44.2秒 イ 北緯32度17分3.0秒、東経130度27分45.9秒 ウ 北緯32度17分3.7秒、東経130度27分47.6秒 エ 北緯32度17分6.6秒、東経130度27分45.9秒 | 第1種区画漁業 | かき垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 葦北郡津奈木町福浦 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 火区第3 36号 | 津奈木漁業協同組合 | 葦北郡津奈木町大泊地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度14分30.7秒、東経130度25分45.8秒 イ 北緯32度14分27.9秒、東経130度25分47.7秒 ウ 北緯32度14分28.7秒、東経130度25分49.4秒 エ 北緯32度14分31.5秒、東経130度25分47.4秒 | 第1種区画漁業 | かき垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 葦北郡津奈木町大泊 | 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 |
| 火区第3 37号 | 津奈木漁業協同組合 | 葦北郡津奈木町大泊地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度14分26.7秒、東経130度25分53.4秒 イ 北緯32度14分25.2秒、東経130度25分54.3秒 ウ 北緯32度14分25.9秒、東経130度25分56.0秒 エ 北緯32度14分27.4秒、東経130度25分55.2秒 | 第1種区画漁業 | かき垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 葦北郡津奈木町大泊 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 火区第3 38号 | 水俣市漁業協同組合 | 水俣市袋地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度10分51.7秒、東経130度22分23.1秒 イ 北緯32度10分49.7秒、東経130度22分25.0秒 ウ 北緯32度10分52.7秒、東経130度22分29.5秒 エ 北緯32度10分54.7秒、東経130度22分27.6秒 | 第1種区画漁業 | かき垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 水俣市袋 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 火区第3 39号 | 水俣市漁業協同組合 | 水俣市袋地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度10分54.5秒、東経130度22分33.7秒 イ 北緯32度10分51.4秒、東経130度22分32.3秒 ウ 北緯32度10分50.9秒、東経130度22分34.1秒 エ 北緯32度10分53.9秒、東経130度22分35.5秒 | 第1種区画漁業 | かき垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 水俣市袋 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |

| 免許番号 | 漁業種者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|-------|----------|-------------|---|---------|-------|----------------|------------------------|---------|---------|---------------------------------|
| 天区第1号 | 壁谷 実 | 上天草市松島町阿村地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第62号(熊本県漁場基点天第31号(長砂連角の鼻南端)と下大戸ノ鼻灯台を見通した線から天第31号を基点として右へ65度50分の線と天第64号(船人島北端)と下大戸ノ鼻灯台を見通した線から天第64号を基点として右へ354度31分の線との交点(瀬島地先高洲) ア 基点1から真方位82度53分・630メートルのところ イ 基点1から真方位91度53分・740メートルのところ ウ 基点1から真方位98度23分・675メートルのところ エ 基点1から真方位88度53分・548メートルのところ | 第1種区画漁業 | 真珠養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 個別 | 上天草市松島町 | 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 |
| 天区第2号 | 有限会社松岡真珠 | 上天草市松島町阿村地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第62号(熊本県漁場基点天第31号(長砂連角の鼻南端)と下大戸ノ鼻灯台を見通した線から天第31号を基点として右へ65度50分の線と天第64号(船人島北端)と下大戸ノ鼻灯台を見通した線から天第64号を基点として右へ354度31分の線との交点(瀬島地先高洲) ア 基点1と上天草市松島町下大戸ノ鼻灯台を見通した線から基点1を基点として右へ340度30分・620メートルのところ イ 基点1と下大戸ノ鼻灯台を見通した線から基点1を基点として右へ348度・580メートルのところ ウ 基点1と下大戸ノ鼻灯台を見通した線から基点1を基点として右へ330度30分・370メートルのところ エ 基点1と下大戸ノ鼻灯台を見通した線から基点1を基点として右へ322度30分・435メートルのところ | 第1種区画漁業 | 真珠養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 個別 | 上天草市松島町 | 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 |
| 天区第3号 | 有限会社松岡真珠 | 上天草市松島町阿村地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第62号(熊本県漁場基点天第31号(長砂連角の鼻南端)と下大戸ノ鼻灯台を見通した線から天第31号を基点として右へ65度50分の線と天第64号(船人島北端)と下大戸ノ鼻灯台を見通した線から天第64号を基点として右へ354度31分の線との交点(瀬島地先高洲) ア 基点1と上天草市松島町下大戸ノ鼻灯台を見通した線から基点1を基点として右へ349度30分・825メートルのところ イ 基点1と下大戸ノ鼻灯台を見通した線から基点1を基点として右へ355度30分・790メートルのところ ウ 基点1と下大戸ノ鼻灯台を見通した線から基点1を基点として右へ348度・580メートルのところ エ 基点1と下大戸ノ鼻灯台を見通した線から基点1を基点として右へ340度30分・620メートルのところ | 第1種区画漁業 | 真珠養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 個別 | 上天草市松島町 | 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 |
| 天区第4号 | 有限会社松岡真珠 | 上天草市松島町阿村地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第62号(熊本県漁場基点天第31号(長砂連角の鼻南端)と下大戸ノ鼻灯台を見通した線から天第31号を基点として右へ65度50分の線と天第64号(船人島北端)と下大戸ノ鼻灯台を見通した線から天第64号を基点として右へ354度31分の線との交点(瀬島地先高洲) ア 基点1と上天草市松島町下大戸ノ鼻灯台を見通した線から基点1を基点として右へ349度30分・575メートルのところ イ 基点1と下大戸ノ鼻灯台を見通した線から基点1を基点として右へ357度・550メートルのところ ウ 基点1と下大戸ノ鼻灯台を見通した線から基点1を基点として右へ343度・305メートルのところ エ 基点1と下大戸ノ鼻灯台を見通した線から基点1を基点として右へ331度30分・355メートルのところ | 第1種区画漁業 | 真珠養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 個別 | 上天草市松島町 | 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 |

| 免許番号 | 漁業権者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|-------|----------|-------------|--|---------|-------|----------------|------------------------|---------|---------|--|
| 天区第5号 | 有限会社松岡真珠 | 上天草市松島町阿村地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第81号(上天草市松島町前島赤灯台と松島町水産物センター埋立地北東端角を見通した線から灯台を基点として右へ217度15分の線がキンガ瀬の陸岸と交わる所) ア 基点1と松島町前島赤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ3度・250メートルのところ イ 基点1と前島赤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ9度30分・290メートルのところ ウ 基点1と前島赤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ22度30分・260メートルのところ エ 基点1と前島赤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ17度30分・215メートルのところ | 第1種区画漁業 | 真珠養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 個別 | 上天草市松島町 | 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 |
| 天区第6号 | 有限会社松岡真珠 | 上天草市松島町合津地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第90号(上天草市松島町太郎島頂点と野島南端を見通した線から太郎島頂点を基点として右へ4度の線が陸岸(野島)と交わる所(野島東端)) ア 基点1と上天草市松島町太郎島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ65度・165メートルのところ イ 基点1と太郎島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ97度・130メートルのところ ウ 基点1と太郎島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ290度30分・100メートルのところ エ 基点1と太郎島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ330度・145メートルのところ | 第1種区画漁業 | 真珠養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 個別 | 上天草市松島町 | 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 |
| 天区第7号 | 有限会社天草真珠 | 天草市五和町二江地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第130号(天草市五和町通詞島三角点と五通岩を見通した線から通詞島三角点を基点として右へ160度47分の線が陸岸と交わる所からその線の延長上20.4メートルのところ) ア 基点1と天草市五和町通詞島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ16度・348メートルのところ イ 基点1と通詞島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ330度・70メートルのところ ウ 基点1と通詞島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ313度・335メートルのところ エ 基点1と通詞島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ341度15分・435メートルのところ | 第1種区画漁業 | 真珠養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 個別 | 天草市五和町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第8号 | 松本 基督 | 天草市河浦町崎津地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第142号(天草市河浦町崎津名越鼻北端) ア 基点1と天草市河浦町神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ338度・650メートルのところ イ 基点1と神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ344度・560メートルのところ ウ 基点1と神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ330度・460メートルのところ エ 基点1と神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ324度・570メートルのところ | 第1種区画漁業 | 真珠養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 個別 | 天草市河浦町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第9号 | 白石 惣一郎 | 天草市河浦町崎津地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第142号(天草市河浦町崎津名越鼻北端) ア 基点1と天草市河浦町神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ348度・760メートルのところ イ 基点1と神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ355度・690メートルのところ ウ 基点1と神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ345度30分・570メートルのところ エ 基点1と神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ338度30分・650メートルのところ | 第1種区画漁業 | 真珠養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 個別 | 天草市河浦町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |

| 免許番号 | 漁業種者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|------------|----------|----------------|---|---------|-------|--------------------|----------------------------|---------|--------|--|
| 天区第1 0号 | 永露 政志 | 天草市河浦町崎津地 先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第142号(天草市河浦町崎津名越鼻北端) ア 基点1と天草市河浦町神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ354度45分・1,035メートルのところ イ 基点1と神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ359度15分・980メートルのところ ウ 基点1と神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ354度15分・950メートルのところ エ 基点1と神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ349度15分・920メートルのところ | 第1種区画漁業 | 真珠養殖業 | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和15年8月31日まで | 個別 | 天草市河浦町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第1 1号 | 九州真珠有限会社 | 天草市河浦町崎津地 先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第142号(天草市河浦町崎津名越鼻北端) ア 基点1と天草市河浦町鬼塚鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ347度30分・520メートルのところ イ 基点1と鬼塚鼻北端を見通した線上、基点1から610メートルのところ ウ 基点1と鬼塚鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ49度15分・415メートルのところ エ 基点1と鬼塚鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ51度・265メートルのところ | 第1種区画漁業 | 真珠養殖業 | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和15年8月31日まで | 個別 | 天草市河浦町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第1 2号 | 九州真珠有限会社 | 天草市河浦町崎津地 先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第139号(天草市河浦町崎津床松の鼻南東端) ア 基点1と天草市河浦町名越鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ54度20分・290メートルのところ イ 基点1と名越鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ37度・490メートルのところ ウ 基点1と名越鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ50度・555メートルのところ エ 基点1と名越鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ76度・350メートルのところ オ 基点1と名越鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ67度・310メートルのところ | 第1種区画漁業 | 真珠養殖業 | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和15年8月31日まで | 個別 | 天草市河浦町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第1 3号 | 九州真珠有限会社 | 天草市河浦町崎津地 先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第145号(天草市河浦町崎津小倉鼻東端) ア 基点1と天草市河浦町五通山山頂を見通した線から基点1を基点として右へ352度30分・190メートルのところ イ 基点1と五通山山頂を見通した線から基点1を基点として右へ356度15分・295メートルのところ ウ 基点1と五通山山頂を見通した線から基点1を基点として右へ56度・500メートルのところ エ 基点1と五通山山頂を見通した線から基点1を基点として右へ69度・430メートルのところ オ 基点1と五通山山頂を見通した線から基点1を基点として右へ2度5分・170メートルのところ カ 基点1と五通山山頂を見通した線から基点1を基点として右へ2度5分・180メートルのところ | 第1種区画漁業 | 真珠養殖業 | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和15年8月31日まで | 個別 | 天草市河浦町 | 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 |
| 天区第1 4号 | 九州真珠有限会社 | 天草市河浦町崎津地 先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第145号(天草市河浦町崎津小倉鼻東端) ア 基点1と天草市河浦町五通山山頂を見通した線から基点1を基点として右へ26度30分・18メートルのところ イ 基点1と五通山山頂を見通した線から基点1を基点として右へ5度5分・163メートルのところ ウ 基点1と天草市河浦町松ヶ鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ3度・490メートルのところ エ 基点1と松ヶ鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ3度・490メートルのところ オ 基点1と松ヶ鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ4度・705メートルのところ カ 基点1と松ヶ鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ19度・720メートルのところ キ 基点1と松ヶ鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ31度・435メートルのところ | 第1種区画漁業 | 真珠養殖業 | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和15年8月31日まで | 個別 | 天草市河浦町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |

| 免許番号 | 漁業種者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|------------|----------|-----------------|---|---------|-------|--------------------|----------------------------|---------|----------|--|
| 天区第1 5号 | 濱 宗一郎 | 天草市二浦町亀浦地 先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲ま れた区域 ア 北緯32度17分12.5秒、東経130度1分49. 7秒 イ 北緯32度17分14.3秒、東経130度1分56. 3秒 ウ 北緯32度17分12.9秒、東経130度1分58. 3秒 エ 北緯32度17分11.0秒、東経130度1分51. 8秒 | 第1種区画漁業 | 真珠養殖業 | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和15年8月31日まで | 個別 | 天草市二浦町亀浦 | (1) 漁場区域の外縁に 昼夜間視認できる標識 を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う 事業の施行に対して は、正当な理由がなけ ればこれを拒んではな らない。 |
| 天区第1 6号 | 濱 宗一郎 | 天草市二浦町亀浦地 先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲ま れた区域 ア 北緯32度17分8.2秒、東経130度1分41.5 秒 イ 北緯32度17分8.5秒、東経130度1分46.8 秒 ウ 北緯32度17分7.3秒、東経130度1分48.0 秒 エ 北緯32度17分6.9秒、東経130度1分42.7 秒 | 第1種区画漁業 | 真珠養殖業 | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和15年8月31日まで | 個別 | 天草市二浦町亀浦 | (1) 漁場区域の外縁に 昼夜間視認できる標識 を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う 事業の施行に対して は、正当な理由がなけ ればこれを拒んではな らない。 |
| 天区第1 7号 | 有限会社浅海真珠 | 天草市深海町地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によ って囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第172号(天草市深海町浅 海保木鼻西端) ア 基点1と天草市深海町黒崎東端を見通した線から基 点1を基点として右へ9度・430メートルのところ イ 基点1と黒崎東端を見通した線から基点1を基点とし て右へ26度30分・495メートルのところ ウ 基点1と黒崎東端を見通した線から基点1を基点とし て右へ50度・540メートルのところ エ 基点1と黒崎東端を見通した線から基点1を基点とし て右へ53度30分・490メートルのところ オ 基点1と黒崎東端を見通した線から基点1を基点とし て右へ115度30分・465メートルのところ カ 基点1と黒崎東端を見通した線から基点1を基点とし て右へ136度30分・315メートルのところ | 第1種区画漁業 | 真珠養殖業 | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和15年8月31日まで | 個別 | 天草市深海町 | (1) 漁場区域の外縁に 昼夜間視認できる標識 を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う 事業の施行に対して は、正当な理由がなけ ればこれを拒んではな らない。 |
| 天区第1 8号 | 九州真珠有限公司 | 天草市新和町中田地 先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲ま れた区域 基点1 熊本県漁場基点天第189号(天草市新和町親 崎鼻南端) ア 基点1と天草市河浦町宮野河内野崎鼻東端を見通し た線から基点1を基点として右へ326度30分・85メー トルのところ イ 基点1と野崎鼻東端を見通した線から基点1を基点と して右へ9度30分・335メートルのところ ウ 基点1と野崎鼻東端を見通した線から基点1を基点と して右へ56度・405メートルのところ エ 基点1と野崎鼻東端を見通した線から基点1を基点と して右へ100度・235メートルのところ | 第1種区画漁業 | 真珠養殖業 | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和15年8月31日まで | 個別 | 天草市新和町 | 漁場区域の外縁に昼 夜間視認できる標識を 設置しなければならない。 |
| 天区第1 9号 | 有限会社松岡真珠 | 天草市新和町大多尾 地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲ま れた区域 ア 北緯32度22分25.0秒、東経130度14分1 1.3秒 イ 北緯32度22分25.2秒、東経130度14分1 5.6秒 ウ 北緯32度22分15.8秒、東経130度14分1 5.9秒 エ 北緯32度22分15.6秒、東経130度14分1 1.6秒 | 第1種区画漁業 | 真珠養殖業 | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和15年8月31日まで | 個別 | 天草市新和町 | 漁場区域の外縁に昼 夜間視認できる標識を 設置しなければならない。 |
| 天区第2 0号 | 株式会社平山海洋 | 天草市下浦町地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲ま れた区域 基点1 熊本県漁場基点天第207号(天草市下浦町須 森埋地南端) ア 基点1と天草市上血塚島東端を見通した線から基点 1を基点として右へ24度・10メートルのところ イ 基点1と上血塚島東端を見通した線から基点1を基 点として右へ265度45分・60メートルのところ ウ 基点1と上血塚島東端を見通した線から基点1を基 点として右へ318度30分・110メートルのところ エ 基点1と上血塚島東端を見通した線から基点1を基 点として右へ354度30分・100メートルのところ | 第1種区画漁業 | 真珠養殖業 | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和15年8月31日まで | 個別 | 天草市下浦町 | 漁場区域の外縁に昼 夜間視認できる標識を 設置しなければならない。 |

| 免許番号 | 漁業種者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|------------|----------|----------|--|---------|-------|----------------|------------------------|---------|--------|---|
| 天区第2 1号 | 株式会社平山海洋 | 天草市下浦町地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第210号(天草市下浦町下血塚島北端) ア 基点1と天草市上血塚島南端を見通した線から基点1を基点として右へ353度・85メートルのところ イ 基点1と上血塚島南端を見通した線から基点1を基点として右へ20度30分・145メートルのところ ウ 基点1と上血塚島南端を見通した線から基点1を基点として右へ111度・265メートルのところ エ 基点1と上血塚島南端を見通した線から基点1を基点として右へ127度45分・235メートルのところ | 第1種区画漁業 | 真珠養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 個別 | 天草市下浦町 | 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 |
| 天区第2 2号 | 株式会社平山海洋 | 天草市下浦町地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第401号(天草市上血塚島東端) ア 基点1と天草市下浦町小島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ330度45分・845メートルのところ イ 基点1と小島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ328度45分・955メートルのところ ウ 基点1と小島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ338度30分・1,025メートルのところ エ 基点1と小島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ341度45分・920メートルのところ | 第1種区画漁業 | 真珠養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 個別 | 天草市下浦町 | 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 |
| 天区第2 3号 | 株式会社平山海洋 | 天草市下浦町地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第211号(天草市下浦町下血塚島東端) ア 基点1と天草市下浦町戸の崎鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ324度45分・708メートルのところ イ 基点1と戸の崎鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ315度45分・765メートルのところ ウ 基点1と戸の崎鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ321度30分・933メートルのところ エ 基点1と戸の崎鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ329度15分・889メートルのところ | 第1種区画漁業 | 真珠養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 個別 | 天草市下浦町 | 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 |
| 天区第2 4号 | 株式会社平山海洋 | 天草市下浦町地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第213号(天草市下浦町戸の崎鼻西端) ア 基点1と天草市下浦町下血塚島東端を見通した線から基点1を基点として右へ6度・525メートルのところ イ 基点1と下血塚島東端を見通した線から基点1を基点として右へ10度30分・757メートルのところ ウ 基点1と下血塚島東端を見通した線から基点1を基点として右へ21度・750メートルのところ エ 基点1と下血塚島東端を見通した線から基点1を基点として右へ21度40分・512メートルのところ | 第1種区画漁業 | 真珠養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 個別 | 天草市下浦町 | 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 |
| 天区第2 5号 | 株式会社平山海洋 | 天草市下浦町地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第214号(天草市下浦町戸の崎漁港東側防波堤基部から南へ30,6メートルのところ) ア 基点1と天草市新和町横島灯台を見通した線から基点1を基点として右へ26度20分・270メートルのところ イ 基点1と横島灯台を見通した線から基点1を基点として右へ29度・570メートルのところ ウ 基点1と横島灯台を見通した線から基点1を基点として右へ43度・575メートルのところ エ 基点1と横島灯台を見通した線から基点1を基点として右へ55度・290メートルのところ | 第1種区画漁業 | 真珠養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 個別 | 天草市下浦町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない |

| 免許番号 | 漁業種者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|------------|----------|----------------|--|---------|-------|--------------------|----------------------------|---------|---------|---|
| 天区第2 6号 | 中村 一成 | 天草市倉岳町棚底地 先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲ま れた区域 基点1 熊本県漁場基点天第406号(熊本県漁場基点 天第224号(落人鼻南端)と平瀬島東端を見通した線か ら天第224号を基点として右へ228度10分の線が天草 市倉岳町元首鼻の最大高潮時海岸線と交わる ア 基点1と天草市倉岳町小島頂点を見通した線から基 点1を基点として右へ0度10分・470メートルのところ イ 基点1と小島頂点を見通した線から基点1を基点とし て右へ357度30分・245メートルのところ ウ 基点1と小島頂点を見通した線から基点1を基点とし て右へ328度30分・300メートルのところ エ 基点1と小島頂点を見通した線から基点1を基点とし て右へ342度15分・505メートルのところ | 第1種区画漁業 | 真珠養殖業 | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和15年8月31日まで | 個別 | 天草市倉岳町 | 漁場区域の外縁に昼 夜間視認できる標識を 設置しなければならない。 |
| 天区第2 7号 | 松本水産株式会社 | 天草市倉岳町棚底地 先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲ま れた区域 基点1 熊本県漁場基点天第226号(天草市倉岳町棚 底小島頂点) ア 基点1から真方位204度37分・619メートルのところ イ 基点1から真方位197度12分・626メートルのところ ウ 基点1から真方位198度30分・861メートルのところ エ 基点1から真方位203度52分・860メートルのところ | 第1種区画漁業 | 真珠養殖業 | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和15年8月31日まで | 個別 | 天草市倉岳町 | 漁場区域の外縁に昼 夜間視認できる標識を 設置しなければならない。 |
| 天区第2 8号 | 山崎 昭夫 | 天草市御所浦町地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲ま れた区域 基点1 熊本県漁場基点天第255号(天草市御所浦町 牧島グミノ木崎南端) ア 基点1から真方位145度11分・1,187メートルのと ころ イ 基点1から真方位144度15分・1,270メートルのと ころ ウ 基点1から真方位146度30分・1,280メートルのと ころ エ 基点1から真方位147度30分・1,200メートルのと ころ | 第1種区画漁業 | 真珠養殖業 | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和15年8月31日まで | 個別 | 天草市御所浦町 | 漁場区域の外縁に昼 夜間視認できる標識を 設置しなければならない。 |
| 天区第2 9号 | 山崎 昭夫 | 天草市御所浦町地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲ま れた区域 基点1 熊本県漁場基点天第273号(天草市御所浦町 牧島奥法崎南西端) ア 基点1から真方位254度15分・407メートルのところ イ 基点1から真方位245度30分・395メートルのところ ウ 基点1から真方位243度・585メートルのところ エ 基点1から真方位249度・593メートルのところ | 第1種区画漁業 | 真珠養殖業 | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和15年8月31日まで | 個別 | 天草市御所浦町 | 漁場区域の外縁に昼 夜間視認できる標識を 設置しなければならない。 |
| 天区第3 0号 | 舛井 博紀 | 天草市御所浦町地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲ま れた区域 基点1 熊本県漁場基点天第273号(天草市御所浦町 牧島奥法崎南西端) ア 基点1から真方位294度30分・235メートルのところ イ 基点1から真方位267度45分・184メートルのところ ウ 基点1から真方位257度・348メートルのところ エ 基点1から真方位276度45分・334メートルのところ | 第1種区画漁業 | 真珠養殖業 | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和15年8月31日まで | 個別 | 天草市御所浦町 | 漁場区域の外縁に昼 夜間視認できる標識を 設置しなければならない。 |
| 天区第3 1号 | 松本水産株式会社 | 天草市御所浦町地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲ま れた区域 基点1 熊本県漁場基点天第273号(天草市御所浦町 牧島奥法崎南西端) ア 基点1から真方位294度30分・235メートルのところ イ 基点1から真方位267度45分・184メートルのところ ウ 基点1から真方位257度・348メートルのところ エ 基点1から真方位276度45分・334メートルのところ | 第1種区画漁業 | 真珠養殖業 | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和15年8月31日まで | 個別 | 天草市御所浦町 | 漁場区域の外縁に昼 夜間視認できる標識を 設置しなければならない。 |

| 免許番号 | 漁業種者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|---------|----------|-------------|---|---------|--------|----------------|------------------------|---------|----------|--|
| 天区第3号 | 松本水産株式会社 | 天草市御所浦町地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第273号(天草市御所浦町牧島奥法崎南西端) ア 基点1から真方位294度30分・235メートルのところ イ 基点1から真方位267度45分・184メートルのところ ウ 基点1から真方位257度・348メートルのところ エ 基点1から真方位276度45分・334メートルのところ | 第1種区画漁業 | 真珠養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 個別 | 天草市御所浦町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第201号 | 天草漁業協同組合 | 上天草市大矢野町中地先 | 次のア、イ及びウを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第432号(熊本県漁場基点天第23号(江後北端)と天第22号(江樋戸港防波堤灯台)を見通した線から天第23号を基点として右へ29度5分の線が上天草市大矢野町中宮津地先のくまび養殖場護岸と交わる)と 基点2 熊本県漁場基点天第24号(上天草市大矢野町手取島頂点) ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ230度・205メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ138度・180メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ154度55分・205メートルのところ | 第2種区画漁業 | くまび養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 個別 | 上天草市大矢野町 | |
| 天区第202号 | 天草漁業協同組合 | 上天草市大矢野町中地先 | 次の基点1とア及び基点1とイを結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第432号(熊本県漁場基点天第23号(江後北端)と天第22号(江樋戸港防波堤灯台)を見通した線から天第23号を基点として右へ29度5分の線が上天草市大矢野町中宮津地先のくまび養殖場護岸と交わる)と 基点2 熊本県漁場基点天第24号(上天草市大矢野町手取島頂点) ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ230度・200メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ319度15分・320メートルのところ | 第2種区画漁業 | くまび養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 個別 | 上天草市大矢野町 | |
| 天区第203号 | 株式会社丸山えび | 上天草市大矢野町中地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ及び力を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第330号(熊本県漁場基点天第35号(横島南西端)と天第38号(カネカキ鼻北東端)を見通した線から天第35号を基点として右へ298度47分の線が上天草市大矢野町中海部田の陸岸と交わる)と 基点2 熊本県漁場基点天第35号(上天草市大矢野町横島南西端) ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ342度20分・125メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ347度10分・130メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ357度5分・115メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ40度10分・135メートルのところ オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ49度40分・50メートルのところ | 第2種区画漁業 | くまび養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 個別 | 上天草市大矢野町 | |
| 天区第204号 | 有限会社丸山水産 | 上天草市大矢野町中地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ及び力を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第329号(熊本県漁場基点天第35号(横島南西端)と天第38号(上天草市大矢野町中野米カネカキ鼻北東端)を見通した線から天第35号を基点として右へ318度の線が上天草市大矢野町中海部田の陸岸と交わる)と 基点2 熊本県漁場基点天第35号(上天草市大矢野町横島南西端) ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ209度35分・20メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ254度・115メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ258度55分・95メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ285度15分・115メートルのところ オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ316度40分・85メートルのところ カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ7度30分・50メートルのところ | 第2種区画漁業 | くまび養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 個別 | 上天草市大矢野町 | |

| 免許番号 | 漁業種者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|-------------|-----------|------------------|---|---------|----------|--------------------|----------------------------|---------|----------|----|
| 天区第2 05号 | 株式会社丸山えび | 上天草市大矢野町中 地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びオを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第329号(熊本県漁場基点天第35号(横島南西端)と天第38号(カネカキ鼻北東端)を見通した線から天第35号を基点として右へ318度の線が上天草市大矢野町中海部田の陸岸と交わるところ) 基点2 熊本県漁場基点天第35号(上天草市大矢野町横島南西端) ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ228度・135メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ254度15分・135メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ258度55分・115メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ254度・115メートルのところ オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ209度35分・20メートルのところ | 第2種区画漁業 | ぐるまえば養殖業 | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和15年8月31日まで | 個別 | 上天草市大矢野町 | |
| 天区第2 06号 | 西岡 辰彦 | 上天草市大矢野町中 地先 | 次のア、イ、ウ、エを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第422号(熊本県漁場基点天第38号(カネカキ鼻北東端)と天第35号(横島南西端)を見通した線から天第38号を基点として右へ153度の線が上天草市大矢野町中野米北側地先のぐるまえば養殖場護岸と交わるところ) 基点2 熊本県漁場基点天第38号(上天草市大矢野町中野米カネカキ鼻北東端(西大縦橋橋脚台北側角基部)) ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ61度30分・125メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ52度・90メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ14度15分・200メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ30度45分・250メートルのところ | 第2種区画漁業 | ぐるまえば養殖業 | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和15年8月31日まで | 個別 | 上天草市大矢野町 | |
| 天区第2 07号 | 山崎 一幸 | 上天草市大矢野町中 地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ及びカを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第422号(熊本県漁場基点天第38号(カネカキ鼻北東端)と天第35号(横島南西端)を見通した線から天第38号を基点として右へ153度の線が上天草市大矢野町中野米北側地先のぐるまえば養殖場護岸と交わるところ) 基点2 熊本県漁場基点天第38号(上天草市大矢野町中野米カネカキ鼻北東端(西大縦橋橋脚台北側角基部)) ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ123度・360メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ129度・330メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ117度45分・225メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ99度45分・255メートルのところ オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ102度45分・290メートルのところ カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ117度45分・350メートルのところ | 第2種区画漁業 | ぐるまえば養殖業 | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和15年8月31日まで | 個別 | 上天草市大矢野町 | |
| 天区第2 08号 | 株式会社 フジオカ | 上天草市大矢野町登 立地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ及びカを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第422号(熊本県漁場基点天第38号(カネカキ鼻北東端)と天第35号(横島南西端)を見通した線から天第38号を基点として右へ153度の線が上天草市大矢野町中野米北側地先のぐるまえば養殖場護岸と交わるところ) 基点2 熊本県漁場基点天第38号(上天草市大矢野町中野米カネカキ鼻北東端(西大縦橋橋脚台北側角基部)) ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ231度・348メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ236度40分・208メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ236度40分・210メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ191度30分・280メートルのところ オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ191度30分・290メートルのところ カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ203度25分・390メートルのところ | 第2種区画漁業 | ぐるまえば養殖業 | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和15年8月31日まで | 個別 | 上天草市大矢野町 | |

| 免許番号 | 漁業種者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|-------------|----------|------------------|--|---------|----------|----------------|------------------------|---------|----------|----|
| 天区第2 09号 | 有限会社丸仙水産 | 上天草市大矢野町中 地先 | 次のア、イ及び基点1を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊本県漁業基点天第300号(熊本県漁場基点天第50号(上天草市大矢野町維和大桜鼻南端)と天第37号(上天草市大矢野町野牛島南端)を見通した線から天第50号を基点として右へ23度44分の線が陸岸と交わる(大桜鼻東端)) 基点2 熊本県漁業基点天第50号(熊本県漁場基点天第37号(野牛島南端)と上天草市大矢野町横島北端を見通した線から天第37号を基点として右へ286度40分の線と、天第40号(上天草市大矢野町野立治郎田鼻突端東側突端)上天草市大矢野町亮島南端を見通した線から天第40号を基点として右へ39度15分の線との交点(大桜鼻南端)) ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ291度35分・135メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ321度35分・87メートルのところ | 第2種区画漁業 | くるまえば養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 個別 | 上天草市大矢野町 | |
| 天区第2 10号 | 有限会社丸仙水産 | | 次の基点1とアを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊本県漁業基点天第299号(熊本県漁場基点天第50号(大桜鼻南端)と天第37号(野牛島南端)を見通した線から天第50号を基点として右へ69度56分の線が陸岸と交わる(野牛島北東端)) 基点2 熊本県漁場基点天第50号(熊本県漁場基点天第37号(野牛島南端)と横島北端を見通した線から天第37号を基点として右へ286度40分の線と、天第40号(治郎田鼻突端東側突端)と亮島南端を見通した線から天第40号を基点として右へ39度15分の線との交点(大桜鼻南端)) ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ199度・70メートルのところ | 第2種区画漁業 | くるまえば養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 個別 | 上天草市大矢野町 | |
| 天区第2 11号 | 山崎 一幸 | 上天草市大矢野町維 和地先 | 次の基点1、ア、イ、ウ、及びエを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第292号(熊本県漁場基点天第43号(神崎鼻南端)と火第2号(宇城市三角町三角港荷島灯台)を見通した線から天第43号を基点として右へ93度の線が上天草市大矢野町維和千崎の陸岸と交わる(千崎)) 基点2 熊本県漁場基点天第43号(上天草市大矢野町登立神崎鼻南端) ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ0度・135メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ342度・145メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ298度・120メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ338度・120メートルのところ | 第2種区画漁業 | くるまえば養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 個別 | 上天草市大矢野町 | |
| 天区第2 12号 | 山崎 宝 | 上天草市大矢野町維 和地先 | 次のア、イ、ウ及びエを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第412号(熊本県漁場基点天第43号(神崎鼻南端)と火第2号(宇城市三角町三角港荷島灯台)を見通した線から天第43号を基点として右へ278度30分の線が上天草市大矢野町維和梅の木の陸岸と交わる(梅)) 基点2 熊本県漁場基点天第43号(上天草市大矢野町登立神崎鼻南端) ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ347度15分・135メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ22度15分・175メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ43度・95メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ338度・75メートルのところ | 第2種区画漁業 | くるまえば養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 個別 | 上天草市大矢野町 | |
| 天区第2 13号 | 山崎 宝 | 上天草市大矢野町維 和地先 | 次のア、イ、及びウを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第412号(熊本県漁場基点天第43号(神崎鼻南端)と火第2号(宇城市三角町三角港荷島灯台)を見通した線から天第43号を基点として右へ278度30分の線が上天草市大矢野町維和梅の木の陸岸と交わる(梅)) 基点2 熊本県漁場基点天第43号(上天草市大矢野町登立神崎鼻南端) ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ338度・75メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ43度・95メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ93度20分・70メートルのところ | 第2種区画漁業 | くるまえば養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 個別 | 上天草市大矢野町 | |

| 免許番号 | 漁業種者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|-------------|----------|------------------|--|---------|--------|--------------------|----------------------------|---------|----------|---|
| 天区第2 14号 | 有限会社寿益水産 | 上天草市大矢野町維 和地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びオを順次に結んだ線と最大高潮 時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第415号(熊本県漁場基点 天第37号(野牛島南端)と天第50号(大桜島南端)を見 通した線から天第37号を基点として右へ39度46分20 秒の線が上天草市大矢野町維和干東地先のくまび 養殖場護岸と交わる 基点2 熊本県漁場基点天第37号(上天草市大矢野町 野牛島南端) ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ119度・29メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ94度・80メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ106度・90メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ150度30分・106メートルのところ オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ164度30分・95メートルのところ | 第2種区画漁業 | くまび養殖業 | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和15年8月31日まで | 個別 | 上天草市大矢野町 | |
| 天区第2 15号 | 丸山 正二郎 | 上天草市大矢野町維 和地先 | 次のア、イ、ウ、エ、及び基点1を順次に結んだ線と最大 高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第305号(熊本県漁場基点 天第50号(上天草市大矢野町維和大桜島南端)と天第 229号(上天草市大矢野野牛島北東端)を見通した線か ら天第50号を基点として右へ235度10分の線が上天 草市大矢野町維和干東の陸岸と交わる 基点2 熊本県漁場基点天第50号(熊本県漁場基点天 第37号(上天草市大矢野野牛島南端)と上天草市大 矢野町横島北端を見通した線から天第37号を基点とし て右へ286度40分の線と天第40号(上天草市大矢野 登立治朗田鼻突堤東側突端)と上天草市大矢野野島 南端を見通した線から天第40号を基点として右へ39度 15分の線との交点(大桜島南端)) ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ310度30分・80メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ7度30分・120メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ34度20分・100メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ43度30分・76メートルのところ | 第2種区画漁業 | くまび養殖業 | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和15年8月31日まで | 個別 | 上天草市大矢野町 | 漁港管理者が行う事業 の施行に対しては、正 当な理由がなければこ れを拒んではならない。 |
| 天区第2 16号 | 有限会社丸山水産 | 上天草市大矢野町維 和地先 | 次の基点1、ア及びイを順次に結んだ線と最大高潮時海 岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第306号(熊本県漁場基点 天第36号(横島中鼻東端)と上天草市松島町下大戸ノ 鼻灯台を見通した線から天第36号を基点として右へ25 9度52分の線が上天草市大矢野町小太夫の陸岸と交 わる 基点2 熊本県漁場基点天第36号(上天草市大矢野町 横島中鼻東端) ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ305度40分・107メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ290度30分・125メートルのところ | 第2種区画漁業 | | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和15年8月31日まで | 個別 | 上天草市大矢野町 | 漁港管理者が行う事業 の施行に対しては、正 当な理由がなければこ れを拒んではならない。 |
| 天区第2 17号 | 山崎 計 | 上天草市大矢野町維 和地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びオを順次に結んだ線と最大高潮 時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第314号(熊本県漁場基点 天第51号(笹島北端)と天第36号(横島中鼻東端)を見 通した線から天第51号を基点として右へ108度23分 の線が上天草市大矢野町維和小鷺浦の陸岸と交わる 基点2 熊本県漁場基点天第51号(上天草市大矢野町 笹島北端) ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ83度30分・300メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ81度30分・295メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ83度30分・260メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ83度30分・190メートルのところ オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ97度30分・185メートルのところ | 第2種区画漁業 | | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和15年8月31日まで | 個別 | 上天草市大矢野町 | |

| 免許番号 | 漁業種者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|-------------|----------|------------------|---|---------|---------|----------------|------------------------|---------|----------|---|
| 天区第2 18号 | 有限会社山哲水産 | 上天草市大矢野町維 和地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ及び力を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第316号(熊本県漁場基点天第51号(笹島北端)と天第36号(横島中鼻東端)を見通した線から天第51号を基点として右へ134度6分の線が上天草市大矢野町大字維和白須地先のくるまび養殖場護岸と交わる)と 基点2 熊本県漁場基点天第51号(上天草市大矢野町笹島北端) ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ123度30分・40メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ5度10分・20メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ238度20分・115メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ214度25分・130メートルのところ オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ199度30分・105メートルのところ カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ187度・130メートルのところ | 第2種区画漁業 | くるまび養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 個別 | 上天草市大矢野町 | 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第2 19号 | 有限会社寿益水産 | 上天草市大矢野町維 和地先 | 次のア、イ、ウ、エ及び力を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第418号(熊本県漁場基点天第51号(笹島北端)と天第36号(横島中鼻東端)を見通した線から天第51号を基点として右へ158度31分の線が上天草市大矢野町維和地先のくるまび養殖場護岸と交わる)と 基点2 熊本県漁場基点天第51号(上天草市大矢野町笹島北端) ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ82度30分・130メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ63度45分・120メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ63度45分・100メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ75度30分・72メートルのところ オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ98度40分・110メートルのところ | 第2種区画漁業 | くるまび養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 個別 | 上天草市大矢野町 | 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第2 20号 | 益田 和安 | 上天草市大矢野町維 和地先 | 次のア、イ、ウ、エ、及び力を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第321号(熊本県漁場基点天第51号(笹島南端)と天第36号(上天草市大矢野町横島中鼻東端)を見通した線から天第51号を基点として右へ116度38分20秒の線が上天草市大矢野町維和白須の陸岸と交わる)と 基点2 熊本県漁場基点天第51号(上天草市大矢野町笹島北端) ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ168度・95メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ190度30分・55メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ185度・50メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ229度・30メートルのところ | 第2種区画漁業 | くるまび養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 個別 | 上天草市大矢野町 | 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第2 21号 | 江口 昭一 | 上天草市大矢野町維 和地先 | 次のア、イ、基点1、ウ、エ、及び力を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第419号(熊本県漁場基点天第52号(笹島東端)と上天草市松島町下大戸ノ鼻灯台を見通した線から天第52号を基点として右へ324度41分の線が上天草市大矢野町維和地先のくるまび養殖場護岸と交わる)と 基点2 熊本県漁場基点天第52号(上天草市大矢野町笹島東端) ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ223度・65メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ224度30分・68メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ158度10分・34メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ134度30分・35メートルのところ オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ144度・65メートルのところ | 第2種区画漁業 | くるまび養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 個別 | 上天草市大矢野町 | 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |

| 免許番号 | 漁業種者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|-------------|----------|------------------|--|---------|----------|--------------------|----------------------------|---------|----------|---|
| 天区第2 22号 | 有限会社山哲水産 | 上天草市大矢野町維 和地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第324号(熊本県漁場基点 天第52号(笠島東端)と上天草市松島町下大戸ノ鼻灯 台を見通した線から天第52号を基点として右へ328度6 分の線が上天草市大矢野町維和下山の陸岸と交わると ころ) 基点2 熊本県漁場基点天第52号(上天草市大矢野町 笠島東端) ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ340度15分・52メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ334度15分・74メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ340度15分・72メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ340度15分・116メートルのところ オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ325度25分・120メートルのところ カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ308度45分・90メートルのところ キ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ271度15分・55メートルのところ ク 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ271度15分・48メートルのところ ケ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ243度30分・48メートルのところ コ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ232度25分・25メートルのところ | 第2種区画漁業 | くるまえび養殖業 | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和15年8月31日まで | 個別 | 上天草市大矢野町 | 漁港管理者が行う事業 の施行に対しては、正 当な理由がなければこ れを拒んではならな い。 |
| 天区第2 23号 | 有限会社山哲水産 | 上天草市大矢野町維 和地先 | 次のア、イ、ウ、エ及び基点1を順次に結んだ線と最大高 潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第421号(熊本県漁場基点 天第31号(長砂連角の鼻南端)と上天草市松島町下大 戸ノ鼻灯台を見通した線から天第31号を基点として右へ 333度1分の線が上天草市大矢野町維和島上大戸ノ鼻 の陸岸と交わるところ) 基点2 熊本県漁場基点天第31号(上天草市大矢野町 中長砂連角の鼻南端) ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ33度・225メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ11度30分・200メートルのところ ウ 基点1から基点2を見通した線上、基点1から100 メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ355度・55メートルのところ | 第2種区画漁業 | | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和15年8月31日まで | 個別 | 上天草市大矢野町 | |
| 天区第2 24号 | 有限会社山本水産 | 上天草市松島町合津 地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって 囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第82号(上天草市松島町樋 合漁港西側防波堤基部から防波堤に沿って東へ100 メートルのところ) ア 基点1と上天草市松島町樋合島北端を見通した線か ら基点1を基点として右へ339度20分・181メートルの ところ イ 基点1と樋合島北端を見通した線から基点1を基点と して右へ345度15分・188メートルのところ ウ 基点1と樋合島北端を見通した線から基点1を基点と して右へ7度5分・182メートルのところ エ 基点1と樋合島北端を見通した線から基点1を基点と して右へ14度20分・88メートルのところ オ 基点1と樋合島北端を見通した線から基点1を基点と して右へ326度30分・96メートルのところ | 第2種区画漁業 | | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和15年8月31日まで | 個別 | 上天草市松島町 | 漁港管理者が行う事業 の施行に対しては、正 当な理由がなければこ れを拒んではならな い。 |
| 天区第2 25号 | 株式会社日興水産 | 上天草市松島町合津 地先 | 次のア、イ、ウ及びエを順次に結んだ線と最大高潮時海 岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第76号(上天草市松島町樋 合島西端) 基点2 熊本県漁場基点天第86号(上天草市松島町兄 弟島北西側小島頂点) ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ124度40分・735メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ132度5分・630メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ136度30分・692メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ132度30分・755メートルのところ | 第2種区画漁業 | | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和15年8月31日まで | 個別 | 上天草市松島町 | 漁港管理者が行う事業 の施行に対しては、正 当な理由がなければこ れを拒んではならな い。 |

| 免許番号 | 漁業種者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|-------------|----------|-----------------|--|---------|----------|--------------------|----------------------------|---------|---------------------|---|
| 天区第2 26号 | 有限会社山本水産 | 上天草市松島町合津 地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線に よって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第436号(上天草市松島町 合津永友6815番地西側突堤南端) 基点2 熊本県漁場基点天第76号(上天草市松島町横 島西端) ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ45度20分・30メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ341度15分・55メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ330度・185メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ334度40分・220メートルのところ オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ340度30分・255メートルのところ カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ52度30分・110メートルのところ | 第2種区画漁業 | | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和15年8月31日まで | 個別 | 上天草市松島町 | 漁港管理者が行う事業 の施行に対しては、正 当な理由がなければこ れを拒んではならな い。 |
| 天区第2 27号 | 益田 源光 | 上天草市松島町合津 地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ 線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第436号(上天草市松島町 合津永友6815番地西側突堤南端) 基点2 熊本県漁場基点天第76号(上天草市松島町横 島西端) ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ52度30分・110メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点2を基点として 右へ340度30分・255メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ343度40分・270メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ345度・270メートルのところ オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ349度20分・320メートルのところ カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ354度30分・365メートルのところ キ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ356度45分・375メートルのところ ク 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ50度30分・220メートルのところ | 第2種区画漁業 | くるまえば養殖業 | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和15年8月31日まで | 個別 | 上天草市松島町 | 漁港管理者が行う事業 の施行に対しては、正 当な理由がなければこ れを拒んではならな い。 |
| 天区第2 28号 | 株式会社森重水産 | 上天草市松島町合津 地先 | 次のアを結んだ線及びウとエを結んだ線と最大高潮 時海岸線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第428号(熊本県漁場基点 天第75号と天第74号(大池島西端)を見通した線から 天第75号を基点として右へ161度28分の線が上天草 市松島町永浦島横島地先のくるまえば養殖護岸と交 わる) 基点2 熊本県漁場基点天第74号(上天草市松島町大 池島西端) ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ226度15分・122メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ125度55分・142メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ145度40分・342メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ167度5分・298メートルのところ | 第2種区画漁業 | くるまえば養殖業 | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和15年8月31日まで | 個別 | 上天草市松島町 | |
| 天区第2 29号 | 有限会社えびます | 天草市有明町楠南地 先 | 次のア、イ、ウ、エを順次に結んだ線及びオ、カ、キを順 次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区 域 基点1 熊本県漁場基点天第93号(天草市有明町黒木 島頂点) 基点2 熊本県漁場基点天第94号(天草市有明町龍崎 北東端) ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ218度5分・308メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ228度35分・328メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ231度・308メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ252度・88メートルのところ オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ165度・165メートルのところ カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ158度45分・233メートルのところ キ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ192度20分・375メートルのところ | 第2種区画漁業 | くるまえば養殖業 | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和15年8月31日まで | 個別 | 天草市有明町及び上 天草市松島町 | |

| 免許番号 | 漁業権者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|-------------|-----------|----------------|---|---------|----------|--------------------|----------------------------|---------|--------|---|
| 天区第2 30号 | 株式会社海老の宮川 | 天草市有明町赤崎地 先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ及びフを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第103号(天草市有明町赤崎港西側埋立地の東側防波堤突端と肥後赤崎港防波堤灯台を見通した線から埋立地東側防波堤突端を基点として右へ287度10分の線が赤崎港西側防波堤と交わるところ) 基点2 天草市有明町肥後赤崎港防波堤灯台 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ148度50分・430メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ166度45分・430メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ172度15分・312メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ173度40分・269メートルのところ オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ175度10分・140メートルのところ カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ129度45分・178メートルのところ | 第2種区画漁業 | くるまえば養殖業 | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和15年8月31日まで | 個別 | 天草市有明町 | 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第2 31号 | 株式会社海老の宮川 | 天草市有明町島子地 先 | 次のア、イ、ウ及びエを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第110号(天草市有明町島子漁港(春葉山)防波堤南側取付基部) 基点2 基点1と天草市有明町大島子野崎北端を見通した線から基点1を基点として右へ349度58分の線が陸岸と交わるところ ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ355度40分の線が最大高潮時海岸線と交わるところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ4度55分・717メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ357度20分・480メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ348度20分の線が最大高潮時海岸線と交わるところ | 第2種区画漁業 | くるまえば養殖業 | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和15年8月31日まで | 個別 | 天草市有明町 | 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第2 32号 | 株式会社海老の宮川 | 天草市有明町島子地 先 | 次の基点2、ア、イ及びウを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第110号(天草市有明町島子漁港(春葉山)防波堤南側取付基部) 基点2 基点1と天草市有明町大島子野崎北端を見通した線から基点1を基点として右へ349度58分の線が最大高潮時海岸線と交わるところ ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ6度・839メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ4度10分・718メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ355度40分の線が最大高潮時海岸線と交わるところ | 第2種区画漁業 | くるまえば養殖業 | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和15年8月31日まで | 個別 | 天草市有明町 | 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第2 33号 | 株式会社海老の宮川 | 天草市有明町島子地 先 | 次の基点1、ア、イ及びウを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 基点3と天草市有明町大島子野崎北端を見通した線から基点3を基点として右へ349度58分の線が最大高潮時海岸線と交わるところ 基点2 基点3と野崎北端を見通した線から基点3を基点として右へ357度55分の線が最大高潮時海岸線と交わるところ 基点3 熊本県漁場基点天第110号(天草市有明町島子漁港(春葉山)防波堤南側取付基部) ア 基点1と基点3を見通した線から基点1を基点として右へ310度・153メートルのところ イ 基点1と基点3を見通した線から基点1を基点として右へ223度30分・485メートルのところ | 第2種区画漁業 | くるまえば養殖業 | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和15年8月31日まで | 個別 | 天草市有明町 | 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |

| 免許番号 | 漁業種者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|-------------|-----------------|------------------|--|---------|----------|----------------|------------------------|---------|----------------|---|
| 天区第2 34号 | 五和町養殖漁業生産 組合 | 天草市五和町御領地 先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、ク、ケ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第120号(天草市五和町長崎鼻南端) 基点2 熊本県天草市五和町御領漁港北側防波堤灯台ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ27度・25メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ37度30分・248メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ37度15分・322メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ34度20分・366メートルのところ オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ43度45分・340メートルのところ カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ51度35分・295メートルのところ キ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ60度40分・220メートルのところ ク 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ56度55分・169メートルのところ ケ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ65度35分・141メートルのところ | 第2種区画漁業 | くるまえば養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 個別 | 天草市五和町 | |
| 天区第2 35号 | 沿岸魚類開発株式会 社 | 天草市五和町御領地 先 | 次のア、イ、ウ、エ及び基点1を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第122号(天草市五和町長崎鼻北端) 基点2 熊本県漁場基点天第123号(天草市五和町大島若宮北端) ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ325度20分・253メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ37度25分・270メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ352度・215メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ11度25分・135メートルのところ | 第2種区画漁業 | くるまえば養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 個別 | 天草市五和町 | |
| 天区第2 36号 | 杉元水産有限会社 | 天草市河浦町宮野河 内地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第375号(天草市河浦町宮野河内南本郷越地防波堤南東端) 基点2 熊本県漁場基点天第180号(天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から東へ防波堤に沿って145.8メートルのところ) ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ35度・75メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ334度・100メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ340度・235メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ2度30分・285メートルのところ オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ21度15分・310メートルのところ | 第2種区画漁業 | くるまえば養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 個別 | 天草市河浦町宮野河 内 | 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第2 37号 | 杉元水産有限会社 | 天草市河浦町宮野河 内地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第180号(天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から東へ防波堤に沿って145.8メートルのところ) 基点2 熊本県漁場基点天第375号(天草市河浦町宮野河内上平本郷南防波堤突端) ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ17度30分・618メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ12度・590メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ10度45分・610メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ10度・695メートルのところ オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ10度15分・715メートルのところ | 第2種区画漁業 | くるまえば養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 個別 | 天草市河浦町宮野河 内 | 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第2 38号 | 岡崎 良一 | 天草市新和町中田地 先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第188号(天草市河浦町宮野河内野崎北端) 基点2 熊本県漁場基点天第189号(天草市新和町親崎南端) ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ340度40分・1,097メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ337度40分・1,131メートルのところ | 第2種区画漁業 | くるまえば養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 個別 | 天草市新和町中田地 先 | |

| 免許番号 | 漁業権者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|-------------|-----------|-------------|--|---------|----------|----------------|------------------------|---------|--------|---|
| 天区第2 39号 | 株式会社海老の宮川 | 天草市新和町大多尾地先 | 次のアとイを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第434号(熊本県漁場基点天第205号(天草市下浦町船場瀬崎鼻南端)と天第202号(天草市新和町樫浦北端)を見通した線から天第205号を基点として右へ356度42分の線が天草市新和町大多尾樫浦の陸岸と交わるところ) 基点2 熊本県漁場基点天第205号(天草市下浦町船場瀬崎南端) ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ342度・208メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ13度30分・185メートルのところ | 第2種区画漁業 | くるまえび養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 個別 | 天草市新和町 | |
| 天区第2 40号 | 株式会社海老の宮川 | 天草市楠浦町地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びオを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第435号(天草市楠浦町立浦崎子鼻東端) 基点2 熊本県漁場基点天第203号(天草市新和町大多尾樫浦北西端) ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ248度45分・230メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ259度20分・195メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ340度・100メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ15度55分・80メートルのところ オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ63度30分・65メートルのところ | 第2種区画漁業 | くるまえび養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 個別 | 天草市楠浦町 | |
| 天区第2 41号 | 有限会社天草車エビ | 天草市柘本町古江地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ及びカを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第218号(天草市柘本町沖の瀬鼻) 基点2 熊本県漁場基点天第217号(天草市柘本町猪子田漁港沖の瀬防波堤南側付基部) ア 基点1と天草市倉岳町浜田船溜南側防波堤南東角を見通した線から基点1を基点として右へ115度10分・10メートルのところ イ 基点1と南側防波堤南東角を見通した線から基点1を基点として右へ22度50分・21メートルのところ ウ 基点1と南側防波堤南東角を見通した線から基点1を基点として右へ82度15分・118メートルのところ エ 基点2と天草市新和町横島灯台北端を見通した線から基点2を基点として右へ304度50分・126メートルのところ オ 基点2と横島灯台北端を見通した線から基点2を基点として右へ39度・38メートルのところ カ 基点2と横島灯台北端を見通した線から基点2を基点として右へ244度50分・25メートルのところ | 第2種区画漁業 | くるまえび養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 個別 | 天草市柘本町 | 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第2 42号 | 株式会社海老の宮川 | 天草市倉岳町棚底地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ及びカを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第226号(天草市倉岳町棚底小島頂点) 基点2 熊本県漁場基点天第225号(天草市倉岳町棚底亀石防波堤突端の南角) ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ60度25分・680メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ59度50分・678メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ65度10分・542メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ40度・555メートルのところ オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ52度5分・788メートルのところ カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ52度55分・785メートルのところ | 第2種区画漁業 | くるまえび養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 個別 | 天草市倉岳町 | |
| 天区第2 43号 | 魚本 正一郎 | 天草市倉岳町鳴川地先 | 次のア、イ、ウ及びエを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第226号(天草市倉岳町棚底小島頂点) 基点2 天草市龍ヶ岳町大道崎子浦南端 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ81度30分・445メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ80度35分・327メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ120度・340メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ119度・350メートルのところ | 第2種区画漁業 | くるまえび養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 個別 | 天草市倉岳町 | |

| 免許番号 | 漁業種者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|-------------|-----------|------------------|--|---------|----------|----------------|------------------------|---------|----------|---|
| 天区第2 44号 | 宮川水産株式会社 | 上天草市姫戸町牟田 地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第350号(上天草市姫戸町牟田外北側防波堤中央屈曲部外角) 基点2 熊本県漁場基点天第247号(上天草市姫戸町舟揚島西端) ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ220度35分・377メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ224度45分・380メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ48度20分・60メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ236度50分・318メートルのところ オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ238度30分・183メートルのところ カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ220度55分・63メートルのところ キ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ187度55分・78メートルのところ | 第2種区画漁業 | くるまえば養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 個別 | 上天草市姫戸町 | |
| 天区第2 46号 | 株式会社 フジオカ | 上天草市大矢野町登 立地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ及びカを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第423号(熊本県漁場基点天第39号(上天草市大矢野町野牛島北端)と天第40号(上天草市大矢野町登立治郎田鼻突堤東側突端)を見通した線から天第39号を基点として右へ326度45分の線が上天草市大矢野町登立治郎田地先のくるまえば養殖場護岸と交わるところ) 基点2 熊本県漁場基点火第39号 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ227度40分・195メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ294度30分・130メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ184度10分・120メートルのところ | 第2種区画漁業 | くるまえば養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 個別 | 上天草市大矢野町 | |
| 天区第2 47号 | 有限会社山哲水産 | 上天草市大矢野町登 立地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ及びカを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第424号(熊本県漁場基点天第43号(上天草市大矢野町登立神崎島南端)と天第284号(上天草市大矢野町塔ノ崎北西端)を見通した線から天第43号を基点として右へ4度30分の線が塔ノ崎北側くるまえば養殖場北側護岸と交わるところ) 基点2 熊本県漁場基点火第43号 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ342度50分・430メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ344度5分・420メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ349度5分・320メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ338度20分・250メートルのところ オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ324度5分・230メートルのところ カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ315度・380メートルのところ | 第2種区画漁業 | くるまえば養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 個別 | 上天草市大矢野町 | 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第2 48号 | 有限会社山哲水産 | 上天草市大矢野町中 地先 | 次のア、イを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第333号(熊本県漁場基点天第28号(上天草市大矢野町中ヤトリ瀬東側突端)と熊本県漁場基点天第27号(上天草市大矢野町中ヤトリ瀬西側突端)を見通した線から同突端を基点として右へ173度165.5メートルのところ)とヤトリ瀬東側を見通した線から天第28号を基点として右へ202度45分の線が上天草市松島町永浦島の陸岸と交わるところ) 基点2 熊本県漁場基点天第28号 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ35度15分・315メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ20度・315メートルのところ | 第2種区画漁業 | くるまえば養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 個別 | 上天草市大矢野町 | |

| 免許番号 | 漁業種者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|-------------|------------|------------------|---|---------|----------|--------------------|----------------------------|---------|----------|---|
| 天区第2 49号 | 増田 俊也 | 上天草市大矢野町中 地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 ア 北緯32度34分4.2秒、東経130度26分47.9秒 イ 北緯32度34分4.4秒、東経130度26分46.4秒 ウ 北緯32度34分8.7秒、東経130度26分45.9秒 エ 北緯32度34分9.1秒、東経130度26分52.9秒 オ 北緯32度34分4.7秒、東経130度26分50.9秒 | 第2種区画漁業 | くるまえば養殖業 | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和15年8月31日まで | 個別 | 上天草市大矢野町 | |
| 天区第2 50号 | 株式会社 海老の宮川 | 天草市有明町大浦地 先 | 次の基点1、ア、イ、ウを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 基点1 熊本県漁場基点天第430号(熊本県漁場基点天第93号(黒木島頂点)と天第94号(龍崎北東端)を見通した線から天第93号を基点として右へ310度12分の線が天草市有明町釘島の最大高潮時海岸線と交わるところ。) ア 基点1と天草市有明町楠黒木島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ45度・308メートルのところ イ ウからエを見通した線上、ウから170メートルのところ ウ 基点1と黒木島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ97度50分・246メートルのところ(防波堤突端中央) エ 基点1と黒木島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ57度20分の線が最大高潮時海岸線と交わるところ | 第2種区画漁業 | くるまえば養殖業 | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和15年8月31日まで | 個別 | 天草市有明町 | 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第2 51号 | 株式会社 海老の宮川 | 天草市有明町大浦地 先 | 次のア、イとウ、エを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 基点1 熊本県漁場基点天第430号(熊本県漁場基点天第93号(黒木島頂点)と天第94号(龍崎北東端)を見通した線から天第93号を基点として右へ310度12分の線が天草市有明町釘島の最大高潮時海岸線と交わるところ。) 基点2 熊本県漁場基点天第431号(熊本県漁場基点天第93号(黒木島頂点)と天第94号(龍崎北東端)を見通した線から天第93号を基点として右へ270度55分の線が天草市有明町大字楠黒木島頂点と交わるところ。) 基点3 熊本県漁場基点天第93号(天草市有明町黒木島頂点) ア 基点1と基点3を見通した線から基点1を基点として右へ97度50分・246メートルのところ イ 基点1と基点3を見通した線から基点1を基点として右へ57度20分の線が最大高潮時海岸線と交わるところ ウ 基点2と基点3を見通した線から基点2を基点として右へ308度15分・132メートルのところ エ 基点1と基点3を見通した線から基点1を基点として右へ77度・430メートルのところ | 第2種区画漁業 | くるまえば養殖業 | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和15年8月31日まで | 個別 | 天草市有明町 | 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第3 01号 | 江口 幸伸 | 上天草市大矢野町維 和地先 | 次の基点1、ア及びイを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第292号(熊本県漁場基点天第43号(神崎鼻南端)と火第2号(宇城市三角町三角港荷島灯台)を見通した線から天第43号を基点として右へ93度の線が上天草市大矢野町維和千崎の陸岸と交わるところ) 基点2 熊本県漁場基点天第43号(上天草市大矢野町登立神崎鼻南端) ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ0度・135メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ51度・180メートルのところ | 第2種区画漁業 | かに養殖業 | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和15年8月31日まで | 個別 | 上天草市大矢野町 | |

| 免許番号 | 漁業種者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|---------|----------|--------------|--|---------|-------|----------------|------------------------|---------|----------|--|
| 天区第302号 | 山崎 宝 | 上天草市大矢野町維和地先 | 上天草市大矢野町維和地先 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第412号(熊本県漁場基点天第43号(神崎鼻南端)と火第2号(三角港荷島灯台)を見通した線から天第43号を基点として右へ278度30分の線が上天草市大矢野町維和梅の木の陸岸と交わる 基点2 熊本県漁場基点天第43号(上天草市大矢野町登立神崎鼻南端) ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ347度・135メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ347度・165メートルのところ ウ 基点1から基点2を見通した線上、基点1から170メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ21度・185メートルのところ オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ22度15分・175メートルのところ | 第2種区画漁業 | かに養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 個別 | 上天草市大矢野町 | |
| 天区第303号 | 有限会社山哲水産 | 上天草市大矢野町維和地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びオを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第316号(熊本県漁場基点天第51号(上天草市大矢野町笹島北端)と天第36号(上天草市大矢野町横島中鼻東端)を見通した線から天第51号を基点として右へ134度6分の線が上天草市大矢野町維和白須地先のくまえび養殖場護岸と交わる 基点2 熊本県漁場基点天第51号(上天草市大矢野町笹島北端) ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ104度20分・90メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ100度20分・110メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ76度30分・100メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ58度10分・20メートルのところ オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ123度30分・40メートルのところ | 第2種区画漁業 | かに養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 個別 | 上天草市大矢野町 | 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではいならない。 |
| 天区第304号 | 山崎 和春 | 上天草市大矢野町維和地先 | 次のア、イ、ウ及びエを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第418号(熊本県漁場基点天第51号(上天草市大矢野町笹島北端)と天第36号(上天草市大矢野町横島中鼻東端)を見通した線から天第51号を基点として右へ158度31分の線が上天草市大矢野町維和大鷲ノ浦地先のくまえび養殖場護岸と交わる 基点2 熊本県漁場基点天第51号(天草郡大矢野町笹島北端) ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ70度35分・160メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ63度・160メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ63度・120メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ32度20分・140メートルのところ | 第2種区画漁業 | かに養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 個別 | 上天草市大矢野町 | 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではいならない。 |
| 天区第305号 | 有限会社山哲水産 | 上天草市大矢野町維和地先 | 次のア、イ、ウ及びエを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第418号(熊本県漁場基点天第51号(上天草市大矢野町笹島北端)と天第36号(上天草市大矢野町横島中鼻東端)を見通した線から天第51号を基点として右へ158度31分の線が上天草市大矢野町維和大鷲ノ浦地先のくまえび養殖場護岸と交わる 基点2 熊本県漁場基点天第51号(上天草市大矢野町笹島北端) ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ104度45分・95メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ95度20分・75メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ115度30分・60メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ122度30分・95メートルのところ | 第2種区画漁業 | かに養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで | 個別 | 上天草市大矢野町 | 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではいならない。 |

| 免許番号 | 漁業種者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|-------------|----------|------------------|--|---------|-----------------|--------------------|----------------------------|---------|----------|---|
| 天区第3 06号 | 益田 和安 | 上天草市大矢野町維 和地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクを順次に結んだ線と 最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第321号(熊本県漁場基点 天第51号(上天草市大矢野町笹島北端)と天第36号 (上天草市大矢野町横島中鼻東)を見通した線から天第 51号を基点として右へ116度38分20秒の線が上天草 市大矢野町維和白須の陸岸と交わる)ところ 基点2 熊本県漁場基点天第51号(上天草市大矢野町 笹島北端) ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ162度25分・127メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ193度25分・120メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ227度・95メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ229度20分・84メートルのところ オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ229度・30メートルのところ カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ185度・50メートルのところ キ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ190度30分・55メートルのところ ク 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ168度・95メートルのところ | 第2種区画漁業 | かに養殖業 | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和15年8月31日まで | 個別 | 上天草市大矢野町 | 漁港管理者が行う事業 の施行に対しては、正 当な理由がなければこ れを拒んではならな い。 |
| 天区第4 02号 | 天草漁業協同組合 | 天草市新和町地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線に よって囲まれた区域 ア 北緯32度22分4.6秒、東経130度14分52.7秒 イ 北緯32度20分18.4秒、東経130度13分38.6秒 ウ 北緯32度20分32.6秒、東経130度13分10.3秒 エ 北緯32度21分43.4秒、東経130度13分59.7秒 オ 北緯32度21分38.3秒、東経130度14分9.9秒 カ 北緯32度22分13.7秒、東経130度14分34.6秒 | 第1種区画漁業 | くらまぐる小割式養殖 業 | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 天草市新和町 | (1) 漁場区域の外縁に 昼夜間視認できる標識 を設置しなければならない。 (2) 生け簀毎に生け簀 番号を記した標識を設 置しなければならない。 (3) 生け簀番号毎の飼 育尾数を毎月記録し、 1年分を翌年2月末日 までに県に報告しなけ ればならない。 (4) 当該漁業権に係る 漁場の区域において設 置する養殖の用に供す る施設は、以下の規模 を超えてはならない。た だし、生け簀の総面積 が126.620平方メー トルを超えない範囲内 で、生け簀の形状、規 格又は台数を変更する ことは差し支えない。 形状:長円形 規格:長径58 メートル及び短径52 メートル 台数:52台 |

| 免許番号 | 漁業種者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|-------------|----------|-----------------|---|---------|---------------------------|--------------------|----------------------------|---------|----------|--|
| 天区第4 03号 | 栢本漁業協同組合 | 天草市栢本町白戸地 先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第215号(天草市下浦町と 同市栢本町との海岸における境界(船瀬鼻南端)) ア 基点1と天草市栢本町栢本漁港1号防波堤灯台を見 通した線から基点1を基点として右へ60度・1,595メー トルのところ イ 基点1と栢本漁港1号防波堤灯台を見通した線から 基点1を基点として右へ71度・1,735メートルのところ ウ 基点1と栢本漁港1号防波堤灯台を見通した線から 基点1を基点として右へ111度45分・900メートルのと ころ エ 基点1と栢本漁港1号防波堤灯台を見通した線から 基点1を基点として右へ99度30分・585メートルのと ころ | 第1種区画漁業 | くろまぐろ小割式養殖 業 | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 天草市栢本町 | (1) 漁場区域の外縁に 昼夜間視認できる標識 を設置しなければならない。 (2) 生け簀毎に生け簀 番号を記した標識を設 置しなければならない。 (3) 生け簀番号毎の飼 育尾数を毎月記録し、 1年分を翌年2月末日 までに県に報告しなけ ればならない。 (4) 当該漁業権に係 る漁場の区域において 設置する養殖の用に供 する施設は、以下の規 模を超えてはならない。 ただし、生け簀の総 面積が19,625平方 メートルを超えない範 囲内で、生け簀の形 状、規格又は台数を変 更することは差し支え ない。 形状:円形 規格:直径50 メートル 台数:10台 (5) 当該漁業権に係 る区画漁業で種苗の活 込みに用いられる養殖 用種苗は、人工種苗で |
| 天区第4 04号 | 栢本漁業協同組合 | 天草市栢本町白戸地 先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第215号(天草市下浦町と 同市栢本町との海岸における境界(船瀬鼻南端)) ア 基点1と天草市栢本町栢本漁港1号防波堤灯台を見 通した線から基点1を基点として右へ37度・1,535メー トルのところ イ 基点1と栢本漁港1号防波堤灯台を見通した線から 基点1を基点として右へ50度・1,545メートルのところ ウ 基点1と栢本漁港1号防波堤灯台を見通した線から 基点1を基点として右へ62度30分・620メートルのと ころ エ 基点1と栢本漁港1号防波堤灯台を見通した線から 基点1を基点として右へ29度・595メートルのと ころ | 第1種区画漁業 | くろまぐろ小割式養殖 業 | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 天草市栢本町 | (1) 漁場区域の外縁に 昼夜間視認できる標識 を設置しなければならない。 (2) 生け簀毎に生け簀 番号を記した標識を設 置しなければならない。 (3) 生け簀番号毎の飼 育尾数を毎月記録し、 1年分を翌年2月末日 までに県に報告しなけ ればならない。 (4) 当該漁業権に係 る漁場の区域において 設置する養殖の用に供 する施設は、以下の規 模を超えてはならない。 ただし、生け簀の総 面積が15,700平方 メートルを超えない範 囲内で、生け簀の形 状、規格又は台数を変 更することは差し支え ない。 形状:円形 規格:直径50 メートル 台数:8台 (5) 当該漁業権に係 る区画漁業で種苗の活 込みに用いられる養殖 用種苗は、人工種苗で |
| 天区第5 01号 | 天草漁業協同組合 | 上天草市大矢野町上 地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第20号(上天草市大矢野町 野釜漁港東側防波堤南側突端) ア 基点1と上天草市大矢野町手取島頂点を見通した線 から基点1を基点として右へ44度・400メートルのところ イ 基点1と手取島頂点を見通した線から基点1を基点と して右へ29度・670メートルのところ ウ 基点1から手取島頂点を見通した線から基点1を基 点として右へ53度・890メートルのところ エ 基点1から手取島頂点を見通した線から基点1を基 点として右へ71度・710メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(く ろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 上天草市大矢野町 | (1) 漁場区域の外縁に 昼夜間視認できる標識 を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う 事業の施行に對して は、正当な理由がなけ ればこれを拒んではな らない。 (3) 敷設する生け簀の 面積は、2,473平方 メートルを超えてはな らない。 |

| 免許番号 | 漁業種者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|-------------|----------|-----------------|---|---------|-----------------------|----------------|------------------------|---------|----------|---|
| 天区第5 02号 | 天草漁業協同組合 | 上天草市大矢野町上 地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第20号(上天草市大矢野町野釜漁港東側防波堤南側突端) ア 基点1と上天草市大矢野町手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ15度30分・190メートルのところ イ 基点1と手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ16度30分・295メートルのところ ウ 基点1と手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ26度30分・300メートルのところ エ 基点1と手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ30度30分・195メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 上天草市大矢野町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (3) 敷設する生け簀の面積は、1,629平方メートルを超えてはならない。 |
| 天区第5 03号 | 天草漁業協同組合 | 上天草市大矢野町上 地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第23号(上天草市大矢野町中江後北端) ア 基点1から真方位328度23分・1,000メートルのところ イ 基点1から真方位318度23分・1,120メートルのところ ウ 基点1から真方位323度23分・1,240メートルのところ エ 基点1から真方位332度23分・1,130メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 上天草市大矢野町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 敷設する生け簀の面積は、3,000平方メートルを超えてはならない。 |
| 天区第5 04号 | 天草漁業協同組合 | 上天草市大矢野町上 地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第22号(上天草市大矢野町江樋戸港防波堤灯台) ア 基点1と上天草市大矢野町鳩之釜漁港2号防波堤突端を見通した線から基点1を基点として右へ2度55分・972メートルのところ イ 基点1と鳩之釜漁港2号防波堤突端を見通した線から基点1を基点として右へ357度30分・940メートルのところ ウ 基点1と鳩之釜漁港2号防波堤突端を見通した線から基点1を基点として右へ356度・1,037メートルのところ エ 基点1と鳩之釜漁港2号防波堤突端を見通した線から基点1を基点として右へ1度・1,060メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 上天草市大矢野町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (3) 敷設する生け簀の面積は、1,104平方メートルを超えてはならない。 |
| 天区第5 05号 | 天草漁業協同組合 | 上天草市大矢野町上 地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度34分43.2秒、東経130度23分32.9秒 イ 北緯32度34分37.0秒、東経130度23分34.6秒 ウ 北緯32度34分34.4秒、東経130度23分23.5秒 エ 北緯32度34分40.8秒、東経130度23分21.9秒 | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 上天草市大矢野町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 敷設する生け簀の面積は、2,826平方メートルを超えてはならない。 |
| 天区第5 06号 | 天草漁業協同組合 | 上天草市大矢野町中 地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第26号(上天草市大矢野町中満越鼻突端) ア 基点1と上天草市大矢野町小泊東鼻突端を見通した線から基点1を基点として右へ354度・545メートルのところ イ 基点1と小泊東鼻突端を見通した線から基点1を基点として右へ347度・550メートルのところ ウ 基点1と小泊東鼻突端を見通した線から基点1を基点として右へ349度・670メートルのところ エ 基点1と小泊東鼻突端を見通した線から基点1を基点として右へ355度・665メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 上天草市大矢野町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (3) 敷設する生け簀の面積は、2,304平方メートルを超えてはならない。 |
| 天区第5 07号 | 天草漁業協同組合 | 上天草市大矢野町中 地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第26号(上天草市大矢野町中満越鼻突端) ア 基点1と上天草市大矢野町永浦島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ12度・150メートルのところ イ 基点1と永浦島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ298度・50メートルのところ ウ 基点1と永浦島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ305度・250メートルのところ エ 基点1と永浦島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ330度・360メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 上天草市大矢野町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 敷設する生け簀の面積は、4,800平方メートルを超えてはならない。 |

| 免許番号 | 漁業種者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|---------|----------|--------------|--|---------|-----------------------|----------------|------------------------|---------|--------------------------|---|
| 天区第508号 | 天草漁業協同組合 | 上天草市大矢野町中地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第23号(上天草市大矢野町中江後北端) ア 基点1と上天草市大矢野町手取島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ28度16分・587メートルのところ イ 基点1と手取島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ26度33分・443メートルのところ ウ 基点1と手取島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ35度30分・440メートルのところ エ 基点1と手取島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ35度・585メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 上天草市大矢野町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 敷設する生け簀の面積は、1,000平方メートルを超えてはならない。 |
| 天区第509号 | 天草漁業協同組合 | 上天草市大矢野町維和地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第306号(熊本県漁場基点天第36号(上天草市大矢野町横島中鼻東端)と上天草市松島町下大戸ノ鼻灯台を見通した線から天第36号を基点として右へ259度52分の線が上天草市大矢野町小大夫の陸岸と交わるところ) ア 基点1と上天草市大矢野町貝場漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ71度20分・107メートルのところ イ 基点1と貝場漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ25度3分・161メートルのところ ウ 基点1と貝場漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ342度57分・119メートルのところ エ 基点1と貝場漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ299度27分・14メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 上天草市大矢野町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (3) 敷設する生け簀の面積は、982平方メートルを超えてはならない。 |
| 天区第510号 | 天草漁業協同組合 | 上天草市大矢野町維和地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第321号(熊本県漁場基点天第51号(上天草市大矢野町笹島北端)と天第36号(上天草市大矢野町横島中鼻東端)を見通した線から天第51号を基点として右へ166度38分20秒の線が上天草市大矢野町維和須の陸岸と交わるところ) ア 基点1と上天草市大矢野町薩摩瀬灯標を見通した線から基点1を基点として右へ93度56分・412メートルのところ イ 基点1と薩摩瀬灯標を見通した線から基点1を基点として右へ10度・260メートルのところ ウ 基点1と薩摩瀬灯標を見通した線から基点1を基点として右へ344度・145メートルのところ エ 基点1と薩摩瀬灯標を見通した線から基点1を基点として右へ111度・350メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 上天草市大矢野町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (3) 敷設する生け簀の面積は、5,666平方メートルを超えてはならない。 |
| 天区第511号 | 天草漁業協同組合 | 上天草市松島町合津地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第76号(上天草市松島町横島西端) ア 基点1から上天草市松島町樋合島南端を見通した線上、基点1から350メートルのところ イ 基点1と樋合島南端を見通した線から基点1を基点として右へ352度30分・520メートルのところ ウ 基点1と樋合島南端を見通した線から基点1を基点として右へ11度・605メートルのところ エ 基点1と樋合島南端を見通した線から基点1を基点として右へ23度30分・465メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 上天草市松島町(阿村を除く)及び天草市有明町楠甫 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (3) 敷設する生け簀の面積は、2,900平方メートルを超えてはならない。 |
| 天区第512号 | 天草漁業協同組合 | 上天草市松島町合津地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第76号(上天草市松島町横島西端) ア 基点1と上天草市松島町樋合島南端を見通した線から基点1を基点として右へ346度15分・905メートルのところ イ 基点1と樋合島南端を見通した線から基点1を基点として右へ344度15分・1,120メートルのところ ウ 基点1と樋合島南端を見通した線から基点1を基点として右へ354度・1,170メートルのところ エ 基点1と樋合島南端を見通した線から基点1を基点として右へ358度・960メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 上天草市松島町(阿村を除く)及び天草市有明町楠甫 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (3) 敷設する生け簀の面積は、2,500平方メートルを超えてはならない。 |

| 免許番号 | 漁業種者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|-------------|----------|----------------|--|---------|-----------------------|--------------------|----------------------------|---------|-------------------------------------|---|
| 天区第5 13号 | 天草漁業協同組合 | 天草市天草町大江地 先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第390号(天草市天草町軍ヶ浦矢寄鼻東端) ア 基点1から真方位56度26分・280メートルのところ イ 基点1から真方位96度45分・540メートルのところ ウ 基点1から真方位141度・480メートルのところ エ 基点1から真方位171度15分・165メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令和 10年8月31日まで | 団体 | 天草市天草町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 敷設する生け簀の面積は、4.396平方メートルを超えてはならない。 |
| 天区第5 14号 | 天草漁業協同組合 | 天草市天草町大江地 先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第389号(天草市天草町軍ヶ浦漁港西防波堤基端南側角) ア 基点1と天草市天草町大江軍ヶ浦下松瀬北東端を見通した線から基点1を基点として右へ311度45分・110メートルのところ イ 基点1と下松瀬北東端を見通した線から基点1を基点として右へ350度45分・215メートルのところ ウ 基点1と下松瀬北東端を見通した線から基点1を基点として右へ22度・185メートルのところ エ 基点1と下松瀬北東端を見通した線から基点1を基点として右へ22度・35メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令和 10年8月31日まで | 団体 | 天草市天草町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (3) 敷設する生け簀の面積は、564平方メートルを超えてはならない。 |
| 天区第5 15号 | 天草漁業協同組合 | 天草市天草町大江地 先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第388号(天草市天草町軍ヶ浦ワリ瀬の中央) ア 基点1と天草市河浦町崎津番所鼻突端を見通した線から基点1を基点として右へ329度・205メートルのところ イ 基点1と番所鼻突端を見通した線から基点1を基点として右へ13度・415メートルのところ ウ 基点1と番所鼻突端を見通した線から基点1を基点として右へ45度30分・365メートルのところ エ 基点1と番所鼻突端を見通した線から基点1を基点として右へ61度45分・65メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令和 10年8月31日まで | 団体 | 天草市天草町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 敷設する生け簀の面積は、2.632平方メートルを超えてはならない。 |
| 天区第5 16号 | 天草漁業協同組合 | 天草市河浦町崎津地 先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第138号(天草市河浦町崎津瀬鼻西端) ア 基点1と天草市二浦町五通山頂点を見通した線から基点1を基点として右へ347度30分・841メートルのところ イ 基点1と五通山頂点を見通した線から基点1を基点として右へ349度50分・985メートルのところ ウ 基点1と五通山頂点を見通した線から基点1を基点として右へ5度20分・1.009メートルのところ エ 基点1と五通山頂点を見通した線から基点1を基点として右へ9度50分・836メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令和 10年8月31日まで | 団体 | 天草市河浦町河浦、今 富及び崎津並びに二浦 町亀浦及び早浦 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (3) 敷設する生け簀の面積は、6.112平方メートルを超えてはならない。 |
| 天区第5 17号 | 天草漁業協同組合 | 天草市河浦町崎津地 先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度18分40.3秒、東経130度0分45.0秒 イ 北緯32度18分44.4秒、東経130度0分52.3秒 ウ 北緯32度18分36.1秒、東経130度0分59.6秒 エ 北緯32度18分32.0秒、東経130度0分52.3秒 | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令和 10年8月31日まで | 団体 | 天草市河浦町河浦、今 富及び崎津並びに二浦 町亀浦及び早浦 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 敷設する生け簀の面積は、7.299平方メートルを超えてはならない。 |
| 天区第5 19号 | 天草漁業協同組合 | 天草市牛深町地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第159の1号(天草市茂串町ンガ鼻東端) ア 基点1と天草市茂串湾前崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ22度45分・835メートルのところ イ 基点1と前崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ31度28分・607メートルのところ ウ 基点1と前崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ29度30分・590メートルのところ エ 基点1と前崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ11度30分・705メートルのところ オ 基点1と前崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ10度・780メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令和 10年8月31日まで | 団体 | 天草市牛深町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (3) 敷設する生け簀の面積は、2.000平方メートルを超えてはならない。 |

| 免許番号 | 漁業種者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|-------------|----------|----------|--|---------|---------------------------|--------------------|----------------------------|---------|--------|---|
| 天区第5 20号 | 天草漁業協同組合 | 天草市牛深町地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第159号(天草市茂串コ ンガ鼻東端) ア 基点1と天草市茂串湾前崎東端を見通した線から基 点1を基点として右へ17度30分・500メートルのところ イ 基点1と前崎東端を見通した線から基点1を基点と して右へ23度・515メートルのところ ウ 基点1と前崎東端を見通した線から基点1を基点と して右へ27度30分・420メートルのところ エ 基点1と前崎東端を見通した線から基点1を基点と して右へ21度45分・405メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(く ろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 天草市牛深町 | (1) 漁場区域の外縁に 昼夜間視認できる標識 を設置しなければならない。 (2) 漁場管理者が行う 事業の施行に対しては、 正当な理由がなければ これを拒んではならな い。 (3) 敷設する生け簀の 面積は、1,200平方 メートルを超えてはなら ない。 |
| 天区第5 21号 | 天草漁業協同組合 | 天草市牛深町地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第164号(天草市下須島白 瀬防波堤東端) ア 基点1と天草市久玉町勝崎東端を見通した線から基 点1を基点として右へ302度・555メートルのところ イ 基点1と勝崎東端を見通した線から基点1を基点と して右へ315度・565メートルのところ ウ 基点1と勝崎東端を見通した線から基点1を基点と して右へ319度2分・415メートルのところ エ 基点1と勝崎東端を見通した線から基点1を基点と して右へ301度14分・402メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(く ろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 天草市牛深町 | (1) 漁場区域の外縁に 昼夜間視認できる標識 を設置しなければならない。 (2) 港湾管理者及び漁 場管理者が行う事業の 施行に対しては、正当 な理由がなければこれ を拒んではならない。 (3) 敷設する生け簀の 面積は、2,400平方 メートルを超えてはなら ない。 |
| 天区第5 22号 | 天草漁業協同組合 | 天草市牛深町地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第164号(天草市下須島白 瀬防波堤東端) ア 基点1と天草市久玉町勝崎東端を見通した線から基 点1を基点として右へ30度30分・40メートルのところ イ 基点1と勝崎東端を見通した線から基点1を基点と して右へ17度・140メートルのところ ウ 基点1と勝崎東端を見通した線から基点1を基点と して右へ88度30分・835メートルのところ エ 基点1と勝崎東端を見通した線から基点1を基点と して右へ100度・850メートルのところ オ 基点1と勝崎東端を見通した線から基点1を基点と して右へ126度30分・215メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(く ろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 天草市牛深町 | (1) 漁場区域の外縁に 昼夜間視認できる標識 を設置しなければならない。 (2) 港湾管理者及び漁 場管理者が行う事業の 施行に対しては、正当 な理由がなければこれ を拒んではならない。 (3) 敷設する生け簀の 面積は、34,100平方 メートルを超えてはなら ない。 |
| 天区第5 23号 | 天草漁業協同組合 | 天草市牛深町地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第162号(天草市下須島馬 込鼻北端) ア 基点1と天草市牛島北西端を見通した線から基点1 を基点として右へ88度15分・385メートルのところ イ 基点1と牛島北西端を見通した線から基点1を基点と して右へ79度30分・450メートルのところ ウ 基点1と牛島北西端を見通した線から基点1を基点と して右へ94度15分・605メートルのところ エ 基点1と牛島北西端を見通した線から基点1を基点と して右へ102度・555メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(く ろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 天草市牛深町 | (1) 漁場区域の外縁に 昼夜間視認できる標識 を設置しなければならない。 (2) 敷設する生け簀の 面積は、4,300平方 メートルを超えてはなら ない。 |
| 天区第5 24号 | 天草漁業協同組合 | 天草市牛深町地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第160号(天草市下須島下 の倉南東端) ア 基点1と天草市法ヶ島南端を見通した線から基点1 を基点として右へ18度・215メートルのところ イ 基点1と法ヶ島南端を見通した線から基点1を基点と して右へ62度・240メートルのところ ウ 基点1と法ヶ島南端を見通した線から基点1を基点と して右へ78度・155メートルのところ エ 基点1と法ヶ島南端を見通した線から基点1を基点と して右へ150度・165メートルのところ オ 基点1と法ヶ島南端を見通した線から基点1を基点と して右へ157度30分・135メートルのところ カ 基点1と法ヶ島南端を見通した線から基点1を基点と して右へ127度30分・90メートルのところ キ 基点1と法ヶ島南端を見通した線から基点1を基点と して右へ122度30分・25メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(く ろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 天草市牛深町 | (1) 漁場区域の外縁に 昼夜間視認できる標識 を設置しなければならない。 (2) 敷設する生け簀の 面積は、3,000平方 メートルを超えてはなら ない。 |

| 免許番号 | 漁業種者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|-------------|----------|----------|--|---------|-----------------------|----------------|------------------------|---------|--------|---|
| 天区第5 25号 | 天草漁業協同組合 | 天草市牛深町地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度11分3.6秒、東経130度3分6.5秒 イ 北緯32度10分45.0秒、東経130度3分26.2秒 ウ 北緯32度10分35.9秒、東経130度3分14.2秒 エ 北緯32度10分40.7秒、東経130度3分9.1秒 オ 北緯32度10分36.6秒、東経130度3分3.7秒 カ 北緯32度10分52.5秒、東経130度2分46.9秒 キ 北緯32度10分58.2秒、東経130度2分54.3秒 ク 北緯32度10分56.0秒、東経130度2分56.6秒 | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市牛深町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 敷設する生け簀の面積は、45,510平方メートルを超えてはならない。 |
| 天区第5 26号 | 天草漁業協同組合 | 天草市牛深町地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度12分8.3秒、東経130度2分9.8秒 イ 北緯32度12分9.9秒、東経130度2分14.8秒 ウ 北緯32度11分48.3秒、東経130度2分24.8秒 エ 北緯32度11分46.4秒、東経130度2分20.4秒 | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市牛深町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (3) 敷設する生け簀の面積は、7,000平方メートルを超えてはならない。 |
| 天区第5 27号 | 天草漁業協同組合 | 天草市久玉町地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第164号(天草市下須島白瀬防波堤東端) ア 基点1から真方位52度25分・1.390メートルのところ イ 基点1から真方位45度10分・1.045メートルのところ ウ 基点1から真方位18度45分・1.490メートルのところ エ 基点1から真方位25度8分・1.641メートルのところ オ 基点1から真方位32度27分・1.471メートルのところ カ 基点1から真方位37度55分・1.575メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市久玉町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (3) 敷設する生け簀の面積は、21,754平方メートルを超えてはならない。 |
| 天区第5 28号 | 天草漁業協同組合 | 天草市久玉町地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第170号(天草市久玉町の浦杉浦鼻北端) ア 基点1と天草市久玉町の浦黒崎の鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ7度・570メートルのところ イ 基点1と黒崎の鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ21度30分・610メートルのところ ウ 基点1と黒崎の鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ31度30分・430メートルのところ エ 基点1と黒崎の鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ11度30分・370メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市久玉町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (3) 敷設する生け簀の面積は、4,106平方メートルを超えてはならない。 |
| 天区第5 29号 | 天草漁業協同組合 | 天草市久玉町地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第170号(天草市久玉町の浦杉浦鼻北端) ア 基点1から真方位2度55分・490メートルのところ イ 基点1から真方位21度40分・485メートルのところ ウ 基点1から真方位22度40分・430メートルのところ エ 基点1から真方位9度40分・300メートルのところ オ 基点1から真方位346度10分・330メートルのところ カ 基点1から真方位351度10分・420メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市久玉町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (3) 敷設する生け簀の面積は、4,160平方メートルを超えてはならない。 |

| 免許番号 | 漁業種者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|-------------|----------|----------|---|---------|-----------------------|----------------|------------------------|---------|--------|---|
| 天区第5 30号 | 天草漁業協同組合 | 天草市久玉町地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第171号(天草市久玉町の浦小金ケ鼻南端) ア 基点1と天草市久玉町の浦八幡鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ11度30分・425メートルのところ イ 基点1と八幡鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ10度・545メートルのところ ウ 基点1と八幡鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ17度30分・560メートルのところ エ 基点1と八幡鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ20度30分・440メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市久玉町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 敷設する生け簀の面積は、1,570平方メートルを超えてはならない。 |
| 天区第5 31号 | 天草漁業協同組合 | 天草市深海町地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第391号(天草市深海町浅海小金ケ鼻北西端) ア 基点1と天草市深海町保木鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ4度45分・405メートルのところ イ 基点1と保木鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ25度・85メートルのところ ウ 基点1と保木鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ27度30分・215メートルのところ エ 基点1と保木鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ34度45分・450メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市深海町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (3) 敷設する生け簀の面積は、8,268平方メートルを超えてはならない。 |
| 天区第5 32号 | 天草漁業協同組合 | 天草市深海町地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第175号(天草市深海町オテガ鼻突端) ア 基点1から真方位332度50分・107メートルのところ イ 基点1から真方位249度20分・320メートルのところ ウ 基点1から真方位278度50分・525メートルのところ エ 基点1から真方位315度35分・440メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市深海町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (3) 敷設する生け簀の面積は、5,892平方メートルを超えてはならない。 |
| 天区第5 33号 | 天草漁業協同組合 | 天草市深海町地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第177号(天草市深海漁港東側防波堤取付基部から59.4メートルのところ) ア 基点1と天草市深海町オテガ崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ104度・610メートルのところ イ 基点1とオテガ崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ86度・280メートルのところ ウ 基点1とオテガ崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ58度・440メートルのところ エ 基点1とオテガ崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ60度・540メートルのところ オ 基点1とオテガ崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ80度・730メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市深海町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (3) 敷設する生け簀の面積は、8,704平方メートルを超えてはならない。 |
| 天区第5 34号 | 天草漁業協同組合 | 天草市深海町地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第177号(天草市深海漁港東側防波堤取付基部から59.4メートルのところ) ア 基点1と天草市深海町オテガ崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ341度・270メートルのところ イ 基点1とオテガ崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ323度30分・470メートルのところ ウ 基点1とオテガ崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ326度・550メートルのところ エ 基点1とオテガ崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ343度・540メートルのところ オ 基点1とオテガ崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ349度・270メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市深海町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (3) 敷設する生け簀の面積は、2,655平方メートルを超えてはならない。 |

| 免許番号 | 漁業種者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|-------------|----------|--------------|---|---------|-----------------------|----------------|------------------------|---------|------------|--|
| 天区第5 35号 | 天草漁業協同組合 | 天草市深海町地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第175号(天草市深海町オテガ鼻北端) ア 基点1と天草市深海町深海漁港灯台を見通した線から基点1を基点として右へ26度・425メートルのところ イ 基点1と深海漁港灯台を見通した線から基点1を基点として右へ28度・580メートルのところ ウ 基点1と深海漁港灯台を見通した線から基点1を基点として右へ35度30分・580メートルのところ エ 基点1と深海漁港灯台を見通した線から基点1を基点として右へ37度・425メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市牛深町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (3) 敷設する生け簀の面積は、1,239平方メートルを超えてはならない。 |
| 天区第5 36号 | 天草漁業協同組合 | 天草市深海町地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第394号(天草市下平漁港1号防波堤突端) ア 基点1と天草市深海町鶴崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ23度・235メートルのところ イ 基点1と鶴崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ41度・355メートルのところ ウ 基点1と鶴崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ48度30分・335メートルのところ エ 基点1と鶴崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ33度30分・203メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市深海町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (3) 敷設する生け簀の面積は、800平方メートルを超えてはならない。 |
| 天区第5 37号 | 天草漁業協同組合 | 天草市深海町地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第179号(天草市深海町と同市河浦町宮野河内との海岸線における漁業種の境界) ア 基点1と天草市深海町産島南端を見通した線から基点1を基点として右へ29度30分・170メートルのところ イ 基点1と産島南端を見通した線から基点1を基点として右へ15度30分・260メートルのところ ウ 基点1と産島南端を見通した線から基点1を基点として右へ19度15分・320メートルのところ エ 基点1と産島南端を見通した線から基点1を基点として右へ56度33分・682メートルのところ オ 基点1と産島南端を見通した線から基点1を基点として右へ68度55分・633メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市深海町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (3) 敷設する生け簀の面積は、6,372平方メートルを超えてはならない。 |
| 天区第5 38号 | 天草漁業協同組合 | 天草市河浦町宮野河内地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第187号(天草市河浦町宮野河内野崎南端) ア 基点1と天草市河浦町宮野河内女岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ2度25分・709メートルのところ イ 基点1と女岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ333度30分・848メートルのところ ウ 基点1と女岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ341度55分・1,102メートルのところ エ 基点1と女岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ3度50分・1,002メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市河浦町宮野河内 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (3) 敷設する生け簀の面積は、12,963平方メートルを超えてはならない。 |
| 天区第5 39号 | 天草漁業協同組合 | 天草市河浦町宮野河内地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第187号(天草市河浦町宮野河内野崎南端) ア 基点1と天草市河浦町宮野河内女岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ37度・1,023メートルのところ イ 基点1と女岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ11度50分・747メートルのところ ウ 基点1と女岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ9度45分・1,047メートルのところ エ 基点1と女岳山頂を見通した線から基点1を基点として右へ29度45分・1,286メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市河浦町宮野河内 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (3) 敷設する生け簀の面積は、7,208平方メートルを超えてはならない。 |

| 免許番号 | 漁業種者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|-------------|----------|------------------|---|---------|-----------------------|----------------|------------------------|---------|------------|--|
| 天区第5 40号 | 天草漁業協同組合 | 天草市河浦町宮野河 内地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第184号(天草市河浦町宮野河内丸山鼻北西端) ア 基点1と天草市河浦町宮野河内野崎鼻南東端を見通した線から基点1を基点として右へ350度・1.165メートルのところ イ 基点1と野崎鼻南東端を見通した線から基点1を基点として右へ7度30分・1.465メートルのところ ウ 基点1と野崎鼻南東端を見通した線から基点1を基点として右へ15度30分・1.300メートルのところ エ 基点1と野崎鼻南東端を見通した線から基点1を基点として右へ357度・950メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市河浦町宮野河内 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (3) 敷設する生け簀の面積は、11.381平方メートルを超えてはならない。 |
| 天区第5 41号 | 天草漁業協同組合 | 天草市新和町小宮地 地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第189号(天草市新和町親崎南端) ア 基点1と天草市新和町宮島北端を見通した線から基点1を基点として右へ38度・550メートルのところ イ 基点1と宮島北端を見通した線から基点1を基点として右へ3度30分・740メートルのところ ウ 基点1と宮島北端を見通した線から基点1を基点として右へ50度17分・852メートルのところ エ 基点1と宮島北端を見通した線から基点1を基点として右へ59度24分・695メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市新和町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (3) 敷設する生け簀の面積は、8.715平方メートルを超えてはならない。 |
| 天区第5 42号 | 天草漁業協同組合 | 天草市新和町小宮地 地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第189号(天草市新和町親崎南端) ア 基点1と天草市新和町宮島北端を見通した線から基点1を基点として右へ65度・810メートルのところ イ 基点1と宮島北端を見通した線から基点1を基点として右へ56度15分・960メートルのところ ウ 基点1と宮島北端を見通した線から基点1を基点として右へ62度30分・1.065メートルのところ エ 基点1と宮島北端を見通した線から基点1を基点として右へ71度30分・920メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市新和町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (3) 敷設する生け簀の面積は、4.279平方メートルを超えてはならない。 |
| 天区第5 43号 | 天草漁業協同組合 | 天草市新和町大多尾 地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第200号(天草市新和町天附鼻南東端) ア 基点1と天草市新和町小島東端を見通した線から基点1を基点として右へ332度5分・762メートルのところ イ 基点1と小島東端を見通した線から基点1を基点として右へ305度・730メートルのところ ウ 基点1と小島東端を見通した線から基点1を基点として右へ293度15分・1.010メートルのところ エ 基点1と小島東端を見通した線から基点1を基点として右へ299度30分・1.090メートルのところ オ 基点1と小島東端を見通した線から基点1を基点として右へ313度45分・860メートルのところ カ 基点1と小島東端を見通した線から基点1を基点として右へ329度25分・897メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市新和町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 敷設する生け簀の面積は、9.527平方メートルを超えてはならない。 |
| 天区第5 44号 | 天草漁業協同組合 | 天草市新和町大多尾 地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第214号(天草市戸の崎漁港東側防波堤基部から南へ30.6メートルのところ) ア 基点1と天草市新和町横島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ321度・1.195メートルのところ イ 基点1と横島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ312度30分・1.140メートルのところ ウ 基点1と横島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ308度・1.730メートルのところ エ 基点1と横島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ313度30分・1.770メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市新和町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。 (3) 敷設する生け簀の面積は、10.800平方メートルを超えてはならない。 |

| 免許番号 | 漁業種者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|-------------|----------|------------|---|---------|-----------------------|----------------|------------------------|---------|-------------|---|
| 天区第5 45号 | 天草漁業協同組合 | 天草市新和町地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度22分4.6秒、東経130度14分52.7秒 イ 北緯32度20分18.4秒、東経130度13分38.6秒 ウ 北緯32度20分32.6秒、東経130度13分10.3秒 エ 北緯32度21分43.4秒、東経130度13分59.7秒 オ 北緯32度21分38.3秒、東経130度14分9.9秒 カ 北緯32度22分13.7秒、東経130度14分34.6秒 | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市新和町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 敷設する生け簀の面積は、68,180平方メートルを超えてはならない。 (3) 生け簀毎に生け簀番号を記した標識を設置しなければならない。 (4) 生け簀番号毎の飼育尾数を毎月記録し、1年分を翌年2月末日までに県に報告しなければならない。 |
| 天区第5 46号 | 天草漁業協同組合 | 天草市下浦町地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第396号(天草市下血塚島西端) ア 基点1と天草市下浦町戸の崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ81度30分・382メートルのところ イ 基点1と戸の崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ76度3分・123メートルのところ ウ 基点1と戸の崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ1度49分・588メートルのところ エ 基点1と戸の崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ22度15分・665メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市楠浦町及び下浦町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 敷設する生け簀の面積は、12,096平方メートルを超えてはならない。 |
| 天区第5 47号 | 栢本漁業協同組合 | 天草市栢本町白戸地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第216号(天草市栢本町白戸漁港南側防波堤基部から南側防波堤に沿って40メートルのところ) ア 基点1と天草市栢本町柳田防波堤突端を見通した線から基点1を基点として右へ9度55分・587メートルのところ イ 基点1と柳田防波堤突端を見通した線から基点1を基点として右へ25度35分・677メートルのところ ウ 基点1と柳田防波堤突端を見通した線から基点1を基点として右へ54度・450メートルのところ エ 基点1と柳田防波堤突端を見通した線から基点1を基点として右へ20度30分・220メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市栢本町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (3) 敷設する生け簀の面積は、6,652平方メートルを超えてはならない。 |
| 天区第5 48号 | 栢本漁業協同組合 | 天草市栢本町白戸地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第215号(天草市下浦町と同市栢本町との海岸における境界(船瀬鼻南端)) ア 基点1と天草市栢本町栢本漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ60度・1,595メートルのところ イ 基点1と栢本漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ71度・1,735メートルのところ ウ 基点1と栢本漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ111度45分・900メートルのところ エ 基点1と栢本漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ99度30分・585メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市栢本町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 敷設する生け簀の面積は、39,250平方メートルを超えてはならない。 |
| 天区第5 49号 | 栢本漁業協同組合 | 天草市栢本町白戸地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第215号(天草市下浦町と同市栢本町との海岸における境界(船瀬鼻南端)) ア 基点1と天草市栢本町栢本漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ37度・1,535メートルのところ イ 基点1と栢本漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ50度・1,545メートルのところ ウ 基点1と栢本漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ62度30分・620メートルのところ エ 基点1と栢本漁港1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ29度・595メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市栢本町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 敷設する生け簀の面積は、31,400平方メートルを超えてはならない。 |

| 免許番号 | 漁業権者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|---------|-----------|--------------|--|---------|-----------------------|----------------|------------------------|---------|------------|---|
| 天区第550号 | 栢本漁業協同組合 | 天草市栢本町古江地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第218号(天草市栢本町沖の瀬鼻) ア 基点1と天草市倉岳町浜田船溜南側防波堤南東角を見通した線から基点1を基点として右へ62度・110メートルのところ イ 基点1と浜田船溜南側防波堤南東角を見通した線から基点1を基点として右へ323度・100メートルのところ ウ 基点1と浜田船溜南側防波堤南東角を見通した線から基点1を基点として右へ347度・185メートルのところ エ 基点1と浜田船溜南側防波堤南東角を見通した線から基点1を基点として右へ36度30分・190メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市栢本町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (3) 敷設する生け簀の面積は、400平方メートルを超えてはならない。 |
| 天区第551号 | 倉岳町漁業協同組合 | 天草市倉岳町棚底地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第397号(天草市倉岳町落人鼻東端) ア 基点1と天草市倉岳町平瀬島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ212度20分の線が最大高潮時海岸線と交わるところ イ 基点1と平瀬島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ300度・380メートルのところ ウ 基点1と平瀬島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ19度・250メートルのところ エ 基点1と平瀬島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ199度の線が最大高潮時海岸線と交わるところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市倉岳町棚底地先 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 敷設する生け簀の面積は、5,952平方メートルを超えてはならない。 |
| 天区第552号 | 倉岳町漁業協同組合 | 天草市倉岳町棚底地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度23分42.2秒、東経130度19分53.6秒 イ 北緯32度23分29.8秒、東経130度19分49.1秒 ウ 北緯32度23分26.2秒、東経130度19分59.8秒 エ 北緯32度23分38.6秒、東経130度20分4.3秒 | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市倉岳町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 敷設する生け簀の面積は、12,000平方メートルを超えてはならない。 |
| 天区第553号 | 大道漁業協同組合 | 上天草市龍ヶ岳町大道地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第228号(上天草市龍ヶ岳町横島北端) ア 基点1と上天草市龍ヶ岳町切支丹鼻南西端を見通した線から基点1を基点として右へ133度5分・1,022メートルのところ イ 基点1と切支丹鼻南西端を見通した線から基点1を基点として右へ120度30分・1,008メートルのところ ウ 基点1と切支丹鼻南西端を見通した線から基点1を基点として右へ121度5分・1,118メートルのところ エ 基点1と切支丹鼻南西端を見通した線から基点1を基点として右へ134度30分・1,141メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 上天草市龍ヶ岳町大道 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (3) 敷設する生け簀の面積は、7,267平方メートルを超えてはならない。 |
| 天区第554号 | 大道漁業協同組合 | 上天草市龍ヶ岳町大道地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第402号(上天草市龍ヶ岳町赤崎大道漁港(赤崎地区)南側埋立地西端) ア 基点1と上天草市龍ヶ岳町大道横島北端を見通した線から基点1を基点として右へ1度30分・820メートルのところ イ 基点1と横島北端を見通した線から基点1を基点として右へ4度30分・710メートルのところ ウ 基点1と横島北端を見通した線から基点1を基点として右へ338度15分・625メートルのところ エ 基点1と横島北端を見通した線から基点1を基点として右へ338度・780メートルのところ オ 基点1と横島北端を見通した線から基点1を基点として右へ354度・760メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 上天草市龍ヶ岳町大道 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (3) 敷設する生け簀の面積は、7,317平方メートルを超えてはならない。 |

| 免許番号 | 漁業種者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|---------|----------|--------------|---|---------|-----------------------|----------------|------------------------|---------|-----------------|--|
| 天区第555号 | 大道漁業協同組合 | 上天草市龍ヶ岳町大道地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第228号(上天草市龍ヶ岳町横島北端) ア 基点1と上天草市龍ヶ岳町切支丹鼻南西端を見通した線から基点1を基点として右へ48度30分・260メートルのところ イ 基点1と切支丹鼻南西端を見通した線から基点1を基点として右へ43度15分・425メートルのところ ウ 基点1と切支丹鼻南西端を見通した線から基点1を基点として右へ95度・575メートルのところ エ 基点1と切支丹鼻南西端を見通した線から基点1を基点として右へ108度15分・540メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 上天草市龍ヶ岳町大道 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (3) 敷設する生け簀の面積は、19.371平方メートルを超えてはならない。 |
| 天区第556号 | 大道漁業協同組合 | 上天草市龍ヶ岳町大道地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びオを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第398号(天草市御所浦町猿子島北東端) ア イから基点1を見通した線からイを基点として右へ73度の線が上天草市龍ヶ岳町大道楠森島の陸岸と交わる イ 基点1と楠森島南西端を見通した線から基点1を基点として右へ45度30分・1.375メートルのところ ウ 基点1と楠森島南西端を見通した線から基点1を基点として右へ53度15分・930メートルのところ エ 基点1と楠森島南西端を見通した線から基点1を基点として右へ32度・960メートルのところ オ 基点1と楠森島南西端を見通した線から基点1を基点として右へ32度の線が楠森島の陸岸と交わる | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 上天草市龍ヶ岳町大道 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 楠森島への航行に支障がないように配慮しなければならない。 (3) 敷設する生け簀の面積は、12.778平方メートルを超えてはならない。 |
| 天区第557号 | 大道漁業協同組合 | 上天草市龍ヶ岳町大道地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 天草市倉岳町宮田漁港西ノ原1号防波堤灯台と上天草市龍ヶ岳町龍草島西端を見通した線から宮田漁港西ノ原1号防波堤灯台を基点として右へ8度の線が上天草市龍ヶ岳町大道タテウ島の最大高潮時海岸線と交わる ア 基点1と宮田漁港西ノ原1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ317度・510メートルのところ イ 基点1と宮田漁港西ノ原1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ16度15分・225メートルのところ ウ 基点1と宮田漁港西ノ原1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ203度・475メートルのところ エ 基点1と宮田漁港西ノ原1号防波堤灯台を見通した線から基点1を基点として右へ244度30分・655メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 上天草市龍ヶ岳町大道 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 敷設する生け簀の面積は、15.386平方メートルを超えてはならない。 |
| 天区第558号 | 天草漁業協同組合 | 上天草市龍ヶ岳町高戸地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第234号(上天草市龍ヶ岳町和田鼻東端) ア 基点1と上天草市龍ヶ岳町坊主島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ50度30分・220メートルのところ イ 基点1と坊主島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ0度30分・505メートルのところ ウ 基点1と坊主島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ20度30分・630メートルのところ エ 基点1と坊主島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ34度30分・515メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 上天草市龍ヶ岳町(大道を除く) | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (3) 敷設する生け簀の面積は、9.166平方メートルを超えてはならない。 |

| 免許番号 | 漁業種者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|-------------|----------|------------------|--|---------|---------------------------|--------------------|----------------------------|---------|--|--|
| 天区第5 59号 | 樋島漁業協同組合 | 上天草市龍ヶ岳町樋島 地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びビアを順次に結んだ線に よって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第301号(上天草市龍ヶ岳町 竹島北側中央部突端) ア 基点1と上天草市龍ヶ岳町龍島南東端を見通した線 から基点1を基点として右へ44度1分12秒・300メー トルのところ イ 基点1と龍島南東端を見通した線から基点1を基点と して右へ68度・250メートルのところ ウ 基点1と龍島南東端を見通した線から基点1を基点と して右へ336度45分・15メートルのところ エ 基点1と龍島南東端を見通した線から基点1を基点と して右へ242度15分・270メートルのところ オ 基点1と龍島南東端を見通した線から基点1を基点と して右へ277度12分・360メートルのところ カ 基点1と龍島南東端を見通した線から基点1を基点と して右へ336度45分・190メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(く ろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 上天草市龍ヶ岳町(大 道を除く) | (1) 漁場区域の外縁に 昼夜間視認できる標識 を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う 事業の施行に対して は、正当な理由がなけ ればこれを拒んではな らぬ。 (3) 敷設する生け簀の 面積は、6,900平方 メートルを超えてはな らぬ。 |
| 天区第5 60号 | 樋島漁業協同組合 | 上天草市龍ヶ岳町樋島 地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びビアを順次に結 んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度22分37.7秒、東経130度24分43.6秒 イ 北緯32度22分29.8秒、東経130度24分47.8秒 ウ 北緯32度22分28.1秒、東経130度24分46.4秒 エ 北緯32度22分31.8秒、東経130度24分44.6秒 オ 北緯32度22分28.8秒、東経130度24分34.4秒 カ 北緯32度22分22.8秒、東経130度24分24.7秒 キ 北緯32度22分18.3秒、東経130度24分30.3 ク 北緯32度22分17.0秒、東経130度24分28.6秒 ケ 北緯32度22分22.8秒、東経130度24分21.2秒 | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(く ろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 上天草市龍ヶ岳町(大 道を除く) | (1) 漁場区域の外縁に 昼夜間視認できる標識 を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う 事業の実施に対して は、正当な理由がなけ ればこれを拒んではな らぬ。 (3) 敷設する生け簀の 面積は、5,299平方 メートルを超えてはな らぬ。 |
| 天区第5 61号 | 天草漁業協同組合 | 天草市御所浦町御所 浦地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びビアを順次に結んだ線によっ て囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第272の2号(天草市御所浦 町本郷港1号防波堤灯台) ア 基点1と天草市御所浦町龍島南端を見通した線から 基点1を基点として右へ261度 ・125メートルのところ イ 基点1と龍島南端を見通した線から基点1を基点とし て右へ293度・625メートルのところ ウ 基点1と龍島南端を見通した線から基点1を基点とし て右へ301度・620メートルのところ エ 基点1と龍島南端を見通した線から基点1を基点とし て右へ307度・410メートルのところ オ 基点1と龍島南端を見通した線から基点1を基点とし て右へ326度30分・110メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(く ろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 天草市御所浦町(上 脇、下脇、上竹地、下 竹地、外平及び越地地 区を除く) | (1) 漁場区域の外縁に 昼夜間視認できる標識 を設置しなければならない。 (2) 敷設する生け簀の 面積は、3,384平方 メートルを超えてはな らぬ。 |
| 天区第5 62号 | 天草漁業協同組合 | 天草市御所浦町御所 浦地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びビアを順次に結んだ線によっ て囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第275号(天草市御所浦町 元浦中津鼻西端) ア 基点1と天草市御所浦町弁天島南端を見通した線か ら基点1を基点として右へ104度30分・615メートルの ところ イ 基点1と弁天島南端を見通した線から基点1を基点と して右へ94度・285メートルのところ ウ 基点1と弁天島南端を見通した線から基点1を基点と して右へ289度30分・280メートルのところ エ 基点1と弁天島南端を見通した線から基点1を基点と して右へ317度52分・343メートルのところ オ 基点1と弁天島南端を見通した線から基点1を基点と して右へ13度・245メートルのところ カ 基点1と弁天島南端を見通した線から基点1を基点と して右へ78度45分・520メートルのところ キ 基点1と弁天島南端を見通した線から基点1を基点と して右へ93度15分・625メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(く ろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 天草市御所浦町(上 脇、下脇、上竹地、下 竹地、外平及び越地地 区を除く) | (1) 漁場区域の外縁に 昼夜間視認できる標識 を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者及び漁 港管理者が行う事業 の施行に対しては、正 当な理由がなければこ れを拒んではならぬ。 (3) 敷設する生け簀の 面積は、6,200平方 メートルを超えてはな らぬ。 |

| 免許番号 | 漁業種者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|-------------|-------------------|------------------|--|---------|---------------------------|--------------------|----------------------------|---------|--|---|
| 天区第5 63号 | 天草漁業協同組合 | 天草市御所浦町御所 浦地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によ って囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第278号(天草市御所浦町 大浦大場山鼻北東端) ア 基点1と天草市御所浦町弁天島北西端を見通した線 から基点1を基点として右へ346度21分・520メートル のところ イ 基点1と弁天島北西端を見通した線から基点1を基 点として右へ352度・870メートルのところ ウ 基点1と弁天島北西端を見通した線から基点1を基 点として右へ355度・965メートルのところ エ 基点1と弁天島北西端を見通した線から基点1を基 点として右へ355度30分・965メートルのところ オ 基点1と弁天島北西端を見通した線から基点1を基 点として右へ358度24分・960メートルのところ カ 基点1と弁天島北西端を見通した線から基点1を基 点として右へ356度26分・506メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(く ろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 天草市御所浦町(上 脇、下脇、上竹地、下 竹地、外平及び越地地 区を除く) | (1) 漁場区域の外縁に 昼夜間視認できる標識 を設置しなければならない。 (2) 敷設する生け簀の 面積は、1,872平方 メートルを超えてはなら ない。 |
| 天区第5 64号 | 天草漁業協同組合 | 天草市御所浦町御所 浦地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲ま れた区域 基点1 熊本県漁場基点天第369号(天草市御所浦町 大平島北西端) ア 基点1と天草市御所浦町竹島ドブ鼻東端を見通した 線から基点1を基点として右へ316度・110メートルのと ころ イ 基点1と竹島ドブ鼻東端を見通した線から基点1を基 点として右へ323度30分・30メートルのところ ウ 基点1と竹島ドブ鼻東端を見通した線から基点1を基 点として右へ238度15分・125メートルのところ エ 基点1と竹島ドブ鼻東端を見通した線から基点1を基 点として右へ267度15分・160メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(く ろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 天草市御所浦町(上 脇、下脇、上竹地、下 竹地、外平及び越地地 区を除く) | (1) 漁場区域の外縁に 昼夜間視認できる標識 を設置しなければならない。 (2) 敷設する生け簀の 面積は、500平方メ ートルを超えてはなら ない。 |
| 天区第5 65号 | 天草漁業協同組合 | 天草市御所浦町御所 浦地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲ま れた区域 基点1 熊本県漁場基点天第278号(天草市御所浦町 大浦大場山鼻北東端) ア 基点1から真方位341度5分・1,074メートルのと ころ イ 基点1から真方位319度21分・792メートルのところ ウ 基点1から真方位309度46分・1,158メートルのと ころ エ 基点1から真方位327度55分・1,368メートルのと ころ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(く ろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 天草市御所浦町(上 脇、下脇、上竹地、下 竹地、外平及び越地地 区を除く) | (1) 漁場区域の外縁に 昼夜間視認できる標識 を設置しなければならない。 (2) 敷設する生け簀の 面積は、19,616平方 メートルを超えてはなら ない。 |
| 天区第5 66号 | 天草漁業協同組合 | 天草市御所浦町御所 浦地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲ま れた区域 基点1 熊本県漁場基点天第278号(天草市御所浦町 大浦大場山鼻北東端) ア 基点1と天草市御所浦町大平島南端を見通した線か ら基点1を基点として右へ358度30分・908メートルの ところ イ 基点1と大平島南端を見通した線から基点1を基点と して右へ344度・886メートルのところ ウ 基点1と大平島南端を見通した線から基点1を基点と して右へ344度20分・1,135メートルのところ エ 基点1と大平島南端を見通した線から基点1を基点と して右へ355度40分・1,149メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(く ろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 天草市御所浦町(上 脇、下脇、上竹地、下 竹地、外平及び越地地 区を除く) | (1) 漁場区域の外縁に 昼夜間視認できる標識 を設置しなければならない。 (2) 敷設する生け簀の 面積は、4,452平方 メートルを超えてはなら ない。 |
| 天区第5 67号 | 嵐口漁業協同組合 外 1組合 | 天草市御所浦町嵐口 地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲ま れた区域 基点1 天草市御所浦町嵐口前島北東端 ア 基点1と天草市御所浦町嵐口北東端を見通した線 から基点1を基点として右へ256度30分・295メートル のところ イ 基点1と嵐口北東端を見通した線から基点1を基 点として右へ283度44分・442メートルのところ ウ 基点1と嵐口北東端を見通した線から基点1を基 点として右へ317度18分・354メートルのところ エ 基点1と嵐口北東端を見通した線から基点1を基 点として右へ311度37分・129メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業(く ろまぐろ養殖業を除く) | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 天草市御所浦町上脇、 下脇、上竹地、下竹 地、外平及び越地地区 | (1) 漁場区域の外縁に 昼夜間視認できる標識 を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う 事業の施行に対して は、正当な理由がなけ ればこれを拒んではな らない。 (3) 敷設する生け簀の 面積は、7,442平方 メートルを超えてはなら ない。 |

| 免許番号 | 漁業種者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|-------------|----------|------------------|--|---------|---------------------------|----------------|------------------------|---------|-----------------------------------|--|
| 天区第5 81号 | 天草漁業協同組合 | 天草市御所浦町牧島 地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第219号(天草市龍ヶ岳町大道ダテク島南端) 基点2 熊本県漁場基点天第221号(天草市御所浦町困窮島南端) ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ353度30分・657メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ358度15分・802メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ23度40分・751メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ25度・537メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類、わかめ養殖業(くらまぐる養殖業を除く) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市御所浦町(上臈、下臈、上竹地、下竹地、外平及び越地区を除く) | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 敷設する生け簀の面積は、6,800平方メートルを超えてはならない。 |
| 天区第5 91号 | 天草漁業協同組合 | 天草市御所浦町牧島 地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第253号(天草市御所浦町牧島ヤキ崎北西端) ア 基点1と天草市御所浦町牧島トビノ巣東端を見通した線から基点1を基点として右へ60度・380メートルのところ イ 基点1と牧島トビノ巣東端を見通した線から基点1を基点として右へ311度50分・74メートルのところ ウ 基点1と牧島トビノ巣東端を見通した線から基点1を基点として右へ312度50分・398メートルのところ エ 基点1と牧島トビノ巣東端を見通した線から基点1を基点として右へ323度・538メートルのところ オ 基点1と牧島トビノ巣東端を見通した線から基点1を基点として右へ346度50分・631メートルのところ カ 基点1と牧島トビノ巣東端を見通した線から基点1を基点として右へ16度40分・658メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類、藻類、あわび養殖業(くらまぐる養殖業を除く) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市御所浦町(上臈、下臈、上竹地、下竹地、外平及び越地区を除く) | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (3) 敷設する生け簀の面積は、21,807平方メートルを超えてはならない。 |
| 天区第5 92号 | 天草漁業協同組合 | 天草市御所浦町牧島 地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第398号(天草市御所浦町孫子島北東端) ア 基点1から真方位32度31分・34メートルのところ イ 基点1から真方位84度18分・287メートルのところ ウ 基点1から真方位117度44分・320メートルのところ エ 基点1から真方位129度4分・557メートルのところ オ 基点1から真方位150度15分・591メートルのところ カ 基点1から真方位158度28分・348メートルのところ キ 基点1から真方位165度58分・405メートルのところ ク 基点1から真方位191度59分・392メートルのところ ケ 基点1から真方位198度56分・224メートルのところ コ 基点1から真方位174度49分・141メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類、藻類、あわび養殖業(くらまぐる養殖業を除く) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市御所浦町(上臈、下臈、上竹地、下竹地、外平及び越地区を除く) | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 敷設する生け簀の面積は、21,807平方メートルを超えてはならない。 |
| 天区第5 93号 | 天草漁業協同組合 | 天草市御所浦町御所 浦地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第365号(天草市御所浦町牧島漁港B防波堤突端) ア 基点1から真方位72度15分・426メートルのところ イ 基点1から真方位78度48分・515メートルのところ ウ 基点1から真方位96度16分・600メートルのところ エ 基点1から真方位116度55分・418メートルのところ オ 基点1から真方位185度30分・618メートルのところ カ 基点1から真方位207度35分・557メートルのところ キ 基点1から真方位85度45分・149メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類、藻類、あわび養殖業(くらまぐる養殖業を除く) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市御所浦町(上臈、下臈、上竹地、下竹地、外平及び越地区を除く) | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 敷設する生け簀の面積は、13,112平方メートルを超えてはならない。 |

| 免許番号 | 漁業種者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|-------------|-------------------|-----------------|---|---------|---------------------------|------------------|------------------------|---------|-------------------------------|--|
| 天区第5 94号 | 嵐口漁業協同組合 外 1組合 | 天草市御所浦町嵐口 地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第363号(天草市御所浦町嵐口漁港4号防波堤東側基部から南東へ防波堤に沿って135メートルの防波堤中央部) ア 基点1と天草市御所浦町嵐口岬北端を見通した線から基点1を基点として右へ2度19分・889メートルのところ イ 基点1と嵐口岬北端を見通した線から基点1を基点として右へ4度16分・579メートルのところ ウ 基点1と嵐口岬北端を見通した線から基点1を基点として右へ40度35分・392メートルのところ エ 基点1と嵐口岬北端を見通した線から基点1を基点として右へ341度27分・721メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類、藻類、あわび養殖業(くろまぐる養殖業を除く) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市御所浦町上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 漁場管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (3) 敷設する生け簀の面積は、24,098平方メートルを超えてはならない。 |
| 天区第5 95号 | 嵐口漁業協同組合 外 1組合 | 天草市御所浦町嵐口 地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第364号(天草市御所浦町嵐口漁港2号防波堤北側基部から西へ防波堤に沿って40メートルの防波堤中央部) ア 基点1と天草市御所浦町牧島ヤキ岬北端を見通した線から基点1を基点として右へ102度・45メートルのところ イ 基点1と牧島ヤキ岬北端を見通した線から基点1を基点として右へ23度44分・434メートルのところ ウ 基点1と牧島ヤキ岬北端を見通した線から基点1を基点として右へ62度45分・600メートルのところ エ 基点1と牧島ヤキ岬北端を見通した線から基点1を基点として右へ82度・545メートルのところ オ 基点1と牧島ヤキ岬北端を見通した線から基点1を基点として右へ93度・470メートルのところ | 第1種区画漁業 | 魚類、藻類、あわび養殖業(くろまぐる養殖業を除く) | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市御所浦町上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 漁場管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (3) 敷設する生け簀の面積は、15,840平方メートルを超えてはならない。 |
| 天区第6 11号 | 天草漁業協同組合 | 天草市河浦町崎津地 先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度18分15.1秒、東経130度2分9.1秒 イ 北緯32度18分14.2秒、東経130度2分10.1秒 ウ 北緯32度18分13.1秒、東経130度2分8.2秒 エ 北緯32度18分14.1秒、東経130度2分7.2秒 | 第1種区画漁業 | とさかのり養殖業 | 1月1日から6月30日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市河浦町河浦、今富及び崎津並びに二浦町亀浦及び早浦 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 漁場管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (3) 養殖施設は、毎年6月30日までに撤去し |
| 天区第6 21号 | 天草漁業協同組合 | 上天草市大矢野町上 地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第10号(上天草市大矢野町上七ツ割中鼻北端) ア 基点1と上天草市大矢野町上串崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ5度30分・725メートルのところ イ 基点1と串崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ250度30分・640メートルのところ ウ 基点1と串崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ273度・955メートルのところ エ 基点1と串崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ352度15分・1,160メートルのところ オ 基点1と串崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ338度45分・1,545メートルのところ カ 基点1と串崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ355度30分・1,980メートルのところ キ 基点1と串崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ12度25分・1,650メートルのところ ク 基点1と串崎西端を見通した線から基点1を基点として右へ349度15分・920メートルのところ | 第1種区画漁業 | わかめ養殖業 | 10月1日から翌年5月15日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 上天草市大矢野町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 漁場管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (3) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。 |

| 免許番号 | 漁業種者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|-------------|----------|------------------|---|---------|--------|----------------------|----------------------------|---------|----------|--|
| 天区第6 22号 | 天草漁業協同組合 | 上天草市大矢野町上 地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線に よって囲まれた区 域 基点1 熊本県漁場基点天第20号(上天草市大矢野 町野釜漁港東側防波堤南側突端) ア 基点1と上天草市大矢野町手取島頂点を見通した線 から基点1を基点として右へ39度45分・890メートルの ところ イ 基点1と手取島頂点を見通した線から基点1を基点と して右へ16度・1,740メートルのところ ウ 基点1と手取島頂点を見通した線から基点1を基点と して右へ36度45分・2,190メートルのところ エ 基点1と手取島頂点を見通した線から基点1を基点と して右へ49度・1,815メートルのところ オ 基点1と手取島頂点を見通した線から基点1を基点と して右へ44度・1,620メートルのところ カ 基点1と手取島頂点を見通した線から基点1を基点と して右へ57度30分・1,375メートルのところ | 第1種区画漁業 | わかめ養殖業 | 10月1日から翌年5月 15日まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 上天草市大矢野町 | (1) 漁場区域の外縁に 昼夜間視認できる標識 を設置しなければならない。 (2) 養殖施設は、毎年 5月15日までに撤去し なければならない。 |
| 天区第6 23号 | 天草漁業協同組合 | 上天草市大矢野町登 立地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲ま れた区域 ア 北緯32度36分21.4秒、東経130度27分8.5秒 イ 北緯32度36分18.7秒、東経130度27分13.5秒 ウ 北緯32度36分26.0秒、東経130度27分19.5秒 エ 北緯32度36分28.5秒、東経130度27分15.6秒 | 第1種区画漁業 | わかめ養殖業 | 10月1日から翌年5月 15日まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 上天草市大矢野町 | (1) 漁場区域の外縁に 昼夜間視認できる標識 を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う 事業の施行に対して は、正当な理由がなけ ればこれを拒んではな らない。 (3) 養殖施設は、毎年 5月15日までに撤去し なければならない。 |
| 天区第6 24号 | 天草漁業協同組合 | 上天草市大矢野町登 立地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲ま れた区域 ア 北緯32度37分12.2秒、東経130度26分8.6秒 イ 北緯32度37分16.6秒、東経130度26分6.0秒 ウ 北緯32度37分8.0秒、東経130度25分44.1秒 エ 北緯32度37分3.6秒、東経130度25分46.7秒 | 第1種区画漁業 | わかめ養殖業 | 10月1日から翌年5月 15日まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 上天草市大矢野町 | (1) 漁場区域の外縁に 昼夜間視認できる標識 を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う 事業の実施に対して は、正当な理由がなけ ればこれを拒んではな らない。 (3) 養殖施設は毎年5 月15日までに撤去しな なければならない。 |
| 天区第6 25号 | 天草漁業協同組合 | 上天草市大矢野町中 地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲ま れた区域 ア 北緯32度33分52.7秒、東経130度23分54.3秒 イ 北緯32度33分47.4秒、東経130度23分58秒 ウ 北緯32度33分49.9秒、東経130度24分2.9秒 エ 北緯32度33分55.2秒、東経130度23分59.3秒 | 第1種区画漁業 | わかめ養殖業 | 10月1日から翌年5月 15日まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 上天草市大矢野町 | (1) 漁場区域の外縁に 昼夜間視認できる標識 を設置しなければならない。 (2) 養殖施設は、毎年 5月15日までに撤去し なければならない。 |
| 天区第6 26号 | 天草漁業協同組合 | 上天草市大矢野町中 地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲ま れた区域 ア 北緯32度33分32.9秒、東経130度23分27.1秒 イ 北緯32度33分33.9秒、東経130度23分51.4秒 ウ 北緯32度33分29.3秒、東経130度23分51.9秒 エ 北緯32度33分28.1秒、東経130度23分27.4秒 | 第1種区画漁業 | わかめ養殖業 | 10月1日から翌年5月 15日まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 上天草市大矢野町 | (1) 漁場区域の外縁に 昼夜間視認できる標識 を設置しなければならない。 (2) 養殖施設は毎年5 月15日までに撤去しな なければならない。 |
| 天区第6 27号 | 天草漁業協同組合 | 上天草市大矢野町雑 和地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線に よって囲まれた区 域 基点1 熊本県漁場基点天第46号(上天草市大矢野 町茶臼島頂点) ア 基点1と上天草市大矢野町登立大湯船着場突堤先 端を見通した線から基点1を基点として右へ332度・1, 165メートルのところ イ 基点1と大湯船着場突堤先端を見通した線から基点 1を基点として右へ338度・1,000メートルのところ ウ 基点1と大湯船着場突堤先端を見通した線から基点 1を基点として右へ343度30分・825メートルのところ エ 基点1と大湯船着場突堤先端を見通した線から基点 1を基点として右へ340度・795メートルのところ オ 基点1と大湯船着場突堤先端を見通した線から基点 1を基点として右へ335度15分・960メートルのところ カ 基点1と大湯船着場突堤先端を見通した線から基点 1を基点として右へ330度・1,140メートルのところ | 第1種区画漁業 | わかめ養殖業 | 10月1日から翌年5月 15日まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 上天草市大矢野町 | (1) 漁場区域の外縁に 昼夜間視認できる標識 を設置しなければならない。 (2) 養殖施設は、毎年 5月15日までに撤去し なければならない。 |

| 免許番号 | 漁業種者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|-------------|-----------|---------------|---|---------|------------|------------------|------------------------|---------|------------|--|
| 天区第6 28号 | 天草漁業協同組合 | 天草市深海町地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第178号(天草市深海町長瀬鼻南端) ア 基点1と天草市深海町下馬刀島北端を見通した線から基点1を基点として右へ328度15分・225メートルのところ イ 基点1と下馬刀島北端を見通した線から基点1を基点として右へ15度・205メートルのところ ウ 基点1と下馬刀島北端を見通した線から基点1を基点として右へ29度30分・110メートルのところ エ 基点1と下馬刀島北端を見通した線から基点1を基点として右へ309度15分・150メートルのところ | 第1種区画漁業 | わかめ養殖業 | 10月1日から翌年5月15日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市深海町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。 |
| 天区第6 29号 | 天草漁業協同組合 | 天草市深海町地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第395号(天草市深海町字出目1595の1番地東端) ア 基点1と天草市深海町鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ358度・110メートルのところ イ 基点1と鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ356度・1075メートルのところ ウ 基点1と鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ351度30分・1225メートルのところ エ 基点1と鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ353度30分・1250メートルのところ | 第1種区画漁業 | わかめ養殖業 | 10月1日から翌年5月15日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市深海町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (3) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。 |
| 天区第6 30号 | 天草漁業協同組合 | 天草市深海町地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第395号(天草市深海町字出目1595の1番地東端) ア 基点1と天草市深海町鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ353度・515メートルのところ イ 基点1と鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ350度30分・690メートルのところ ウ 基点1と鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ355度15分・700メートルのところ エ 基点1と鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ359度30分・530メートルのところ | 第1種区画漁業 | わかめ養殖業 | 10月1日から翌年5月15日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市深海町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (3) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。 |
| 天区第6 31号 | 天草漁業協同組合 | 天草市深海町地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第395号(天草市深海町字出目1595の1番地東端) ア 基点1と天草市深海町鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ310度・300メートルのところ イ 基点1と鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ333度・530メートルのところ ウ 基点1と鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ356度・460メートルのところ エ 基点1と鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ348度・190メートルのところ | 第1種区画漁業 | わかめ養殖業 | 10月1日から翌年5月15日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市深海町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (3) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。 |
| 天区第6 32号 | 種子島漁業協同組合 | 上天草市龍ヶ岳町種子島地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度22分51.2秒、東経130度26分2.8秒 イ 北緯32度22分43.7秒、東経130度25分57.4秒 ウ 北緯32度22分39.2秒、東経130度26分6.3秒 エ 北緯32度22分46.7秒、東経130度26分11.6秒 | 第1種区画漁業 | わかめ養殖業 | 10月1日から翌年5月15日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市龍ヶ岳町種子島 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。 |
| 天区第6 51号 | 天草漁業協同組合 | 天草市五和町鬼池地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第125号(天草市五和町鬼池シラタケ鼻北東端) ア 基点1と宮津漁港突端を見通した線から基点1を基点として右へ31度23分・78メートルのところ イ 基点1と宮津漁港突端を見通した線から基点1を基点として右へ355度51分・56メートルのところ ウ 基点1と宮津漁港突端を見通した線から基点1を基点として右へ349度9分・256メートルのところ エ 基点1と宮津漁港突端を見通した線から基点1を基点として右へ1度37分・254メートルのところ | 第1種区画漁業 | わかめ・くろめ養殖業 | 10月1日から翌年5月15日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市五和町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (3) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。 |

| 免許番号 | 漁業種者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|-------------|----------|--------------|--|---------|-------------|------------------|------------------------|---------|------------|--|
| 天区第6 52号 | 天草漁業協同組合 | 天草市五和町鬼池地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第126号(天草市五和町鬼池引坂松原鼻突端) ア 基点1と天草市五和町鬼池宮津鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ356度・1.255メートルのところ イ 基点1と宮津鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ358度30分・1.250メートルのところ ウ 基点1と宮津鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ269度30分・45メートルのところ エ 基点1と宮津鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ269度30分・95メートルのところ | 第1種区画漁業 | わかめ・くろめ養殖業 | 10月1日から翌年5月15日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市五和町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (3) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。 |
| 天区第6 53号 | 天草漁業協同組合 | 天草市五和町鬼池地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第126号(天草市五和町鬼池引坂松原鼻突端) ア 基点1と天草市五和町鬼池と二江との境界付近北端を見通した線から基点1を基点として右へ6度30分・325メートルのところ イ 基点1と鬼池と二江との境界付近北端を見通した線から基点1を基点として右へ355度30分・330メートルのところ ウ 基点1と鬼池と二江との境界付近北端を見通した線から基点1を基点として右へ1度・1.125メートルのところ エ 基点1と鬼池と二江との境界付近北端を見通した線から基点1を基点として右へ5度・1.125メートルのところ | 第1種区画漁業 | わかめ・くろめ養殖業 | 10月1日から翌年5月15日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市五和町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (3) 養殖施設は、毎年5月15日までに撤去しなければならない。 |
| 天区第6 61号 | 天草漁業協同組合 | 天草市河浦町宮野河内地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度17分17.4秒、東経130度9分37.2秒 イ 北緯32度17分14.4秒、東経130度9分41.7秒 ウ 北緯32度17分40.0秒、東経130度10分5.2秒 エ 北緯32度17分43.0秒、東経130度10分0.7秒 | 第1種区画漁業 | わかめ・ひじき養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市河浦町宮野河内 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第6 81号 | 天草漁業協同組合 | 上天草市大矢野町中地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第24号(上天草市大矢野町手取島山頂) 基点2 熊本県漁場基点天第20号(大矢野町野釜漁港東側防波堤南側突端) ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ247度・100メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ282度・730メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ243度・1.010メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ204度・710メートルのところ | 第1種区画漁業 | わかめ・かき養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 上天草市大矢野町 | 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 |
| 天区第6 82号 | 天草漁業協同組合 | 上天草市大矢野町中地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度34分2.5秒、東経130度27分20.3秒 イ 北緯32度34分1.4秒、東経130度27分22.6秒 ウ 北緯32度34分6.7秒、東経130度27分26.3秒 エ 北緯32度34分7.8秒、東経130度27分29.9秒 | 第1種区画漁業 | わかめ・かき養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 上天草市大矢野町 | 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 |
| 天区第7 01号 | 天草漁業協同組合 | 上天草市大矢野町中地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度34分23.6秒、東経130度25分1.0秒 イ 北緯32度34分23.2秒、東経130度25分2.0秒 ウ 北緯32度34分29.7秒、東経130度25分8.0秒 エ 北緯32度34分30.1秒、東経130度25分7.5秒 | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖業 | 8月20日から翌年5月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 上天草市大矢野町 | 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第7 02号 | 天草漁業協同組合 | 上天草市大矢野町中地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度32分52.1秒、東経130度25分5.5秒 イ 北緯32度32分51.1秒、東経130度25分5.3秒 ウ 北緯32度32分51.1秒、東経130度25分7.6秒 エ 北緯32度32分51.7秒、東経130度25分7.8秒 | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖業 | 8月20日から翌年5月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 上天草市大矢野町 | 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 |

| 免許番号 | 漁業種者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|-------------|----------|----------------|--|---------|-------------|------------------|------------------------|---------|--------|---|
| 天区第7 03号 | 天草漁業協同組合 | 天草市五和町御領地 先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度32分12.6秒、東経130度11分38.8秒 イ 北緯32度32分12.2秒、東経130度11分38.7秒 ウ 北緯32度32分11.8秒、東経130度11分40.2秒 エ 北緯32度32分12.2秒、東経130度11分40.3秒 | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖業 | 8月20日から翌年5月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市五和町 | 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第7 04号 | 天草漁業協同組合 | 天草市五和町御領地 先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度32分21.5秒、東経130度11分36.7秒 イ 北緯32度32分21.5秒、東経130度11分33.6秒 ウ 北緯32度32分23.4秒、東経130度11分33.6秒 エ 北緯32度32分28.0秒、東経130度11分35.1秒 オ 北緯32度32分28.0秒、東経130度11分37.4秒 カ 北緯32度32分23.4秒、東経130度11分38.2秒 | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖業 | 8月20日から翌年5月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市五和町 | 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第7 05号 | 天草漁業協同組合 | 天草市五和町御領地 先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度32分27.2秒、東経130度11分34.8秒 イ 北緯32度32分22.0秒、東経130度11分32.5秒 ウ 北緯32度32分22.0秒、東経130度11分31.7秒 エ 北緯32度32分27.2秒、東経130度11分34.0秒 | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖業 | 8月20日から翌年5月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市五和町 | 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第7 06号 | 天草漁業協同組合 | 天草郡苓北町富岡地 先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第133号(天草郡苓北町志岐川河口右岸突堤北端) ア 基点1と天草郡苓北町富岡曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ337度・960メートルのところ イ 基点1と曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ326度・1.025メートルのところ ウ 基点1と曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ337度50分・1.500メートルのところ エ 基点1と曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ344度50分・1.420メートルのところ オ 基点1と曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ338度・1.050メートルのところ カ 基点1と曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ339度・1.045メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖業 | 8月20日から翌年5月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草郡苓北町 | (1) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (2) 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。 |
| 天区第7 07号 | 天草漁業協同組合 | 天草市牛深町地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第162号(天草市牛深町下須島馬込鼻北端) ア 基点1と天草市牛深町牛島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ22度・390メートルのところ イ 基点1と牛島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ64度・374メートルのところ ウ 基点1と牛島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ66度30分・345メートルのところ エ 基点1と牛島北西端を見通した線から基点1を基点として右へ20度・356メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖業 | 8月20日から翌年5月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市牛深町 | |
| 天区第7 08号 | 天草漁業協同組合 | 天草市牛深町地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度13分6.5秒、東経130度0分13.2秒 イ 北緯32度13分5.9秒、東経130度0分13.7秒 ウ 北緯32度13分7.8秒、東経130度0分16.8秒 エ 北緯32度13分8.3秒、東経130度0分16.4秒 | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖業 | 8月20日から翌年5月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市牛深町 | |

| 免許番号 | 漁業権者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|-------------|----------|----------|---|---------|-------------|------------------|------------------------|---------|--------|---|
| 天区第7 09号 | 天草漁業協同組合 | 天草市牛深町地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度13分8.7秒、東経130度0分8.0秒 イ 北緯32度13分8.2秒、東経130度0分7.5秒 ウ 北緯32度13分6.8秒、東経130度0分9.4秒 エ 北緯32度13分7.3秒、東経130度0分9.9秒 | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖業 | 8月20日から翌年5月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市牛深町 | |
| 天区第7 10号 | 天草漁業協同組合 | 天草市牛深町地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度10分26.5秒、東経130度2分26.4秒 イ 北緯32度10分26.5秒、東経130度2分30.0秒 ウ 北緯32度10分25.8秒、東経130度2分30.0秒 エ 北緯32度10分25.8秒、東経130度2分26.4秒 | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖業 | 8月20日から翌年5月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市牛深町 | |
| 天区第7 11号 | 天草漁業協同組合 | 天草市深海町地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第392号(天草市深海町椎木崎5332の2の北東端角から南へ11メートルのところ) ア 基点1から真方位349度45分・310メートル イ 基点1から真方位353度45分・310メートル ウ 基点1から真方位11度45分・65メートル エ 基点1から真方位352度15分・60メートル | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖業 | 8月20日から翌年5月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市深海町 | |
| 天区第7 12号 | 天草漁業協同組合 | 天草市深海町地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第178号(天草市深海町長瀬鼻南端) ア 基点1と天草市深海町キヨタノ鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ90度30分・75メートルのところ イ 基点1とキヨタノ鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ78度15分・60メートルのところ ウ 基点1とキヨタノ鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ61度15分・155メートルのところ エ 基点1とキヨタノ鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ69度・160メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖業 | 8月20日から翌年5月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市深海町 | |
| 天区第7 13号 | 天草漁業協同組合 | 天草市深海町地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度15分58.4秒、東経130度6分35.7秒 イ 北緯32度15分57.6秒、東経130度6分37.8秒 ウ 北緯32度15分54.7秒、東経130度6分35.9秒 エ 北緯32度15分55.7秒、東経130度6分33.7秒 | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖業 | 8月20日から翌年5月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市深海町 | 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第7 14号 | 天草漁業協同組合 | 天草市深海町地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第395号(天草市深海町宇出口1595の1番地東端) ア 基点1と天草市深海町鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ35度30分・85メートルのところ イ 基点1と鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ21度15分・80メートルのところ ウ 基点1と鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ14度45分・180メートルのところ エ 基点1と鶴崎東端を見通した線から基点1を基点として右へ21度45分・185メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖業 | 8月20日から翌年5月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市深海町 | 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第7 15号 | 天草漁業協同組合 | 天草市深海町地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第178号(天草市深海町長瀬鼻南端) ア 基点1から真方位227度42分・205メートルのところ イ 基点1から真方位223度12分・205メートルのところ ウ 基点1から真方位221度42分・407メートルのところ エ 基点1から真方位223度42分・407メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖業 | 8月20日から翌年5月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市深海町 | 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |

| 免許番号 | 漁業種者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|-------------|----------|------------------|---|---------|-------------|------------------|------------------------|---------|------------|---|
| 天区第7 16号 | 天草漁業協同組合 | 天草市河浦町宮野河 内地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第370号(天草市河浦町宮野河内乗田上平港乗田南側防波堤の旧防波堤取付基部から防波堤に沿って北へ38メートルのところ) 基点2 天草市河浦町宮野河内産島西端 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ64度15分・440メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ59度45分・435メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ52度30分・930メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ54度25分・930メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖業 | 8月20日から翌年4月30日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市河浦町宮野河内 | 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第7 17号 | 天草漁業協同組合 | 天草市河浦町宮野河 内地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第370号(天草市河浦町宮野河内乗田上平港乗田南側防波堤の旧防波堤取付基部から防波堤に沿って北へ38メートルのところ) ア 基点1と天草市河浦町宮野河内産島西端を見通した線から基点1を基点として右へ48度15分・95メートルのところ イ 基点1と産島西端を見通した線から基点1を基点として右へ43度45分・100メートルのところ ウ 基点1と産島西端を見通した線から基点1を基点として右へ60度30分・395メートルのところ エ 基点1と産島西端を見通した線から基点1を基点として右へ61度30分・395メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖業 | 8月20日から翌年4月30日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市河浦町宮野河内 | 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第7 18号 | 天草漁業協同組合 | 天草市河浦町宮野河 内地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第180号(天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から東へ防波堤に沿って145.8メートルのところ) 基点2 天草市河浦町宮野河内産島東端 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ104度45分・720メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ102度30分・720メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ101度45分・780メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ104度・785メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖業 | 8月20日から翌年4月30日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市河浦町宮野河内 | 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第7 19号 | 天草漁業協同組合 | 天草市河浦町宮野河 内地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第180号(天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から東へ防波堤に沿って145.8メートルのところ) 基点2 天草市河浦町宮野河内産島東端 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ114度30分・500メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ111度・490メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ109度45分・585メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ112度30分・595メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖業 | 8月20日から翌年4月30日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市河浦町宮野河内 | 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第7 20号 | 天草漁業協同組合 | 天草市河浦町宮野河 内地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第180号(天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から東へ防波堤に沿って145.8メートルのところ) ア 基点1と天草市河浦町宮野河内上平瀬東端を見通した線から基点1を基点として右へ28度・145メートルのところ イ 基点1と久瀬東端を見通した線から基点1を基点として右へ23度・135メートルのところ ウ 基点1と久瀬東端を見通した線から基点1を基点として右へ12度30分・210メートルのところ エ 基点1と久瀬東端を見通した線から基点1を基点として右へ15度30分・215メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖業 | 8月20日から翌年4月30日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市河浦町宮野河内 | 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |

| 免許番号 | 漁業種者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|-------------|----------|------------------|---|---------|-------------|------------------|------------------------|---------|------------|---|
| 天区第7 21号 | 天草漁業協同組合 | 天草市河浦町宮野河 内地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第180号(天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から東へ防波堤に沿って145.8メートルのところ) 基点2 天草市河浦町宮野河内産島東端 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ242度・305メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ247度・290メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ243度30分・235メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ236度30分・255メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖業 | 8月20日から翌年4月30日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市河浦町宮野河内 | 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第7 22号 | 天草漁業協同組合 | 天草市河浦町宮野河 内地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第180号(天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から東へ防波堤に沿って145.8メートルのところ) 基点2 天草市河浦町宮野河内産島東端 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ250度・435メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ254度・425メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ253度45分・370メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ248度15分・380メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖業 | 8月20日から翌年4月30日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市河浦町宮野河内 | 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第7 23号 | 天草漁業協同組合 | 天草市河浦町宮野河 内地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第375号(天草市河浦町宮野河内南本郷越地防波堤南東端) 基点2 熊本県漁場基点天第180号(天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から東へ防波堤に沿って145.8メートルのところ) ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ319度30分・335メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ321度30分・405メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ324度45分・405メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ323度15分・330メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖業 | 8月20日から翌年4月30日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市河浦町宮野河内 | 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第7 24号 | 天草漁業協同組合 | 天草市河浦町宮野河 内地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第180号(天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から東へ防波堤に沿って145.8メートルのところ) 基点2 天草市河浦町宮野河内産島東端 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ294度・580メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ296度15分・665メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ299度・650メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ297度15分・560メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖業 | 8月20日から翌年4月30日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市河浦町宮野河内 | 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第7 25号 | 天草漁業協同組合 | 天草市河浦町宮野河 内地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第376号(天草市河浦町宮野河内女居白瀬鼻南端) ア 基点1と天草市河浦町宮野河内紅鼻南西端を見通した線から基点1を基点として右へ310度45分・150メートルのところ イ 基点1と紅鼻南西端を見通した線から基点1を基点として右へ325度30分・220メートルのところ ウ 基点1と紅鼻南西端を見通した線から基点1を基点として右へ330度・210メートルのところ エ 基点1と紅鼻南西端を見通した線から基点1を基点として右へ316度・140メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖業 | 8月20日から翌年4月30日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市河浦町宮野河内 | 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |

| 免許番号 | 漁業権者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|-------------|----------|------------------|--|---------|-------------|------------------|------------------------|---------|------------|---|
| 天区第7 26号 | 天草漁業協同組合 | 天草市河浦町宮野河 内地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第376号(天草市河浦町宮野河内女岳白瀬鼻南端) ア 基点1と天草市河浦町紅葉ヶ鼻南西端を見通した線から基点1を基点として右へ343度30分・380メートルのところ イ 基点1と紅葉ヶ鼻南西端を見通した線から基点1を基点として右へ346度・420メートルのところ ウ 基点1と紅葉ヶ鼻南西端を見通した線から基点1を基点として右へ350度45分・405メートルのところ エ 基点1と紅葉ヶ鼻南西端を見通した線から基点1を基点として右へ348度30分・365メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖業 | 8月20日から翌年4月30日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市河浦町宮野河内 | 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第7 27号 | 天草漁業協同組合 | 天草市河浦町宮野河 内地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第377号(天草市河浦町宮野河内女岳紅鼻南端) ア 基点1と河浦町宮野河内女岳ツボ鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ319度30分・80メートルのところ イ 基点1とツボ鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ308度15分・90メートルのところ ウ 基点1とツボ鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ318度・125メートルのところ エ 基点1とツボ鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ329度・110メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖業 | 8月20日から翌年4月30日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市河浦町宮野河内 | 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第7 28号 | 天草漁業協同組合 | 天草市河浦町宮野河 内地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第180号(天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から東へ防波堤に沿って145.8メートルのところ) ア 基点1と天草市河浦町宮野河内産島北側防波堤北東端を見通した線から基点1を基点として右へ1度45分・1.105メートルのところ イ 基点1と産島北側防波堤北東端を見通した線から基点1を基点として右へ10度45分・1.175メートルのところ ウ 基点1と産島北側防波堤北東端を見通した線から基点1を基点として右へ11度30分・1.145メートルのところ エ 基点1と産島北側防波堤北東端を見通した線から基点1を基点として右へ2度15分・1.070メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖業 | 8月20日から翌年4月30日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市河浦町宮野河内 | 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第7 29号 | 天草漁業協同組合 | 天草市河浦町宮野河 内地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第180号(天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から東へ防波堤に沿って145.8メートルのところ) 基点2 天草市河浦町宮野河内産島東端 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ18度30分・1.135メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ19度・1.170メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ22度15分・1.160メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ21度45分・1.125メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖業 | 8月20日から翌年4月30日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市河浦町宮野河内 | 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第7 30号 | 天草漁業協同組合 | 天草市河浦町宮野河 内地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第180号(天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から東へ防波堤に沿って145.8メートルのところ) ア 基点1と天草市河浦町宮野河内産島北側防波堤北東端を見通した線から基点1を基点として右へ16度45分・1.165メートルのところ イ 基点1と産島北側防波堤北東端を見通した線から基点1を基点として右へ26度10分・1.132メートルのところ ウ 基点1と産島北側防波堤北東端を見通した線から基点1を基点として右へ26度5分・1.112メートルのところ エ 基点1と産島北側防波堤北東端を見通した線から基点1を基点として右へ16度30分・1.150メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖業 | 8月20日から翌年4月30日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市河浦町宮野河内 | 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |

| 免許番号 | 漁業権者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|-------------|----------|--------------------|---|---------|-------------|------------------|------------------------|---------|------------|---|
| 天区第7 31号 | 天草漁業協同組合 | 天草市河浦町宮野河 内地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第180号(天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から東へ防波堤に沿って145.8メートルのところ) ア 基点1と天草市河浦町産島北側防波堤北東端を見通した線から基点1を基点として右へ29度・1.182メートルのところ イ 基点1と産島北側防波堤北東端を見通した線から基点1を基点として右へ42度30分・1.433メートルのところ ウ 基点1と産島北側防波堤北東端を見通した線から基点1を基点として右へ43度20分・1.412メートルのところ エ 基点1と産島北側防波堤北東端を見通した線から基点1を基点として右へ29度40分・1.158メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖業 | 8月20日から翌年4月30日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市河浦町宮野河内 | 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第7 32号 | 天草漁業協同組合 | 天草市河浦町宮野河 内地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第179号(天草市深海町と同市河浦町宮野河内との海岸線における漁業権の境界) ア 基点1と天草市河浦町宮野河内産島西端を見通した線から基点1を基点として右へ333度5分・1.270メートルのところ イ 基点1と産島西端を見通した線から基点1を基点として右へ345度15分・1.310メートルのところ ウ 基点1と産島西端を見通した線から基点1を基点として右へ345度30分・1.278メートルのところ エ 基点1と産島西端を見通した線から基点1を基点として右へ333度5分・1.241メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖業 | 8月20日から翌年4月30日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市河浦町宮野河内 | 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第7 33号 | 天草漁業協同組合 | 天草市河浦町宮野河 内地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第179号(天草市深海町と同市河浦町宮野河内との海岸線における漁業権の境界) 基点2 天草市河浦町宮野河内産島南西端 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ358度30分・1.590メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ359度30分・1.840メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ0度30分・1.840メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ359度30分・1.580メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖業 | 8月20日から翌年4月30日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市河浦町宮野河内 | |
| 天区第7 34号 | 天草漁業協同組合 | 天草市河浦町宮野河 内産島南端 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第181号(天草市河浦町上の島灯台) 基点2 天草市河浦町宮野河内産島南端 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ11度・830メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ359度・1.230メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ358度30分・1.690メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ359度30分・1.695メートルのところ オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ0度30分・1.240メートルのところ カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ13度・850メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖業 | 8月20日から翌年4月30日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市河浦町宮野河内 | |

| 免許番号 | 漁業種者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|-------------|----------|------------------|---|---------|-------------|------------------|------------------------|---------|------------|----|
| 天区第7 35号 | 天草漁業協同組合 | 天草市河浦町宮野河 内地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第181号(天草市河浦町上の島灯台) 基点2 天草市河浦町宮野河内産島南東端 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ347度・695メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ335度30分・760メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ324度・790メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ306度・785メートルのところ オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ306度30分・820メートルのところ カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ324度・820メートルのところ キ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ336度30分・790メートルのところ ク 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ348度15分・720メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖業 | 8月20日から翌年4月30日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市河浦町宮野河内 | |
| 天区第7 36号 | 天草漁業協同組合 | 天草市河浦町宮野河 内地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第374号(天草市河浦町産島ツキワケ鼻北端) ア 基点1と天草市河浦町宮野河内榎木崎灯台を見通した線から基点1を基点として右へ344度30分・50メートルのところ イ 基点1と榎木崎灯台を見通した線から基点1を基点として右へ328度30分・20メートルのところ ウ 基点1と榎木崎灯台を見通した線から基点1を基点として右へ283度15分・100メートルのところ エ 基点1と榎木崎灯台を見通した線から基点1を基点として右へ309度・390メートルのところ オ 基点1と榎木崎灯台を見通した線から基点1を基点として右へ314度50分・390メートルのところ カ 基点1と榎木崎灯台を見通した線から基点1を基点として右へ303度・95メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖業 | 8月20日から翌年4月30日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市河浦町宮野河内 | |
| 天区第7 37号 | 天草漁業協同組合 | 天草市河浦町宮野河 内地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 天草市河浦町宮野河内榎木崎灯台 基点2 天草市河浦町宮野河内桐ノ崎南端 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ313度45分・115メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ327度・125メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ18度45分・70メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ13度15分・30メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖業 | 8月20日から翌年4月30日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市河浦町宮野河内 | |
| 天区第7 38号 | 天草漁業協同組合 | 天草市河浦町宮野河 内地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 天草市河浦町宮野河内榎木崎灯台 基点2 天草市河浦町宮野河内桐ノ崎南端 ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ329度・320メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ333度45分・310メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ313度45分・180メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ307度15分・200メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖業 | 8月20日から翌年4月30日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市河浦町宮野河内 | |
| 天区第7 39号 | 天草漁業協同組合 | 天草市河浦町宮野河 内地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第374号(天草市河浦町産島ツキワケ鼻北端) ア 基点1と天草市河浦町宮野河内女榎木崎灯台を見通した線から基点1を基点として右へ16度15分・967メートルのところ イ 基点1と榎木崎灯台を見通した線から基点1を基点として右へ25度・922メートルのところ ウ 基点1と榎木崎灯台を見通した線から基点1を基点として右へ24度30分・892メートルのところ エ 基点1と榎木崎灯台を見通した線から基点1を基点として右へ15度30分・937メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖業 | 8月20日から翌年4月30日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市河浦町宮野河内 | |

| 免許番号 | 漁業種者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|-------------|----------|------------------|---|---------|-----------------|----------------------|----------------------------|---------|----------------|---|
| 天区第7 40号 | 天草漁業協同組合 | 天草市河浦町宮野河 内地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びビアを順次に結んだ線に よって囲まれた区 域 基点1 熊本県漁場基点天第374号(天草市河浦町産 島ツキワケ鼻北端) ア 基点1と天草市河浦町宮野河内女岳桐木崎灯台を 見通した線から基点1を基点として右へ39度15分・1.4 00メートルのところ イ 基点1と桐木崎灯台を見通した線から基点1を基点と して右へ40度20分・1.380メートルのところ ウ 基点1と天草市河浦町宮野河内女岳桐ノ木崎南端 を見通した線から基点1を基点として右へ35度50分・ 1.277メートルのところ エ 基点1と女岳桐ノ木崎南端を見通した線から基点1 を基点として右へ31度45分・1.102メートルのところ オ 基点1と女岳桐ノ木崎南端を見通した線から基点 1を基点として右へ30度20分・1.120メートルのところ カ 基点1と女岳桐ノ木崎南端を見通した線から基点1 を基点として右へ34度40分・1.300メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖 業 | 8月20日から翌年4月 30日まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 天草市河浦町宮野河 内 | |
| 天区第7 41号 | 天草漁業協同組合 | 天草市河浦町宮野河 内地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びビアを順次に結んだ線によって囲ま れた区域 基点1 熊本県漁場基点天第378号(天草市河浦町女 岳外漁港西防波堤南側基部) ア 基点1と天草市河浦町宮野河内上の島灯台を見通し た線から基点1を基点として右へ50度・70メートルのと ころ イ 基点1と上の島灯台を見通した線から基点1を基点と して右へ46度・270メートルのところ ウ 基点1と上の島灯台を見通した線から基点1を基点と して右へ50度・270メートルのところ エ 基点1と上の島灯台を見通した線から基点1を基点と して右へ63度・70メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖 業 | 8月20日から翌年4月 30日まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 天草市河浦町宮野河 内 | 漁港管理者が行う事業 の施行に対しては、正 当な理由がなければこ れを拒んではならな い。 |
| 天区第7 42号 | 天草漁業協同組合 | 天草市河浦町宮野河 内地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びビアを順次に結んだ線によって囲ま れた区域 基点1 熊本県漁場基点天第380号(天草市河浦町宮 野河内女岳榎水南東端) ア 基点1と天草市河浦町宮野河内上の島灯台を見通し た線から基点1を基点として右へ6度45分・25メートル のところ イ 基点1と上の島灯台を見通した線から基点1を基点と して右へ34度45分・35メートルのところ ウ 基点1と上の島灯台を見通した線から基点1を基点と して右へ24度30分・225メートルのところ エ 基点1と上の島灯台を見通した線から基点1を基点と して右へ28度45分・225メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖 業 | 8月20日から翌年4月 30日まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 天草市河浦町宮野河 内 | 漁港管理者が行う事業 の施行に対しては、正 当な理由がなければこ れを拒んではならな い。 |
| 天区第7 43号 | 天草漁業協同組合 | 天草市河浦町宮野河 内地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びビアを順次に結んだ線によって囲ま れた区域 ア 北緯32度18分10.1秒、東経130度9分26.2秒 イ 北緯32度18分9.1秒、東経130度9分25.9秒 ウ 北緯32度18分7.8秒、東経130度9分30.4秒 エ 北緯32度18分8.8秒、東経130度9分30.6秒 | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖 業 | 8月20日から翌年4月 30日まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 天草市河浦町宮野河 内 | 漁港管理者が行う事業 の施行に対しては、正 当な理由がなければこ れを拒んではならな い。 |
| 天区第7 44号 | 天草漁業協同組合 | 天草市河浦町宮野河 内地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びビアを順次に結んだ線によって囲ま れた区域 ア 北緯32度18分8.3秒、東経130度9分5.6秒 イ 北緯32度18分7.4秒、東経130度9分6.4秒 ウ 北緯32度18分9.2秒、東経130度9分9.4秒 エ 北緯32度18分10.1秒、東経130度9分8.6秒 | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖 業 | 8月20日から翌年4月 30日まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 天草市河浦町宮野河 内 | 漁港管理者が行う事業 の施行に対しては、正 当な理由がなければこ れを拒んではならな い。 |
| 天区第7 45号 | 天草漁業協同組合 | 天草市新和町小宮地 地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びビアを順次に結んだ線によって囲ま れた区域 基点1 熊本県漁場基点天第189号(天草市新和町観 崎南端) ア 基点1と天草市新和町宮島北端を見通した線から基 点1を基点として右へ13度30分・840メートルのところ イ 基点1と宮島北端を見通した線から基点1を基点と して右へ16度・870メートルのところ ウ 基点1と宮島北端を見通した線から基点1を基点と して右へ24度30分・790メートルのところ エ 基点1と宮島北端を見通した線から基点1を基点と して右へ22度・750メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖 業 | 8月20日から翌年4月 30日まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 天草市新和町 | 漁港管理者が行う事業 の施行に対しては、正 当な理由がなければこ れを拒んではならな い。 |

| 免許番号 | 漁業権者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|-------------|----------|-----------------|--|---------|-------------|------------------|------------------------|---------|--------|---|
| 天区第7 46号 | 天草漁業協同組合 | 天草市新和町小宮地 地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第194号(天草市新和町宮地二本木丸瀬鼻南端) ア 基点1と鹿児島県長島町待島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ351度・30メートルのところ イ 基点1と待島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ318度・20メートルのところ ウ 基点1と待島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ291度・650メートルのところ エ 基点1と待島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ292度30分・650メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖業 | 8月20日から翌年5月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市新和町 | 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第7 47号 | 天草漁業協同組合 | 天草市新和町小宮地 地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第195号(天草市新和町上の島灯台と熊本県漁場基点天第378号(女岳外漁港西防波堤南側基部)を見通した線から上の島灯台を基点として右へ22度10分の線が天草市新和町立の陸岸と交わるところ) ア 基点1と鹿児島県長島町待島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ55度・590メートルのところ イ 基点1と待島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ37度30分・35メートルのところ ウ 基点1と待島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ11度30分・50メートルのところ エ 基点1と待島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ53度・590メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖業 | 8月20日から翌年5月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市新和町 | 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第7 48号 | 天草漁業協同組合 | 天草市新和町小宮地 地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第195号(天草市新和町上の島灯台と熊本県漁場基点天第378号(女岳外漁港西防波堤南側基部)を見通した線から上の島灯台を基点として右へ22度10分の線が天草市新和町立の陸岸と交わるところ) ア 基点1と天草市新和町立の鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ334度・405メートルのところ イ 基点1と立の鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ337度・405メートルのところ ウ 基点1と立の鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ341度30分・100メートルのところ エ 基点1と立の鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ329度30分・100メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖業 | 8月20日から翌年5月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市新和町 | 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第7 49号 | 天草漁業協同組合 | 天草市新和町小宮地 地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 基点2から天草市新和町立の鼻南東端を見通した線から右へ355度の線が立の鼻陸岸と交わるところ 基点2 熊本県漁場基点天第195号(天草市新和町上の島灯台と熊本県漁場基点天第378号(女岳外漁港西防波堤南側基部)を見通した線から上の島灯台を基点として右へ22度10分の線が天草市新和町立の陸岸と交わるところ) ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ18度30分・630メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ6度30分・735メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ5度30分・1,100メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ6度30分・1,105メートルのところ オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ8度30分・750メートルのところ カ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ19度30分・655メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖業 | 8月20日から翌年5月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市新和町 | 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第7 50号 | 天草漁業協同組合 | 天草市新和町小宮地 地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 天草市新和町小宮地立漁港沖防波堤突端 ア 基点1と天草市新和町立の鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ332度30分・400メートルのところ イ 基点1と立の鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ336度・395メートルのところ ウ 基点1と立の鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ317度・220メートルのところ エ 基点1と立の鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ313度・235メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖業 | 8月20日から翌年5月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市新和町 | 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |

| 免許番号 | 漁業権者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|-------------|----------|-----------------|--|---------|-------------|------------------|------------------------|---------|--------|---|
| 天区第7 51号 | 天草漁業協同組合 | 天草市新和町小宮地 地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 天草市新和町小宮地立漁港沖防波堤北東端 ア 基点1と鹿兒島県長島町待島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ235度20分・383メートルのところ イ 基点1と待島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ232度49分・401メートルのところ ウ 基点1と待島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ254度59分・624メートルのところ エ 基点1と待島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ257度5分・617メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖業 | 8月20日から翌年5月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市新和町 | 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第7 52号 | 天草漁業協同組合 | 天草市新和町小宮地 地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 基点2から天草市新和町立の鼻南端を見通した線が上立の鼻と交わる場所 基点2 熊本県漁場基点天第195号(天草市新和町上の島灯台と熊本県漁場基点天第378号(女岳外漁港西防波堤南側基部)を見通した線から上の島灯台を基点として右へ22度10分の線が天草市新和町立の陸岸と交わる場所) ア 基点1と天草市新和町立の鼻南東端を見通した線から基点1を基点として右へ42度30分・395メートルのところ イ 基点1と立の鼻南東端を見通した線から基点1を基点として右へ44度・370メートルのところ ウ 基点1と立の鼻南東端を見通した線から基点1を基点として右へ1度・395メートルのところ エ 基点1と立の鼻南東端を見通した線から基点1を基点として右へ2度30分・415メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖業 | 8月20日から翌年5月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市新和町 | 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第7 53号 | 天草漁業協同組合 | 天草市新和町小宮地 地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度19分32.3秒、東経130度11分59.1秒 イ 北緯32度19分29.7秒、東経130度12分15.6秒 ウ 北緯32度19分28.9秒、東経130度12分15.5秒 エ 北緯32度19分31.3秒、東経130度12分0.5秒 オ 北緯32度19分30.1秒、東経130度12分0.4秒 カ 北緯32度19分30.3秒、東経130度11分58.9秒 | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖業 | 8月20日から翌年5月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市新和町 | 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第7 54号 | 天草漁業協同組合 | 天草市新和町小宮地 地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度18分50.9秒、東経130度10分14.1秒 イ 北緯32度18分50.0秒、東経130度10分13.0秒 ウ 北緯32度18分47.7秒、東経130度10分15.7秒 エ 北緯32度18分48.7秒、東経130度10分16.8秒 | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖業 | 8月20日から翌年5月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市新和町 | 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第7 55号 | 天草漁業協同組合 | 天草市新和町小宮地 地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度18分47.4秒、東経130度10分16.9秒 イ 北緯32度18分47.2秒、東経130度10分15.7秒 ウ 北緯32度18分41.0秒、東経130度10分16.8秒 エ 北緯32度18分41.1秒、東経130度10分18.0秒 | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖業 | 8月20日から翌年5月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市新和町 | 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |

| 免許番号 | 漁業種者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|-------------|----------|-----------------|--|---------|-----------------|----------------------|----------------------------|---------|--------|----|
| 天区第7 56号 | 天草漁業協同組合 | 天草市新和町大多尾 地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びビアを順次に 結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度19分57.8秒、東経130度12分12. 5秒 イ 北緯32度19分46.2秒、東経130度12分10.6秒 ウ 北緯32度19分37.9秒、東経130度12分6.2秒 エ 北緯32度19分37.5秒、東経130度12分7.4秒 オ 北緯32度19分45.9秒、東経130度12分12.0秒 カ 北緯32度19分46.3秒、東経130度12分12.1秒 キ 北緯32度19分46.2秒、東経130度12分13.6 秒 ク 北緯32度19分55.8秒、東経130度12分15.1秒 ケ 北緯32度19分56.0秒、東経130度12分13.6秒 コ 北緯32度19分57.6秒、東経130度12分13.8秒 | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖 業 | 8月20日から翌年5月 31日まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 天草市新和町 | |
| 天区第7 57号 | 天草漁業協同組合 | 天草市新和町大多尾 地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びビアを順次に結んだ線によ って囲まれた区 域 基点1 熊本県漁場基点天第196号(天草市新和町横 島瀬鼻南端)から天草市新和町惣津島東端を見通した 線の延長が上立の鼻陸岸と交わる ア 基点1と天草市新和町惣津島東端を見通した線から 基点1を基点として右へ326度30分・705メートルの と ころ イ 基点1と惣津島東端を見通した線から基点1を基点と して右へ327度・730メートルのところ ウ 基点1と惣津島東端を見通した線から基点1を基点と して右へ336度・740メートルのところ エ 基点1と惣津島東端を見通した線から基点1を基点と して右へ350度30分・1,020メートルのところ オ 基点1と惣津島東端を見通した線から基点1を基点と して右へ352度・1,000メートルのところ カ 基点1と惣津島東端を見通した線から基点1を基点と して右へ337度・710メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖 業 | 8月20日から翌年5月 31日まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 天草市新和町 | |
| 天区第7 58号 | 天草漁業協同組合 | 天草市新和町大多尾 地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びビアを順次に結んだ線によって囲ま れた区域 基点1 基点2と天草市新和町惣津島北端を見通した線 から基点2を基点として右へ43度の線が最大高潮時海 岸線と交わる 基点2 熊本県漁場基点天第409号(天草市新和町大 多尾向惣津鼻東端) ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ331度30分・130メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ329度30分・110メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ285度30分・340メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ290度・350メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖 業 | 8月20日から翌年5月 31日まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 天草市新和町 | |
| 天区第7 59号 | 天草漁業協同組合 | 天草市新和町大多尾 地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びビアを順次に結んだ線によって囲ま れた区域 基点1 熊本県漁場基点天第409号(天草市新和町大 多尾向惣津鼻東端) ア 基点1と天草市新和町惣津島北端を見通した線から 基点1を基点として右へ88度・40メートルのところ イ 基点1と惣津島北端を見通した線から基点1を基点と して右へ34度・90メートルのところ ウ 基点1と惣津島北端を見通した線から基点1を基点と して右へ41度30分・110メートルのところ エ 基点1と惣津島北端を見通した線から基点1を基点と して右へ93度・60メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖 業 | 8月20日から翌年5月 31日まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 天草市新和町 | |
| 天区第7 60号 | 天草漁業協同組合 | 天草市新和町大多尾 地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びビアを順次に結んだ線によって囲ま れた区域 基点1 熊本県漁場基点天第409号(天草市新和町大 多尾向惣津鼻東端) ア 基点1と天草市新和町惣津島北端を見通した線から 基点1を基点として右へ43度・120メートルのところ イ 基点1と惣津島北端を見通した線から基点1を基点と して右へ43度・210メートルのところ ウ 基点1と惣津島北端を見通した線から基点1を基点と して右へ48度・210メートルのところ エ 基点1と惣津島北端を見通した線から基点1を基点と して右へ52度30分・120メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖 業 | 8月20日から翌年5月 31日まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 天草市新和町 | |

| 免許番号 | 漁業権者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|-------------|----------|-----------------|--|---------|-------------|------------------|------------------------|---------|--------|---|
| 天区第7 61号 | 天草漁業協同組合 | 天草市新和町大多尾 地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第409号(天草市新和町大多尾向惣津鼻東端) ア 基点1と天草市新和町大多尾漁港南側防波堤南側取付基部を見通した線から基点1を基点として右へ54度30分・125メートルのところ イ 基点1と大多尾漁港南側防波堤南側取付基部を見通した線から基点1を基点として右へ66度・120メートルのところ ウ 基点1と大多尾漁港南側防波堤南側取付基部を見通した線から基点1を基点として右へ281度30分・45メートルのところ エ 基点1と大多尾漁港南側防波堤南側取付基部を見通した線から基点1を基点として右へ311度30分・90メートルのところ オ 基点1と大多尾漁港南側防波堤南側取付基部を見通した線から基点1を基点として右へ348度・150メートルのところ カ 基点1と大多尾漁港南側防波堤南側取付基部を見通した線から基点1を基点として右へ346度・360メートルのところ キ 基点1と大多尾漁港南側防波堤南側取付基部を見通した線から基点1を基点として右へ349度30分・360メートルのところ ク 基点1と大多尾漁港南側防波堤南側取付基部を見通した線から基点1を基点として右へ356度・150メートルのところ ケ 基点1と大多尾漁港南側防波堤南側取付基部を見通した線から基点1を基点として右へ326度30分・70メートルのところ コ 基点1と大多尾漁港南側防波堤南側取付基部を見通した線から基点1を基点として右へ315度30分・45メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖業 | 8月20日から翌年5月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市新和町 | |
| 天区第7 62号 | 天草漁業協同組合 | 天草市新和町大多尾 地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第196号(天草市新和町横島瀬鼻南端) ア 基点1と天草市新和町惣津島東端を見通した線から基点1を基点として右へ17度30分・3, 110メートルのところ イ 基点1と惣津島東端を見通した線から基点1を基点として右へ17度・3, 090メートルのところ ウ 基点1と惣津島東端を見通した線から基点1を基点として右へ9度・3, 500メートルのところ エ 基点1と惣津島東端を見通した線から基点1を基点として右へ9度30分・3, 510メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖業 | 8月20日から翌年5月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市新和町 | |
| 天区第7 63号 | 天草漁業協同組合 | 天草市新和町大多尾 地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第409号(天草市新和町大多尾向惣津鼻東端) ア 基点1と天草市新和町大多尾漁港南側防波堤南東角を見通した線から基点1を基点として右へ353度・1, 635メートルのところ イ 基点1と大多尾漁港南側防波堤南東角を見通した線から基点1を基点として右へ354度・1, 630メートルのところ ウ 基点1と大多尾漁港南側防波堤南東角を見通した線から基点1を基点として右へ346度・1, 240メートルのところ エ 基点1と大多尾漁港南側防波堤南東角を見通した線から基点1を基点として右へ344度30分・1, 250メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖業 | 8月20日から翌年5月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市新和町 | 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第7 64号 | 天草漁業協同組合 | 天草市新和町大多尾 地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第196号(天草市新和町横島瀬鼻南端) ア 基点1と天草市新和町諏訪七辺鼻を見通した線から基点1を基点として右へ345度・1, 295メートルのところ イ 基点1と七辺鼻を見通した線から基点1を基点として右へ344度・1, 285メートルのところ ウ 基点1と七辺鼻を見通した線から基点1を基点として右へ336度・1, 625メートルのところ エ 基点1と七辺鼻を見通した線から基点1を基点として右へ337度・1, 635メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖業 | 8月20日から翌年5月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市新和町 | 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |

| 免許番号 | 漁業権者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|-------------|----------|-----------------|---|---------|-----------------|----------------------|----------------------------|---------|--------|---|
| 天区第7 65号 | 天草漁業協同組合 | 天草市新和町大多尾 地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第196号(天草市新和町横 島瀬鼻南端) ア 基点1と天草市新和町諏訪七辺鼻を見通した線から 基点1を基点として右へ345度15分・1.275メートルの ところ イ 基点1と七辺鼻を見通した線から基点1を基点として 右へ345度30分・1.290メートルのところ ウ 基点1と七辺鼻を見通した線から基点1を基点として 右へ358度30分・1.215メートルのところ エ 基点1と七辺鼻を見通した線から基点1を基点として 右へ358度30分・1.200メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖 業 | 8月20日から翌年5月 31日まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 天草市新和町 | |
| 天区第7 66号 | 天草漁業協同組合 | 天草市新和町大多尾 地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によ って囲まれた区 域 基点1 熊本県漁場基点天第196号(天草市新和町横 島瀬鼻南端) ア 基点1から真方位272度33分・880メートルのところ イ 基点1から真方位270度33分・890メートルのところ ウ 基点1から真方位273度19分・1.017メートルのと ころ エ 基点1から真方位269度・1.175メートルのところ オ 基点1から真方位270度15分・1.190メートルのと ころ カ 基点1から真方位275度20分・1.017メートルのと ころ | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖 業 | 8月20日から翌年5月 31日まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 天草市新和町 | |
| 天区第7 67号 | 天草漁業協同組合 | 天草市新和町大多尾 地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲ま れた区域 基点1 熊本県漁場基点天第403号(天草市新和町大 多尾字中ノ尾4036番地七辺鼻北東端) ア 基点1と天草市新和町横島南端を見通した線から基 点1を基点として右へ321度・480メートルのところ イ 基点1と横島南端を見通した線から基点1を基点とし て右へ338度・415メートルのところ ウ 基点1と横島南端を見通した線から基点1を基点とし て右へ337度・400メートルのところ エ 基点1と横島南端を見通した線から基点1を基点とし て右へ319度45分・475メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖 業 | 8月20日から翌年5月 31日まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 天草市新和町 | |
| 天区第7 68号 | 天草漁業協同組合 | 天草市新和町大多尾 地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲ま れた区域 基点1 熊本県漁場基点天第200号(天草市新和町天 附鼻南東端) ア 基点1と天草市新和町小島東端を見通した線から基 点1を基点として右へ46度30分・790メートルのところ イ 基点1と小島東端を見通した線から基点1を基点とし て右へ42度30分・770メートルのところ ウ 基点1と小島東端を見通した線から基点1を基点とし て右へ40度30分・875メートルのところ エ 基点1と小島東端を見通した線から基点1を基点とし て右へ44度・890メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖 業 | 8月20日から翌年5月 31日まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 天草市新和町 | 港湾管理者が行う事業 の施行に対しては、正 当な理由がなければこ れを拒んではならな い。 |
| 天区第7 69号 | 天草漁業協同組合 | 天草市新和町大多尾 地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲ま れた区域 ア 北緯32度22分50.9秒、東経130度13分1.9秒 イ 北緯32度22分47.2秒、東経130度13分2.5秒 ウ 北緯32度22分47.5秒、東経130度13分5.6秒 エ 北緯32度22分51.2秒、東経130度13分5.0秒 | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖 業 | 8月20日から翌年5月 31日まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 天草市新和町 | 港湾管理者が行う事業 の施行に対しては、正 当な理由がなければこ れを拒んではならな い。 |
| 天区第7 70号 | 天草漁業協同組合 | 天草市新和町大多尾 地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲ま れた区域 基点1 熊本県漁場基点天第203号(天草市新和町大 多尾檜浦北西端) ア 基点1と天草市楠浦町赤鼻北東端を見通した線から 基点1を基点として右へ357度・90メートルのところ イ 基点1と赤鼻北東端を見通した線から基点1を基点と して右へ325度・70メートルのところ ウ 基点1と赤鼻北東端を見通した線から基点1を基点と して右へ321度・170メートルのところ エ 基点1と赤鼻北東端を見通した線から基点1を基点と して右へ338度50分・180メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖 業 | 8月20日から翌年5月 31日まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 天草市新和町 | |

| 免許番号 | 漁業権者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|-------------|----------|------------------|--|---------|-----------------|----------------------|----------------------------|---------|--|---|
| 天区第7 71号 | 天草漁業協同組合 | 天草市新和町大多尾 地先 | 次のア、イを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲ま れた区域 基点1 熊本県漁場基点天第355号(天草市楠浦町五 色島北西端) 基点2 熊本県漁場基点天第435号(天草市楠浦町立 浦鳴子鼻東端) ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として 右へ331度30分・2.674メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点2を基点として 右へ109度・1.322メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖 業 | 8月20日から翌年5月 31日まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 天草市新和町 | |
| 天区第7 72号 | 天草漁業協同組合 | 天草市新和町大多尾 地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線に よって囲まれた区域 ア 北緯32度23分30.0秒、東経130度13分7.5秒 イ 北緯32度23分28.6秒、東経130度13分4.1秒 ウ 北緯32度23分25.7秒、東経130度13分5.7秒 エ 北緯32度23分25.9秒、東経130度13分6.4秒 オ 北緯32度23分28.3秒、東経130度13分5.1秒 カ 北緯32度23分29.4秒、東経130度13分7.9秒 | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖 業 | 8月20日から翌年5月 31日まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 天草市新和町 | |
| 天区第7 73号 | 天草漁業協同組合 | 天草市新和町大多尾 地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲ま れた区域 ア 北緯32度23分46.6秒、東経130度12分32.0秒 イ 北緯32度23分46.2秒、東経130度12分31.7秒 ウ 北緯32度23分43.5秒、東経130度12分36.4秒 エ 北緯32度23分43.8秒、東経130度12分36.7秒 | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖 業 | 8月20日から翌年5月 31日まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 天草市新和町 | |
| 天区第7 74号 | 天草漁業協同組合 | 上天草市龍ヶ岳町高戸 地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲ま れた区域 ア 北緯32度23分31.6秒、東経130度23分57.4秒 イ 北緯32度23分31.4秒、東経130度23分57.6秒 ウ 北緯32度23分33.3秒、東経130度23分58.7秒 エ 北緯32度23分33.4秒、東経130度23分58.4秒 | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖 業 | 8月20日から翌年5月 31日まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 上天草市龍ヶ岳町(大 道を除く) | 港湾管理者が行う事業 の施行に対しては、正 当な理由がなければこ れを拒んではならな い。 |
| 天区第7 75号 | 天草漁業協同組合 | 上天草市龍ヶ岳町高戸 地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアを順次に 結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度23分20.5秒、東経130度23分54.8秒 イ 北緯32度23分20.3秒、東経130度23分55.2秒 ウ 北緯32度23分21.6秒、東経130度23分56.2秒 エ 北緯32度23分23.2秒、東経130度23分56.9秒 オ 北緯32度23分24.0秒、東経130度23分56.9秒 カ 北緯32度23分25.2秒、東経130度23分56.0秒 キ 北緯32度23分24.8秒、東経130度23分55.6 秒 ク 北緯32度23分23.8秒、東経130度23分56.5秒 ケ 北緯32度23分23.2秒、東経130度23分56.5秒 コ 北緯32度23分21.7秒、東経130度23分55.7秒 | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖 業 | 8月20日から翌年4月 30日まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 上天草市龍ヶ岳町(大 道を除く) | 港湾管理者が行う事業 の施行に対しては、正 当な理由がなければこ れを拒んではならな い。 |
| 天区第7 76号 | 天草漁業協同組合 | 天草市御所浦町御所 浦地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲ま れた区域 ア 北緯32度20分19.5秒、東経130度17分25.3秒 イ 北緯32度20分19.3秒、東経130度17分25.5秒 ウ 北緯32度20分18.5秒、東経130度17分24.5秒 エ 北緯32度20分18.7秒、東経130度17分24.3秒 | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖 業 | 8月20日から翌年5月 31日まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 天草市御所浦町(上 臈、下臈、上竹地、下 竹地、外平及び越地地 区を除く) | |

| 免許番号 | 漁業種者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|---------|----------|--------------|--|---------|-------------|------------------|------------------------|---------|-----------------------------------|--|
| 天区第777号 | 天草漁業協同組合 | 天草市御所浦町御所浦地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度19分14.9秒、東経130度18分4.5秒 イ 北緯32度19分16.7秒、東経130度18分2.3秒 ウ 北緯32度19分16.5秒、東経130度18分2.1秒 エ 北緯32度19分14.7秒、東経130度18分4.3秒 | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖業 | 8月20日から翌年5月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市御所浦町(上臈、下臈、上竹地、下竹地、外平及び越地区を除く) | |
| 天区第78号 | 天草漁業協同組合 | 天草市御所浦町御所浦地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度20分18.8秒、東経130度17分24.2秒 イ 北緯32度20分20.6秒、東経130度17分26.4秒 ウ 北緯32度20分20.5秒、東経130度17分26.5秒 エ 北緯32度20分18.7秒、東経130度17分24.3秒 | 第1種区画漁業 | ひとえぐさ支柱式養殖業 | 8月20日から翌年5月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市御所浦町(上臈、下臈、上竹地、下竹地、外平及び越地区を除く) | |
| 天区第801号 | 天草漁業協同組合 | 上天草市松島町阿村地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第64号(上天草市松島町船人島北端) ア 基点1から真方位240度32分・239メートルのところ イ 基点1から真方位222度5分・215メートルのところ ウ 基点1から真方位220度13分・315メートルのところ エ 基点1から真方位232度57分・330メートルのところ | 第1種区画漁業 | 真珠貝垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 上天草市松島町阿村 | 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 |
| 天区第802号 | 天草漁業協同組合 | 上天草市松島町合津地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度31分29.2秒、東経130度24分58.8秒 イ 北緯32度31分27.2秒、東経130度25分0.5秒 ウ 北緯32度31分22.5秒、東経130度24分53.2秒 エ 北緯32度31分24.5秒、東経130度24分51.4秒 | 第1種区画漁業 | 真珠貝垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 上天草市松島町及び天草市有明町楠南 | 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 |
| 天区第803号 | 天草漁業協同組合 | 上天草市松島町合津地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第75号(上天草市松島町仏島北端と兄弟島頂点を見通した線から仏島北端を基点として右へ128度30分の線が陸岸と交わる(永浦島赤壳島南端)) ア 基点1から真方位245度38分・201メートルのところ イ 基点1から真方位226度54分・220メートルのところ ウ 基点1から真方位238度56分・411メートルのところ エ 基点1から真方位249度3分・400メートルのところ | 第1種区画漁業 | 真珠貝垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 上天草市松島町 | 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 |
| 天区第804号 | 天草漁業協同組合 | 天草市五和町二江地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度32分54.8秒、東経130度6分46.3秒 イ 北緯32度32分51.1秒、東経130度6分46.6秒 ウ 北緯32度32分50.6秒、東経130度6分42.0秒 エ 北緯32度32分54.9秒、東経130度6分41.7秒 | 第1種区画漁業 | 真珠貝垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市五和町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第805号 | 天草漁業協同組合 | 天草市河浦町崎津地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第140号(天草市河浦町崎津神島北端) ア 基点1と天草市河浦町鬼塚鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ208度・325メートルのところ イ 基点1と鬼塚鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ224度30分・270メートルのところ ウ 基点1と鬼塚鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ200度・150メートルのところ エ 基点1と鬼塚鼻東端を見通した線から基点1を基点として右へ184度・235メートルのところ | 第1種区画漁業 | 真珠貝垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市河浦町今富及び崎津並びに二浦町亀浦及び早浦 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |

| 免許番号 | 漁業権者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|---------|-----------|------------|---|---------|-----------|----------------|------------------------|---------|--------------------------|--|
| 天区第806号 | 天草漁業協同組合 | 天草市河浦町崎津地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第142号(天草市河浦町崎津名越鼻北端) ア 基点1と天草市河浦町神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ323度・560メートルのところ イ 基点1と神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ329度・460メートルのところ ウ 基点1と神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ314度・410メートルのところ エ 基点1と神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ311度・530メートルのところ | 第1種区画漁業 | 真珠貝垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市河浦町今富及び崎津並びに二浦町亀浦及び早浦 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第807号 | 天草漁業協同組合 | 天草市二浦町地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度17分5.4秒、東経130度1分50.7秒 イ 北緯32度17分5.4秒、東経130度1分51.7秒 ウ 北緯32度17分0.5秒、東経130度1分52.0秒 エ 北緯32度17分0.5秒、東経130度1分50.4秒 | 第1種区画漁業 | 真珠貝垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市河浦町今富及び崎津並びに二浦町亀浦及び早浦 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第808号 | 天草漁業協同組合 | 天草市下浦町地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第401号(天草市上血塚島東端) ア 基点1と天草市下浦町小島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ284度30分・1.020メートルのところ イ 基点1と小島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ287度15分・1.125メートルのところ ウ 基点1と小島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ300度30分・1.040メートルのところ エ 基点1と小島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ299度15分・925メートルのところ | 第1種区画漁業 | 真珠貝垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市楠浦町及び下浦町 | 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 |
| 天区第809号 | 倉岳町漁業協同組合 | 天草市倉岳町棚底地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第225号(天草市倉岳町棚底亀石防波堤突端の南角) 基点2 熊本県漁場基点天第226号(天草市倉岳町棚底小島頂点) ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ13度・280メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ332度・305メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ343度15分・585メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ7度・555メートルのところ | 第1種区画漁業 | 真珠貝垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市倉岳町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第810号 | 倉岳町漁業協同組合 | 天草市倉岳町棚底地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第225号(天草市倉岳町棚底亀石防波堤突端の南角) 基点2 熊本県漁場基点天第226号(天草市倉岳町棚底小島頂点) ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ7度・555メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ343度15分・585メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ347度30分・765メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ5度15分・740メートルのところ | 第1種区画漁業 | 真珠貝垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市倉岳町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |

| 免許番号 | 漁業種者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|-------------|-----------|--------------|--|---------|------------|----------------|------------------------|---------|------------------------------------|--|
| 天区第8 11号 | 倉岳町漁業協同組合 | 天草市倉岳町棚底地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第225号(天草市倉岳町棚底亀石防波堤突端の南角) 基点2 熊本県漁場基点天第226号(天草市倉岳町棚底小島頂点) ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ357度35分・795メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ358度15分・995メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ6度50分・1,002メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ8度30分・804メートルのところ | 第1種区画漁業 | 真珠貝垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市倉岳町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第8 12号 | 天草漁業協同組合 | 天草市御所浦町牧島地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第273号(天草市御所浦町牧島奥法崎南西端) ア 基点1から真方位300度45分・217メートルのところ イ 基点1から真方位273度・155メートルのところ ウ 基点1から真方位267度45分・184メートルのところ エ 基点1から真方位294度30分・235メートルのところ | 第1種区画漁業 | 真珠貝垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市御所浦町(上臈、下臈、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く) | 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 |
| 天区第8 21号 | 天草漁業協同組合 | 上天草市大矢野町上地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第23号(上天草市大矢野町中江後北端) ア 基点1から真方位349度23分・860メートルのところ イ 基点1から真方位340度23分・990メートルのところ ウ 基点1から真方位342度23分・990メートルのところ エ 基点1から真方位351度23分・960メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひおうぎ垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 上天草市大矢野町 | 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 |
| 天区第8 22号 | 天草漁業協同組合 | 上天草市松島町合津地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第76号(上天草市松島町横島西端) ア 基点1と上天草市松島町樋合島南端を見通した線から基点1を基点として右へ357度・90メートルのところ イ 基点1と樋合島南端を見通した線から基点1を基点として右へ348度・270メートルのところ ウ 基点1と樋合島南端を見通した線から基点1を基点として右へ23度15分・305メートルのところ エ 基点1と樋合島南端を見通した線から基点1を基点として右へ51度45分・240メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひおうぎ垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 上天草市松島町(阿村を除く)及び天草市有明町楠浦 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第8 23号 | 天草漁業協同組合 | 上天草市大矢野町登立地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第43号(上天草市大矢野町登立神崎鼻南端) ア 基点1から真方位299度50分・120メートルのところ イ 基点1から真方位270度50分・170メートルのところ ウ 基点1から真方位281度42分・218メートルのところ エ 基点1から真方位306度53分・186メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひおうぎ垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 上天草市大矢野町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第8 24号 | 天草漁業協同組合 | 天草郡苓北町富岡地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第133号(天草郡苓北町志岐川河口右岸突堤北端) ア 基点1と天草郡苓北町富岡曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ50度30分・800メートルのところ イ 基点1と曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ37度15分・860メートルのところ ウ 基点1と曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ39度45分・955メートルのところ エ 基点1と曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ51度45分・900メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひおうぎ垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草郡苓北町 | 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 |

| 免許番号 | 漁業種者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|-------------|----------|----------------|---|---------|------------|--------------------|----------------------------|---------|----------------------------------|--|
| 天区第8 25号 | 天草漁業協同組合 | 天草郡苓北町富岡地 先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第133号(天草郡苓北町志岐川河口右岸突堤北端) ア 基点1と天草郡苓北町富岡曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ33度30分・700メートルのところ イ 基点1と富岡曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ38度45分・830メートルのところ ウ 基点1と富岡曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ44度45分・800メートルのところ エ 基点1と富岡曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ41度・660メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひおうぎ垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 天草郡苓北町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第8 26号 | 天草漁業協同組合 | 天草郡苓北町富岡地 先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第133号(天草郡苓北町志岐川河口右岸突堤北端) ア 基点1と天草郡苓北町富岡曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ26度・760メートルのところ イ 基点1と富岡曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ31度45分・880メートルのところ ウ 基点1と富岡曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ38度45分・830メートルのところ エ 基点1と富岡曲崎南端を見通した線から基点1を基点として右へ33度30分・700メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひおうぎ垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 天草郡苓北町 | 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 |
| 天区第8 27号 | 天草漁業協同組合 | 天草市天草町大江地 先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第390号(天草市天草町大江草ヶ浦矢野東端) ア 基点1から真方位28度45分・268メートルのところ イ 基点1から真方位54度17分・278メートルのところ ウ 基点1から真方位140度10分・105メートルのところ エ 基点1から真方位15度53分・116メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひおうぎ垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 天草市天草町 | 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 |
| 天区第8 28号 | 天草漁業協同組合 | 天草市河浦町崎津地 先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第140号(天草市河浦町崎津神島北端) ア 基点1と天草市河浦町鬼塚鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ328度30分・488メートルのところ イ 基点1と鬼塚鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ330度・528メートルのところ ウ 基点1と鬼塚鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ334度・518メートルのところ エ 基点1と鬼塚鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ333度・477メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひおうぎ垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 天草市河浦町今富及 び崎津並びに二浦町亀 浦及び早浦 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第8 29号 | 天草漁業協同組合 | 天草市河浦町崎津地 先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第140号(天草市河浦町崎津神島北端) ア 基点1と天草市河浦町鬼塚鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ332度30分・445メートルのところ イ 基点1と鬼塚鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ334度・518メートルのところ ウ 基点1と鬼塚鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ340度30分・520メートルのところ エ 基点1と鬼塚鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ339度30分・435メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひおうぎ垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 天草市河浦町今富及 び崎津並びに二浦町亀 浦及び早浦 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第8 30号 | 天草漁業協同組合 | 天草市河浦町崎津地 先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第142号(天草市河浦町崎津名越鼻北端) ア 基点1と天草市河浦町鬼塚鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ355度11分・323メートルのところ イ 基点1と鬼塚鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ2度15分・352メートルのところ ウ 基点1と鬼塚鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ10度47分・301メートルのところ エ 基点1と鬼塚鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ3度32分・266メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひおうぎ垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 天草市河浦町今富及 び崎津並びに二浦町亀 浦及び早浦 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |

| 免許番号 | 漁業種者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|-------------|----------|-----------------|--|---------|------------|--------------------|----------------------------|---------|----------------------------------|--|
| 天区第8 31号 | 天草漁業協同組合 | 天草市河浦町崎津地 先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 イ 基点1と鬼塚鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ334度・285メートルのところ イ 基点1と鬼塚鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ335度・320メートルのところ ウ 基点1と鬼塚鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ337度・315メートルのところ エ 基点1と鬼塚鼻北東端を見通した線から基点1を基点として右へ336度・275メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひおうぎ垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 天草市河浦町今富及 び崎津並びに二浦町亀 浦及び早浦 | 漁場区域の外縁に昼 夜間視認できる標識を 設置しなければならない。 |
| 天区第8 32号 | 天草漁業協同組合 | 天草市河浦町崎津地 先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度18分36.6秒、東経130度2分38.6秒 イ 北緯32度18分36.1秒、東経130度2分39.6秒 ウ 北緯32度18分35.6秒、東経130度2分39.3秒 エ 北緯32度18分36.1秒、東経130度2分38.3秒 | 第1種区画漁業 | ひおうぎ垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 天草市河浦町今富及 び崎津並びに二浦町亀 浦及び早浦 | (1) 漁場区域の外縁に 昼夜間視認できる標識 を設置しなければならない。 (2) 港湾管理者が行う 事業の実施に対して は、正当な理由がなけ ればこれを拒んではな らない。 |
| 天区第8 33号 | 天草漁業協同組合 | 天草市魚貴町地先 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第154号(天草市魚貴町里 浦須崎鼻北西端) ア 基点1から真方位254度44分・40メートルのところ イ 基点1から真方位205度44分・70メートルのところ ウ 基点1から真方位209度14分・130メートルのところ エ 基点1から真方位246度44分・215メートルのところ オ 基点1から真方位309度44分・100メートルのところ カ 基点1から真方位20度50分・160メートルのところ キ 基点1から真方位58度50分・115メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひおうぎ垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 天草市魚貴町 | 漁場区域の外縁に昼 夜間視認できる標識を 設置しなければならない。 |
| 天区第8 34号 | 天草漁業協同組合 | 天草市久玉町地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第170号(天草市久玉町山 の浦杉浦鼻北端) ア 基点1と天草市久玉町山の浦鼻東端を見通した線 から基点1を基点として右へ282度30分・345メートル のところ イ 基点1と黒崎東端を見通した線から基点1を基点と して右へ291度・255メートルのところ ウ 基点1と黒崎東端を見通した線から基点1を基点と して右へ272度30分・225メートルのところ エ 基点1と黒崎東端を見通した線から基点1を基点と して右へ268度45分・325メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひおうぎ垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 天草市久玉町 | (1) 漁場区域の外縁に 昼夜間視認できる標識 を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う 事業の施行に対して は、正当な理由がなけ ればこれを拒んではな らない。 |
| 天区第8 35号 | 天草漁業協同組合 | 天草市新和町大多尾 地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第198号(天草市新和町小 島南西端) ア 基点1と天草市新和町横島南西端を見通した線から 基点1を基点として右へ14度・530メートルのところ イ 基点1と横島南西端を見通した線から基点1を基点と して右へ22度15分・665メートルのところ ウ 基点1と横島南西端を見通した線から基点1を基点と して右へ28度45分・625メートルのところ エ 基点1と横島南西端を見通した線から基点1を基点と して右へ21度30分・480メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひおうぎ垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 天草市新和町 | 漁場区域の外縁に昼 夜間視認できる標識を 設置しなければならない。 |
| 天区第8 36号 | 天草漁業協同組合 | 天草市新和町大多尾 地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第200号(天草市新和町天 附鼻南東端) ア 基点1と天草市新和町小島東端を見通した線から基 点1を基点として右へ89度・250メートルのところ イ 基点1と小島東端を見通した線から基点1を基点とし て右へ66度・305メートルのところ ウ 基点1と小島東端を見通した線から基点1を基点とし て右へ11度1分・186メートルのところ エ 基点1と小島東端を見通した線から基点1を基点とし て右へ6度14分・63メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひおうぎ垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 天草市新和町 | (1) 漁場区域の外縁に 昼夜間視認できる標識 を設置しなければならない。 (2) 港湾管理者が行う 事業の施行に対して は、正当な理由がなけ ればこれを拒んではな らない。 |

| 免許番号 | 漁業権者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|---------|-----------|--------------|--|---------|---------------|----------------|------------------------|---------|------------|--|
| 天区第837号 | 樋島漁業協同組合 | 上天草市龍ヶ岳町樋島地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度22分43.7秒、東経130度25分57.4秒 イ 北緯32度22分36.4秒、東経130度25分52.3秒 ウ 北緯32度22分31.9秒、東経130度26分1.2秒 エ 北緯32度22分39.2秒、東経130度26分6.3秒 | 第1種区画漁業 | ひおうぎ垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 上天草市龍ヶ岳町樋島 | 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 |
| 天区第841号 | 天草漁業協同組合 | 上天草市大矢野町登立地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第43号(上天草市大矢野町登立・神崎鼻南端) ア 基点1から真方位297度50分・220メートルのところ イ 基点1から真方位282度50分・229メートルのところ ウ 基点1から真方位290度50分・335メートルのところ エ 基点1から真方位300度50分・320メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひおうぎ・かき垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 上天草市大矢野町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第842号 | 天草漁業協同組合 | 天草市深海町地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度14分59.5秒、東経130度5分45.8秒 イ 北緯32度14分58.3秒、東経130度5分45.4秒 ウ 北緯32度14分57.8秒、東経130度5分48.4秒 エ 北緯32度14分59.4秒、東経130度5分48.9秒 | 第1種区画漁業 | ひおうぎ・かき垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市深海町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第843号 | 倉岳町漁業協同組合 | 天草市倉岳町棚底地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第225号(天草市倉岳町棚底・亀石防波堤突端の南角) 基点2 熊本県漁場基点天第226号(天草市倉岳町棚底・小島頂点) ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ350度30分・802メートルのところ イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ352度30分・1,003メートルのところ ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ358度15分・995メートルのところ エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ357度35分・795メートルのところ | 第1種区画漁業 | ひおうぎ・かき垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市倉岳町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第851号 | 天草漁業協同組合 | 上天草市大矢野町中地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第38号(上天草市大矢野町中野米カネカキ鼻北東端(西大権橋橋脚台北側角基部)) ア 基点1と上天草市大矢野町横島北端を見通した線から基点1を基点として右へ225度30分・120メートルのところ イ 基点1と横島北端を見通した線から基点1を基点として右へ204度・350メートルのところ ウ 基点1と横島北端を見通した線から基点1を基点として右へ224度15分・465メートルのところ エ 基点1と横島北端を見通した線から基点1を基点として右へ247度30分・260メートルのところ | 第1種区画漁業 | かき垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 上天草市大矢野町 | 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 |
| 天区第852号 | 天草漁業協同組合 | 上天草市大矢野町中地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第38号(上天草市大矢野町中野米カネカキ鼻北東端(西大権橋橋脚台北側角基部)) ア 基点1と上天草市大矢野町横島北端を見通した線から基点1を基点として右へ294度30分・345メートルのところ イ 基点1と横島北端を見通した線から基点1を基点として右へ282度30分・355メートルのところ ウ 基点1と横島北端を見通した線から基点1を基点として右へ286度45分・670メートルのところ エ 基点1と横島北端を見通した線から基点1を基点として右へ293度15分・670メートルのところ | 第1種区画漁業 | かき垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 上天草市大矢野町 | 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 |

| 免許番号 | 漁業種者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|---------|-----------|-------------|--|---------|----------|----------------|------------------------|---------|-------------------|--|
| 天区第853号 | 天草漁業協同組合 | 上天草市松島町合津地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度32分50.5秒、東経130度24分27.5秒 イ 北緯32度32分51.5秒、東経130度24分32.1秒 ウ 北緯32度32分49.3秒、東経130度24分32.7秒 エ 北緯32度32分48.4秒、東経130度24分28.0秒 | 第1種区画漁業 | かき垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 上天草市松島町及び天草市有明町楠南 | 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 |
| 天区第854号 | 天草漁業協同組合 | 上天草市松島町合津地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度31分14.7秒、東経130度23分39.2秒 イ 北緯32度31分16.1秒、東経130度23分40.4秒 ウ 北緯32度31分15.3秒、東経130度23分41.6秒 エ 北緯32度31分14.0秒、東経130度23分40.5秒 | 第1種区画漁業 | かき垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 上天草市松島町 | 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 |
| 天区第855号 | 有明町漁業協同組合 | 天草市有明町大浦地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度31分46.6秒、東経130度22分38.2秒 イ 北緯32度31分41.3秒、東経130度22分34.0秒 ウ 北緯32度31分39.2秒、東経130度22分41.1秒 エ 北緯32度31分44.0秒、東経130度22分44.9秒 | 第1種区画漁業 | かき垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市有明町大浦 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第856号 | 有明町漁業協同組合 | 天草市有明町大浦地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度31分46.6秒、東経130度22分38.2秒 イ 北緯32度31分52.0秒、東経130度22分39.8秒 ウ 北緯32度31分49.6秒、東経130度22分46.2秒 エ 北緯32度31分44.0秒、東経130度22分44.9秒 | 第1種区画漁業 | かき垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市有明町大浦 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 港湾管理者が行う事業の実施に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第857号 | 有明町漁業協同組合 | 天草市有明町大浦地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度31分20.0秒、東経130度22分37.8秒 イ 北緯32度31分19.9秒、東経130度22分39.6秒 ウ 北緯32度31分15.5秒、東経130度22分38.3秒 エ 北緯32度31分15.8秒、東経130度22分36.6秒 | 第1種区画漁業 | かき垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市有明町大浦 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 港湾管理者が行う事業の実施に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第858号 | 有明町漁業協同組合 | 天草市有明町大浦地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度31分16.9秒、東経130度22分11.7秒 イ 北緯32度31分16.8秒、東経130度22分13.9秒 ウ 北緯32度31分13.7秒、東経130度22分12.5秒 エ 北緯32度31分13.8秒、東経130度22分10.6秒 | 第1種区画漁業 | かき垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市有明町大浦 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 港湾管理者が行う事業の実施に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第859号 | 天草漁業協同組合 | 天草郡苓北町富岡地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第133号(天草郡苓北町志岐川河口右岸突堤北端) ア 基点1から真方位11度・885メートルのところ イ 基点1から真方位10度45分・785メートルのところ ウ 基点1から真方位3度30分・800メートルのところ エ 基点1から真方位4度45分・900メートルのところ | 第1種区画漁業 | かき垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草郡苓北町 | 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 |
| 天区第860号 | 天草漁業協同組合 | 天草郡苓北町富岡地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第133号(天草郡苓北町志岐川河口右岸突堤北端) ア 基点1から真方位336度・590メートルのところ イ 基点1から真方位342度45分・710メートルのところ ウ 基点1から真方位353度45分・650メートルのところ エ 基点1から真方位349度・520メートルのところ | 第1種区画漁業 | かき垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草郡苓北町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |

| 免許番号 | 漁業種者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|-------------|----------|------------------|--|---------|-----------|--------------------|----------------------------|---------|--|--|
| 天区第8 61号 | 天草漁業協同組合 | 天草郡苓北町富岡地 先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 熊本県漁場基点天第133号(天草郡苓北町志岐川河口右岸突堤北端) イ 基点1から真方位331度30分・1,070メートルのところ ウ 基点1から真方位342度15分・905メートルのところ エ 基点1から真方位336度・790メートルのところ エ 基点1から真方位325度15分・975メートルのところ | 第1種区画漁業 | かき垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 天草郡苓北町 | 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 |
| 天区第8 62号 | 天草漁業協同組合 | 天草郡苓北町富岡地 先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度31分21.4秒、東経130度2分39.4秒 イ 北緯32度31分16.6秒、東経130度2分38.2秒 ウ 北緯32度31分15.7秒、東経130度2分42.8秒 エ 北緯32度31分20.6秒、東経130度2分44.0秒 | 第1種区画漁業 | かき垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 天草郡苓北町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第8 63号 | 天草漁業協同組合 | 天草郡苓北町富岡地 先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度31分43.7秒、東経130度2分23.5秒 イ 北緯32度31分43.7秒、東経130度2分27.0秒 ウ 北緯32度31分42.0秒、東経130度2分27.0秒 エ 北緯32度31分42.0秒、東経130度2分23.5秒 | 第1種区画漁業 | かき垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 天草郡苓北町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の実施に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第8 64号 | 天草漁業協同組合 | 天草市天草町大江地 先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度18分24.0秒、東経130度0分15.6秒 イ 北緯32度18分23.8秒、東経130度0分15.9秒 ウ 北緯32度18分21.0秒、東経130度0分13.8秒 エ 北緯32度18分21.2秒、東経130度0分13.4秒 | 第1種区画漁業 | かき垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 天草市天草町 | 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 |
| 天区第8 65号 | 天道漁業協同組合 | 上天草市龍ヶ岳町天道 地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第398号(天草市御所浦町猿子島北東端) ア 基点1から真方位343度9分・1,639メートルのところ イ 基点1から真方位349度13分・1,640メートルのところ ウ 基点1から真方位351度26分・1,363メートルのところ エ 基点1から真方位343度30分・1,331メートルのところ | 第1種区画漁業 | かき垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 上天草市龍ヶ岳町天道 | 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 |
| 天区第8 66号 | 天草漁業協同組合 | 天草市御所浦町御所 浦地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 熊本県漁場基点天第365号(天草市御所浦町牧島漁港防波堤突端) ア 基点1から真方位80度・541メートルのところ イ 基点1から真方位83度50分・633メートルのところ ウ 基点1から真方位91度27分・677メートルのところ エ 基点1から真方位95度・618メートルのところ | 第1種区画漁業 | かき垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 天草市御所浦町(上 脇、下脇、上竹地、下 竹地、外平及び越地地 区を除く) | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |
| 天区第8 71号 | 天草漁業協同組合 | 天草市五和町二江地 先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点1 天草市五和町二江漁港須ノ脇地区西側防波堤取付基部から防波堤に沿って北へ139メートルのところ ア 基点1と天草市五和町通詞島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ14度30分・836メートルのところ イ 基点1と通詞島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ28度15分・930メートルのところ ウ 基点1と通詞島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ46度30分・645メートルのところ エ 基点1と通詞島三角点を見通した線から基点1を基点として右へ29度15分・495メートルのところ | 第1種区画漁業 | あわび・うに養殖業 | 1月1日から12月31日 まで | 令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで | 団体 | 天草市五和町 | (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 |

| 免許番号 | 漁業権者 | 漁場の位置 | 漁場の区域 | 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 存続期間 | 団体・個別の別 | 関係地区 | 条件 |
|-------------|----------|----------|--|---------|--------------------|----------------|------------------------|---------|--------|---------------------------------|
| 天区第8 81号 | 天草漁業協同組合 | 天草市深海町地先 | 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯32度15分28.0秒、東経130度6分37.0秒 イ 北緯32度15分26.0秒、東経130度6分40.9秒 ウ 北緯32度15分12.1秒、東経130度6分30.4秒 エ 北緯32度15分13.8秒、東経130度6分27.3秒 | 第1種区画漁業 | わかめ・とさか・みりん・もづく養殖業 | 1月1日から12月31日まで | 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで | 団体 | 天草市深海町 | 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。 |